沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事

令和3年度

公立大学法人 沖縄県立芸術大学

	建築				機 械				電気		
図面番号	図 面 名 称	縮 A 1	尺 A 3	図面番号	図 面 名 称	縮 A 1	尺 A 3	図面番号	図 面 名 称	編 A 1	尺 A 3
A- 01	建築改修工事特記仕様書(その1)	_	_	M- 01	特記仕様書【機械設備】-1	_	_	E- 01	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 -1	_	
A- 02	建築改修工事特記仕様書 (その2)		_	M- 02	特記仕様書【機械設備】-2	_	_	E- 02	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 -2	_	_
A- 03	建築改修工事特記仕様書 (その3)	_	_	M- 03	特記仕様書【機械設備】-3	_	_	E- 03	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 -3	_	_
A- 04	建築改修工事特記仕様書 (その4)		_	M- 04	特記仕様書【機械設備】-4	_	_	E- 04	電灯 分電 盤 負 荷 表 ( 改 修 後 )	_	_
A- 05	案内図・配置図	1/500	1/1000	M — 05	案 内 図 · 配 置 図	1/500	1/1000	E- 05	1階電気設備改修平面図	1/100	1/200
A- 06	B1 · 1階 平 面 図	1/150	1/300	M- 06	衛生器具表・衛生機器表(改修)	_	_	E- 06	2階電気設備改修平面図	1/100	1/200
A- 07	2階平面図	1/150	1/300	M- 07	衛生器具表・衛生機器表(撤去)	_	_	E- 07	改修後 1階トイレ電気設備平面詳細図	1/30, 50	1/60、100
A- 08	3階平面図	1/150	1/300	M- 08	既設B1・1階衛生設備 (撤去) 平面図	1/150	1/300	E- 08	改修後 1階トイレ電気設備展開図	1/50	1/100
A- 09	屋 根 伏 図	1/150	1/300	M- 09	既 設 2 階 衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 図	1/150	1/300	E- 09	改修後 2階トイレ電気設備平面詳細図	1/30, 50	1/60, 100
A- 10	断 面 図 (1)	1/100	1/200	M- 10	既 設 3 階 衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 図	1/150	1/300	E- 10	改修後 2階トイレ電気設備展開図	1/50	1/100
A- 11	断 面 図 ( 2 )	1/100	1/200	M — 11	既 設 R 階 衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 図	1/150	1/300	E- 11	電 気 設 備 R階 平 面 図	1/150	1/300
A- 12	改修前 1階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表	1/30, 50	1/60, 100	M- 12	既設1階トイレ衛生設備(撤去)平面詳細図	1/30	1/60				
A- 13	改修前 1階トイレ展開図	1/50	1/100	M — 13	既設2階トイレ衛生設備(撤去)平面詳細図	1/30	1/60				
A- 14	改修後 1階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表	1/30, 50	1/60, 100	M- 14	既設3階トイレ衛生設備 (撤去) 平面詳細図	1/30	1/60				
A- 15	改修後 1階トイレ展開図	1/50	1/100	M — 15	既設2階兼用トイレ衛生設備 (撤去) 平面詳細図	1/30	1/60				
A- 16	改修前 2階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表	1/30, 50	1/60、100	M- 16	既設B1・1階衛生設備 (改修) 平面図	1/150	1/300				
A- 17	改修前 2階トイレ展開図	1/50	1/100	M — 17	既設2階衛生設備(改修)平面図	1/150	1/300				
A- 18	改修後 2階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表	1/30, 50	1/60, 100	M- 18	既設3階衛生設備(改修)平面図	1/150	1/300				
A- 19	改修後 2階トイレ展開図	1/50	1/100	M — 19	既 設 R 階 衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 図	1/150	1/300				
A- 20	改修前 3階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表、展開図	1/30, 50	1/60、100	M- 20	既設1階トイレ衛生設備(撤去)平面詳細図	1/30	1/60				
A- 21	改修後 3階トイレ平面詳細図、仕上表、建具表、展開図	1/30, 50	1/60, 100	M — 21	既設2階トイレ衛生設備(改修)平面詳細図	1/30	1/60				
A- 22	改修前 2階兼用トイレ平面詳細図・展開図	1/30, 50	1/60、100	M- 22	既設3階トイレ衛生設備(改修)平面詳細図	1/30	1/60				
A- 23	改修後 2階兼用トイレ平面詳細図・展開図	1/30, 50	1/60、100	M- 23	既設2階兼用トイレ衛生設備 (改修) 平面詳細図	1/30	1/60				
A- 24	改修前・改修後 B1階ポンプ室 建具表	1/150, 50	1/300、100	M- 24	給 排 水 系 統 図 (参 考)	_	_				

工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設	備改修コ	こ 事	-	工事年度			令和3年	度		
-							1	図面名称			図面目	録		
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-4	1				縮尺		A1		A3 -	-	
発注	機関	公立大学法人	沖縄県	良立芸徒	析大学			図面番号						
							-							
摘	要						設	名 科	尓	株式会社	国吉設調	l <del>†</del>		
		管理建築士	設	81	製	図	1	************	_	(14)	0 -1		<b>/</b> D	-
		日在左末工	DX.	н	400	123	it+	資格者氏	名	(株)国吉	設計	仲島	保	印
検	EΠ							登録番	_	一級建築士		第	185344	-
~							者	豆 球 畬	7	一級建築士	事務所	第	136-363	4
								所 在	地	沖縄県那覇	市首里山	奇山町	r 4-206	

# 建築改修工事特記仕様書 [ 建築工事編 ]

沖縄県土木建築部

## 1 工事概要

- (1) 工 事 名 : 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事
- (2) 工事場所 那覇市首里当蔵町1-4 (地域地区等:
- : 29, 400, 00 m<sup>2</sup> (3) 敷地面積
- (4) 工事種目

ア 建架物				
建築物の名称	管理棟・一般教育	棟		
主要用途	大学			
構造及び階数	地下1階、地上3階	皆		
工事種別				
建築面積		m <sup>*</sup>	m <sup>*</sup>	m <sup>*</sup>
延べ面積	3, 118. 17	m <sup>*</sup>	m <sup>*</sup>	m <sup>2</sup>
イ 工作物及び	び立木			

工作物等の名称

# 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月時点での沖縄県土木建築部建築工 事積算基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

## 3 建築工事仕様

## (1) 標準仕様

図面及びこの特記仕様に記載されていない事項は、すべて官庁営繕 関係統一基準の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[平成 31年版](以下「標準仕様書」という。)による。

#### (2) 特記仕様

- ア 章は、番号に〇印の付いた章を適用する。
- イ 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- ウ 特記事項は、「・」に〇印の付いたものを適用する。「・」に〇印 がつかない場合は「※」のついたものを適用する。「・」と「※」 共に〇印がついた場合は共に適用する。「※」を適用しない場合は 「・」に変えること。
- エ 特記事項のうち、【 】については、適用する事項を選択して記 載すること。
- オ項目及び特記事項に記載の( . ) 内表示番号は、標準仕様書 の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- カ 特記事項に記載の (参一.) は、国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) [平成31年版]巻末の 各部配筋参差図の当該項目を示す。
- キ 形状寸法の単位は、特記なき限りmmとし、質量も従来どおりkgであ るが、カ(N: = = - + >)、応力(N/mm2)、圧力(Pa: パスカル、エネルギー(J: ジュール)等は基本的には国際単位系(SI単位)を 使用する.

# 4 その他

- (1) 公共事業労務費調査に対する協力
  - ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に 必要事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。ま た、本工事の完成後においても、同様とする。
  - イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対 象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工 事の完成後においても、同様とする。
  - ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提 出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するととも に、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働 者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
  - エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事 受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。) がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事 における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平 成19年7月24日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならなし なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、 厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その 旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の 届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れ が生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議 を行うこと。
- (3) ワンデーレスポンスの実施
- ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議 の回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応すること である。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要 なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答 を「その日のうち」にすることである。

- イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の 進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と 実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督 へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調 査を実施する場合があるため、協力すること。

#### (4) 工事監督業務の一部委託

- ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は 建設工事請負契約書(以下、「契約書」という。) 第9条に基づく 監督員(以下「監督員」という。)が行う監督業務の一部を委託し 職員以外のもの(以下「管理技術者等」という。)が監督業務の一 部を実施する。
- イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等(以 下「現場代理人等」という。)は、管理技術者等が監督員に代わり 現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。 また、書類の提出に関し、説明を求められた場合にはこれに応じな│項 ければならない。ただし、管理技術者は、指示、承諾、協議及び確 認の適否等を行う権限は有しない。
- ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を 通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知
- 等があったものと同等である。 エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は
- 通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。 (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事: 本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事 を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連 する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計 額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

#### (6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、 格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努め なければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使 用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内 に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐 在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課) 沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に 報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示 等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。 (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理
- を十分に行うこと. イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材 納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーがエ 事現場に出入りすることがないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別 措置法(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する 団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進するこ
- オ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安 全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によ って悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

# (10)不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用 させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃 料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料を いう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しな ければならない。
- (11)設計図書における資材等の取扱いについて
  - ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の 製品又は工法を指定するものではない。
  - イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり の品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等 品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の の承諾を得るものとする。
  - 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではな く、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作 成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するもので

#### 1)適用基準等 · 建築改修工事監理指針 (令和元年版) 国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官

- 堂 繕 部 監 修
- · 敷地調査共通仕様書(令和元年版)国土交通省大臣官房官

記事

- **庁 堂 繕 部** · 建築材料 · 設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価
- 名簿 (令和元年版) (一社) 公共建築協会 · 営繕工事写真撮影要領 (平成31年版)
- 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部
- 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再省 源化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月) 沖縄県十木建築部
- 構造計画・施工計画の留意事項(平成25年4月)沖縄県土 太 建 築 部

# ②工事実績情 報の登録

項 日

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事 については、登録を要しない。

# ③工事の一時 中止に関す る事項

工事の一時中止に係る計画の作成

- (1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受け た場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計 画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承 諾を受けるものとする。
- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工 事現場を保全すること。

# 4 工事の余裕

- ・本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。
- (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事 である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考 慮していない。
- (2) CORINDS登録については、実工期期間にて技術者の従事 期間の登録を行うこと。
- (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術 者の配置は不要とする。
- (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余
- 裕期間を記入したものとする。 (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除
- く)について、実工期の始期に提出するものとする。 (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の 設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間 内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監 督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、
- 着手関係書類を提出するものとする。 (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協 議を行う.
- (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、事 工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払 いを請求することはできない。

# 5 概成工期

図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること

# (1.2.2)

6品質計画等│建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による (1) 風速: V0= m/s (平12建告第1454号第2)

# (2) 地表面粗度区分:

(3.5.4) (3.9.3) (5.13.5) (9.3.4)

# ⑦施工図等

- (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、 発注者に委譲するものとする。
- 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を 調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図 (各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工 事の必要な内容を記載した総合図を作成する。なお、総合
- 図は監督員に提出し、確認を受ける。 (3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出 する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工 計画書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提 出し、承諾を受ける。

# 術者 (1.3.3)

│8 電気保安技│ 電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保 安技術者を配置し、保安業務を行うこと。

# 9 施丁冬件 (1.3.5)

施工順序等の制約

- 無し 有り【・現場説明書による ・図示 ・ 】
- 工事車両の駐車場所 ・ 図示 ・ 現場説明書による 資材、機材置場
- 図示・現場説明書による 建設発生土の仮置場
- 図示 ・ 現場説明書による
- その他の施工条件
  - ・ 図示 ・ 現場説明書による

# 10施工中の安 (1) 全確保及び 環境保全等

項 日

「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」 (平成9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13 年4月9日 国土交通省告示第487号)による建設機械を 使用する。

事

記

- $(1 \ 3 \ 7)$ (1.3.11)
  - (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原 則として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10 月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18 日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス 対策型建設機械を使用するものとする。
    - 一般工事用建設機械 (ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)
    - ア バックホウ

特

ブルドーザ

車輪式トラクタショベル

- 発動発雷機
- 空気圧縮機
- 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
- キ ローラ類
- ホイールクレーン

#### 1交通安全管 国道 6 路線及び県道 7 路線における警備業者が交通誘導警 理(1.3.9) 業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置する こと。(平成27年4月3日 沖縄県公安委員会告示第36号)

# 理等 (1.3.12)

|120発生材の処│(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び 処分を行う。

	発生材の種類
発注者に引き渡すもの	
特別管理産業廃棄物の有無及び処理	里方法
現場において再利用を図るもの	

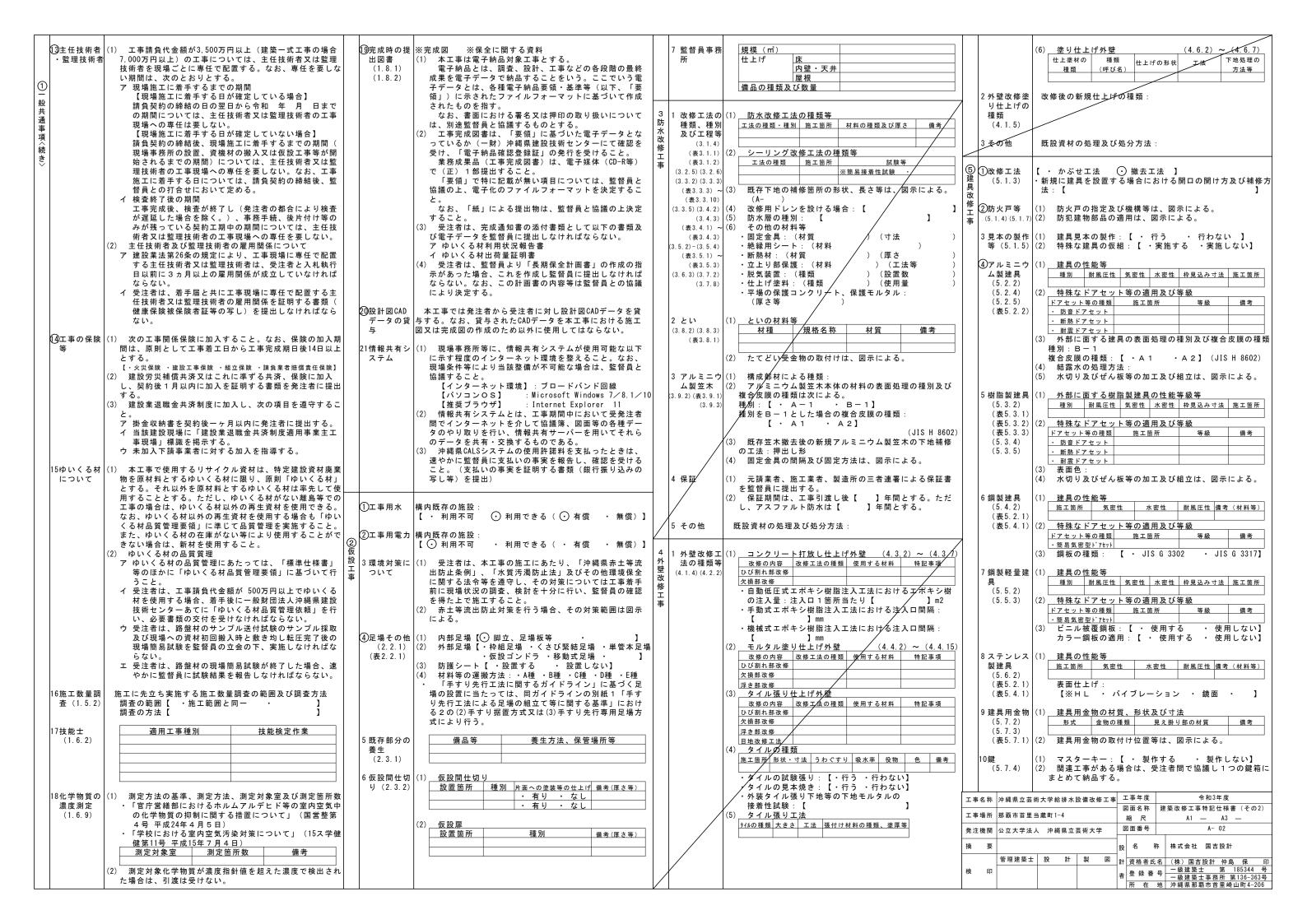
- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処 分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税 (沖縄県産業廃棄物税) が課税されるので、適正に処理す ること。
- (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」 (COBRIS) により作成した、「再生資源利用計画書」及び 「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければな らない。
- (4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいく る材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けてい ないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している 施設へ搬出すること。だたし、島内に当該施設がない場合 はこの限りではない。
- (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処 分費) は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から 運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的にな るものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場 合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
- (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の 取扱其準について
- ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及 び粉体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸 引機能を有する切断機械等により回収するものとする。 回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、 適正に処理するものとし、必要と認められる経費につ いては変更契約できるものとする。

「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に 関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請 負業者) が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理 のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者 に提供することが必要である。なお、工事に際して特 別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水 及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/

sangvo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管 理票(マニフェスト)について、監督員から請求があ った場合は提示しなければならない。

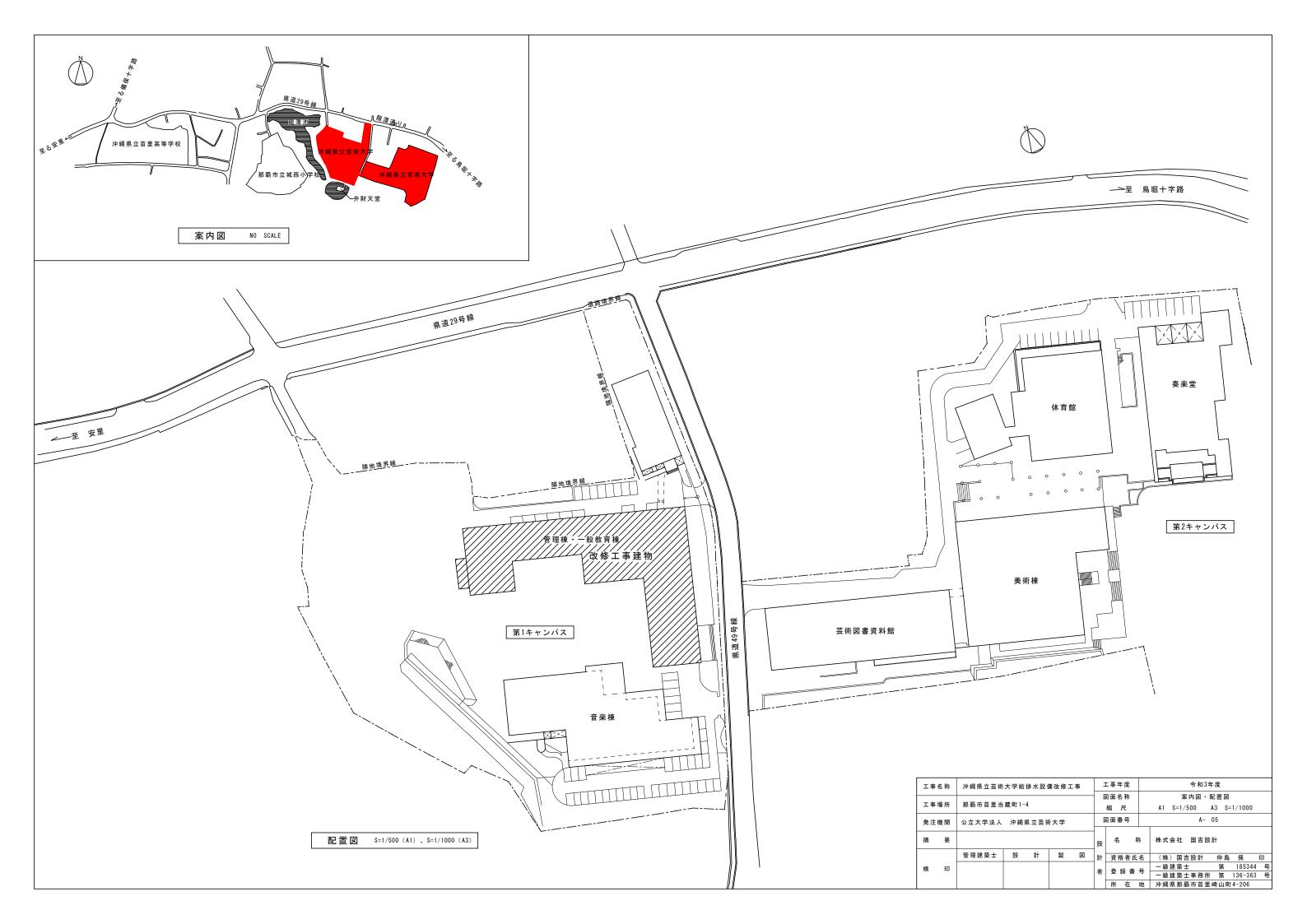
- 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装 版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知) (平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正 に処理すること。
- 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断 に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25 年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理す

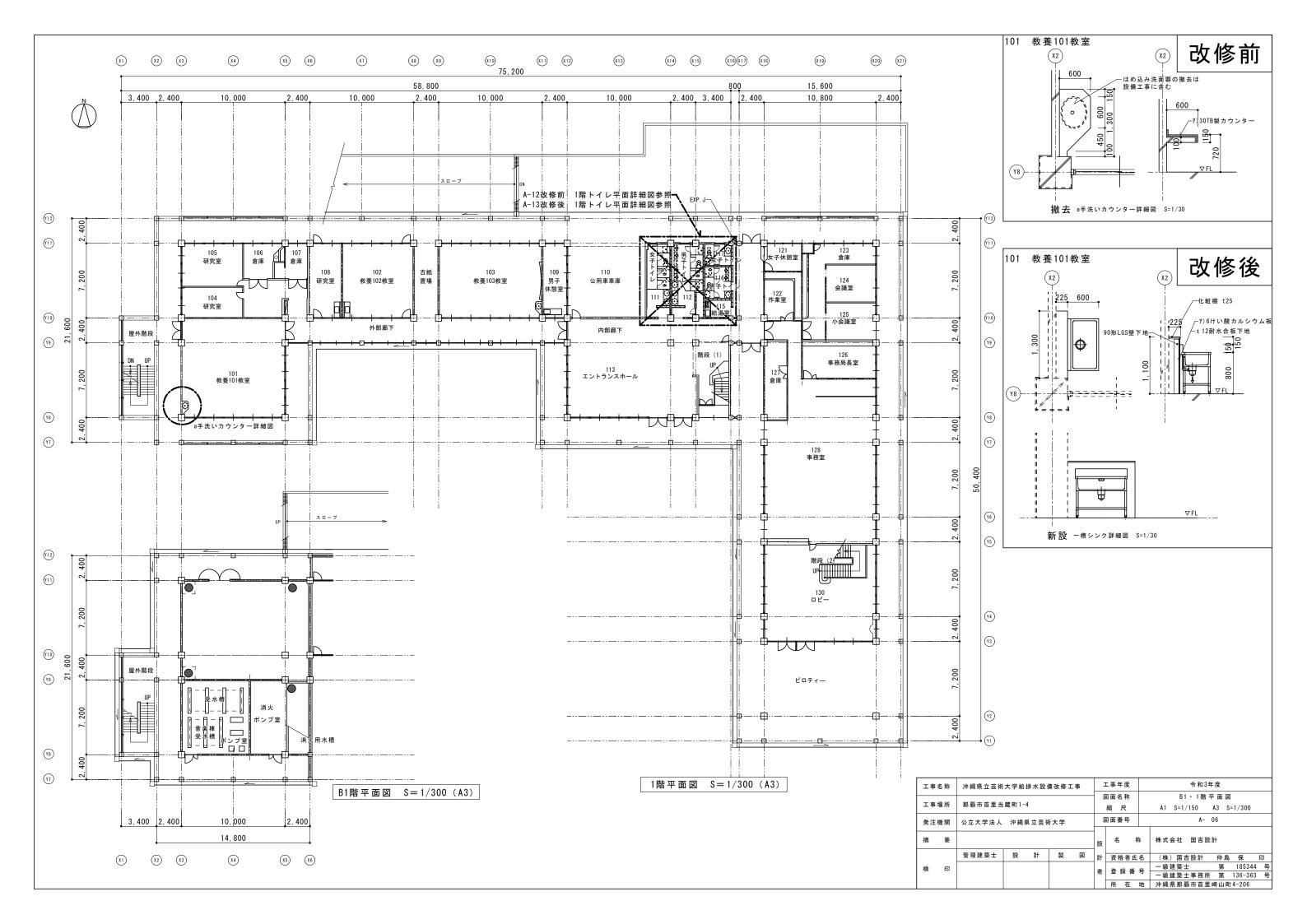
I	事名称	沖縄県立芸	術大学組	合排 水	设備改作	修工事	I	事年原	隻	令和3年度
<b> </b>	事場所	那覇市首里	当蔵町1	-4				面名和		建築改修工事特記仕様書(その1)
	7 - 90 171	70° 40' 10 G T	,,,,,,,,	•				縮尺		A1 — A3 —
発	注機関	公立大学法	人 沖紅	縄県立:	芸術大学	学	2	面番音	클	A- 01
摘	要						設	名	称	株式会社 国吉設計
		管理建築士	設	ä†	製	図	it+	資格者	氏名	名 (株) 国吉設計 仲島 保 印
検	印						者	登 録	番号	- 一級建築士 第 185344 号
								所 右	ΕĦ	一級建築士事務所 第136-363号 也 沖縄県那覇市首里崎山町4-206

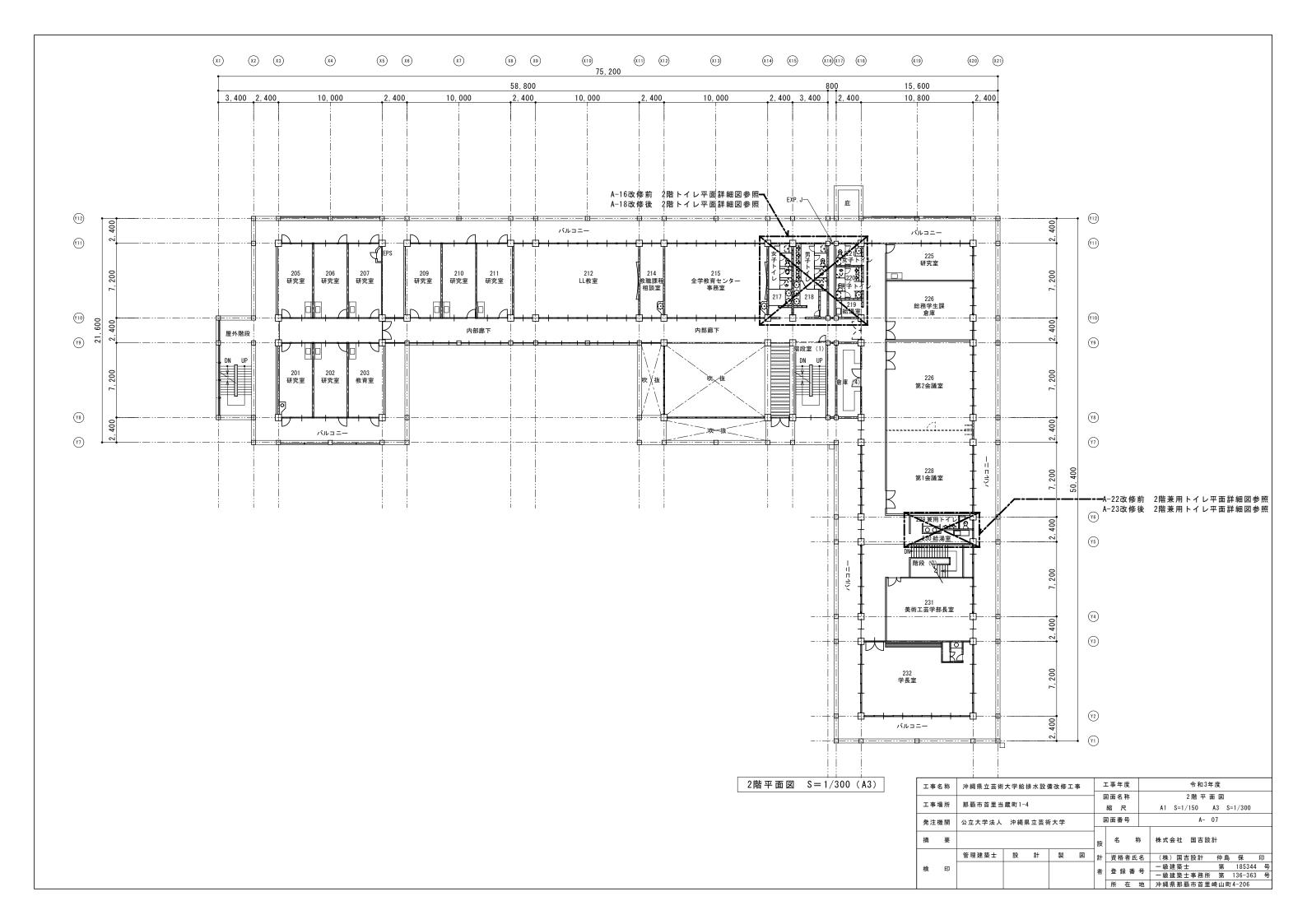


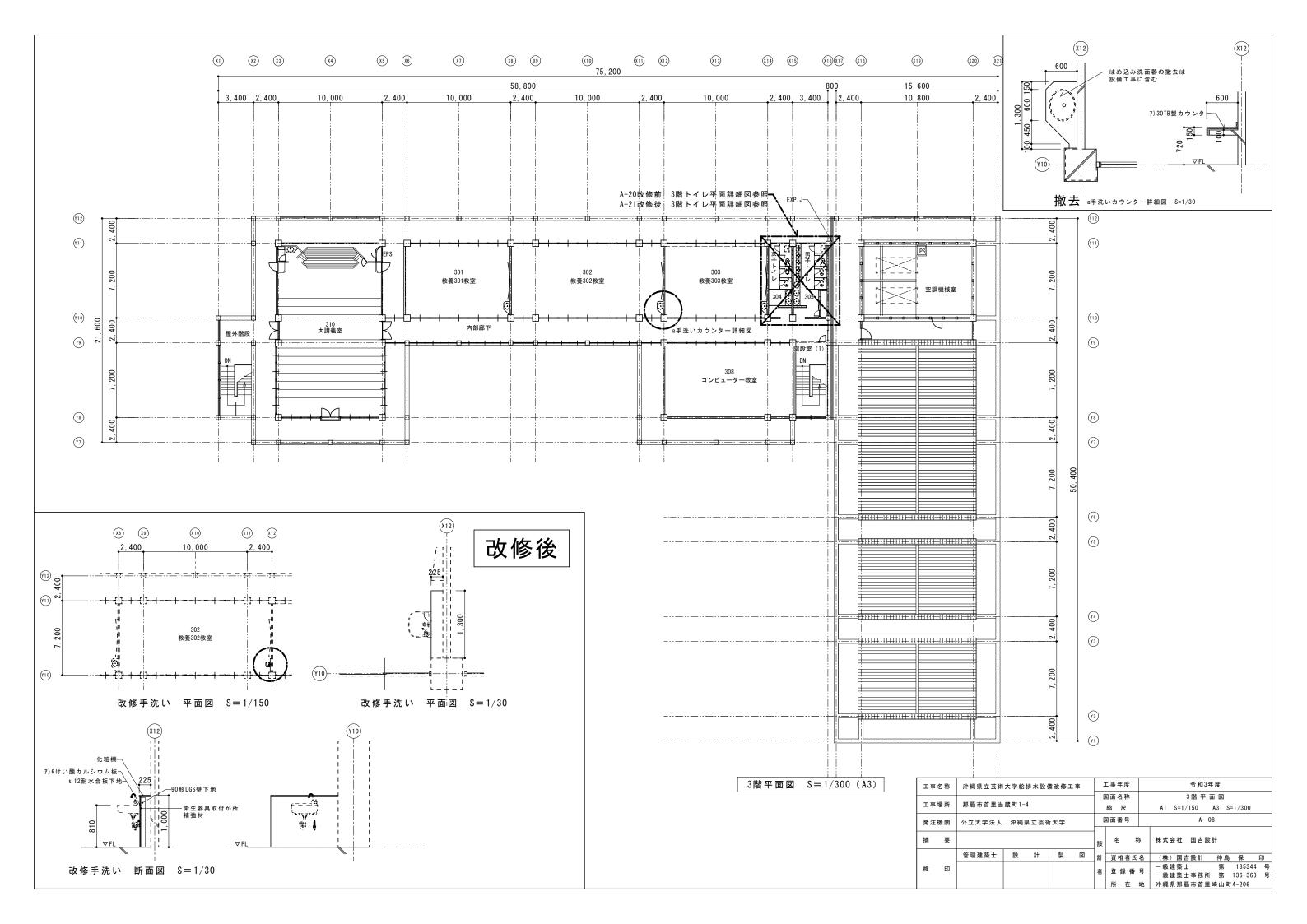
19-10   19	理   閉装置   具 (5.8.3) (表5.8.4)   修	(1) 戸の開閉方法: 【 ・引戸 ・開き戸 ・折戸】 (2) センサーの種類: (1) シャッターの種類: 【 ・重量 ( ) ・軽量】 (2) 耐風圧強度: (3) 重量シャッターの場合のシャッターケース: 【 ・設ける ・ 設けない 】 (4) スラットの形状: 【 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング型】	う。ただし、現場におけ した箇所に対し、現場に (3) 性能区分:性能区分は 示を受けた部材について ア 造作材にラワン材等位 保存処理K1+保存処	材等を除く全ての木材 る加圧式とし、十分に乾燥を行 る加工が生じた場合には、加工 て木はそのただし、監督員の指 は、その指示に従うものとする。 な葉樹を使用する場合は、JASの	(6. 16. 2) (6. 16. 5) (表 6. 16. 4) (3) ター (4) ター (5) 壁 数	縮目地材の位置は、図示による。 イルの種類  箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 備考 イルの試験張り: 【・行う ・ 行わない】 イルの見本焼き: 【・行う ・ 行わない】 タイル張りの工法等 ルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等	(8.7.8) <u>仕上げの種別</u> キ 軽量コンクリ 施工部位 ク 水又は土に接 ・ 有り【使用 ケ コンクリート	種類     気乾単位容積質量       ・1種     ・2種       する軽量コンクリートの使用       箇所:     ・図示
19 - 10 (19 mm)	ッドドア (5.12.2) (4)ガラス (5.13.2) (5.13.4)	<ul> <li>(1) 耐風圧性能の区分:</li> <li>(2) 開閉機能:【※バランス式 ・チェーン式 ・電動式】</li> <li>(3) 収納形式による区分:</li> <li>(1) ガラスの種類及び厚さ等</li> <li>ガラスの種類 厚さ等 備考型板ガラス 4mm</li> <li>(2) ガラス留め材</li> </ul>	る。 5 防蟻処理、 防虫処理の 施工及び保 証 (1) 公益社団法人日本しろ あり防除施工士」とする び監督員の承諾を受けた (2) 元請者と施工業者の 出する。なお、期間は、 6 軽量鉄骨天 井下地  屋外の軽量鉄骨天井下	あり対策協会の認定した「しろ。ただし、工場における処理及場合はこの限りではない。連署による保証書を監督員に提処理施工後5年とする。	リング材塗 り : 17. 2) (6. 17. 3) (表 6. 17. 1) 8その他 既設資	<ul> <li>せっこう系</li> <li>セメント系】</li> <li>ルフレベリング材の塗厚:</li> <li>資材の処理及び処分方法:</li> <li>下地調整工</li> <li>塗料の</li> <li>塗装工程の</li> <li>施工箇所</li> </ul>	(8. 2. 8) (表8. 2. 7) (8. 17. 4) (8. 18. 2) (8. 18. 3) (8. 2. 14) (8. 2. 14) (6) 高カボルト	適用箇所
大学   1 大		(4) ガラスブロックの材料及び工法         表面形状 呼び寸法       厚さ       壁用金属 補強材 色 総カバー 粒カバー を	(2) 既存の埋込みインサー(3) あと施エアンカーの引: 【 ・ 行う(荷重 (4) 各補強の方法は、図示 (1) ビニル床シートの材料。 ルト等(6.8.2)(6.8.3)	ト:【・使用する・使用しない】       抜き試験: N程度) ・ 行わない 】       による。       及び工法       上柄 厚さ 熱溶接工法の適用 ・ 有り ・ 無し ・ 有り ・ 無し	(7.1.4)(7.2.2) ~ (7.14.2)  2 保証 (1) 元言監督 (2) 保証	請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を 員に提出する。 証期間は、工事完成後【 】年間とする。	(8.14.2) (8.15.3) (8.15.4)(8.15.7) (8.15.0) (8.15.4)(8.15.7) (8.15.4)(8.15.7) (7) 溶接 ア 技能資格者の イ 開先の形状等 開先の形状等	縁端距離   間隔
(4.2.1) (4.2	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 (6.5.1)(6.5.2) (表6.5.1) (表6.5.2) (表6.5.2) (表6.5.3)	磁器質タイル	施工箇所 種類 特殊機能床材の適用: 【・帯電防止床シート又 ・視覚障害者用床タイ ・防滑性床シート又は 施工箇所 種類	(・形状)     厚さ等       は床タイル     ル・耐動荷重性床シート床タイル】       (・形状)     厚さ等図示       2 2 2	撤去等 の処間 (8.2 (2) 既 (8.2 (3) 既 (8.2 (3) 既 (8.2 2 材料及び品 (1) 鉄角	置は、図示による。 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (25.2) (8.24.4) (8.26.5) (8.27.2) 存部分の目荒らしの程度: 21.3) (8.22.3) (8.23.3) 存部の取り合い部分の割裂補強筋の仕様: 21.6) (8.22.7) (8.26.10) (8.27.6) 筋	(8.18.2) (8.18.3) エ耐火被覆の種種類 種類 オ溶融亜鉛めっ 処理: 【・ブラスト& ・ブラスト& 確認方法: (8) モルタル及び	類及び性能
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		【・「製材の日本農林規格」による ・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・ 造作用針葉樹製材 ・ 広葉樹製材 ・	敷き (6.9.3)(6.9.4) (表6.9.1) (表6.9.2) (1) 帯電性の適用 【・・・・ (2) 見切り、押さえ金物のる。 ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	で 形状等	(8.2.1) (8.3.4) (8.4.2) (表8.3.4) (表8.3.4) ウ鉄 【※ほ	種類の記号 呼び名 (mm) 備考 株筋の継手	(8.2.13) (9) 連続繊維補強権   材料	法   引張り強度   ヤング係数   備考
版工製用 型塩 厚全品度、等級等 接着の程度 防虫・独皮等   大田		・ 化粧はり構造用集成材 ・	グ張り 11フローリングボードの特殊張り 12畳敷き(6.12.2) (1) 畳の種別【・A種・D種(和)(2) 畳表に使用する材料は、	度、弾力性を特に要求される広会会編「体育館床工事標準施工要 日種 ・C種 種別: )】 沖縄県産とする。	集日 (8.4.2)(8.4.3) (8.3.8) カ機 キ圧 ク機 (2) 溶射 (3) ある	注、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、応力中やコンクリートの充填性等について十分検討し、 督員の承諾を受けて施工すること。 機械式継手、溶接継年の場合のあきの寸法: E接部の超音波探傷試験:【・行う・行わない】 機械式継手の種類:・図示 接金網 目の形状 寸法 鉄線の経 備考 と施エアンカー	(8. 21. 10) (8. 3. 7) 4 鉄骨ブレー ス設置工事 (8. 13. 10) (8. 22. 9) 5 柱補強工事 (8. 23. 5) (8. 23. 6)	後の仕上げは、図示による。  強後の仕上げ その他(打込み工法、面取り
3 土壌の防蟻		施工箇所     樹種     厚さ品質、等級等     接着の程度     防虫・強度等       (7)     パーティクルボード       施工箇所     厚さ     表裏面の状態     曲げ強さ     接着剤     難燃性       (8)     構造用パネル	ード、その 他ボード及 び合板張り (6.13.2) (6.13.3) (表6.13.5) (2) 合板の種類 合板の名称 施工簡 ※合板の木材処理(防虫書第12章第3項及び (3) 軽量鉄骨壁下地ボード	さ 施工箇所     目地工法の種類       京 図示     図示       所 その他の仕様 ※図示 (A- ) による。       ・防蟻) については、本特記仕様       第4項を適用する。       遮音壁に用いる遮音シール材:       (8	種類 金属 接着 イアウ ウ あ 【 (8.12.4) (8.1.3)(8.9.1)	類 引機耐力 せん断耐力 名・埋込 アンカー及 確認強度 対接合筋 を	ト新設 事 (8.25.7) 7 免震・制震 改修工事 (8.26.7) (8/26.10) (8.26.13)	使用箇所 仕様 使用箇所 仕様 菱材 防錆処置 寸法許容差 設置後の仕上げ
		しろあり対策協会発行) I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤: (公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コンクリートを打設する部分には、薬剤処理	(6.14.2) (5)モルタル塗 り (1) 既製目地材の適用及び (2) 床の目地の設置及びエ	形状:	(表8.9.1)  - 量に ・ 普軽 ・ 軽 ・ 音軽 ・ 音軽 ・ 音軽 ・ 音軽 ・ 音軽 ・ 音楽	*通コンクリート ※ I 類 を量コンクリート ※ I 類 を量コンクリート ・ I 類 を I を I を I を I を I を I を I を I を I	工事場所 那覇市首里当蔵町1-4 発注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学 摘 要	図面名称   建築改修工事特記仕様書(その3)   縮 尺   A1 — A3 —   図面番号   A-03     設 名 称   株式会社   国吉設計

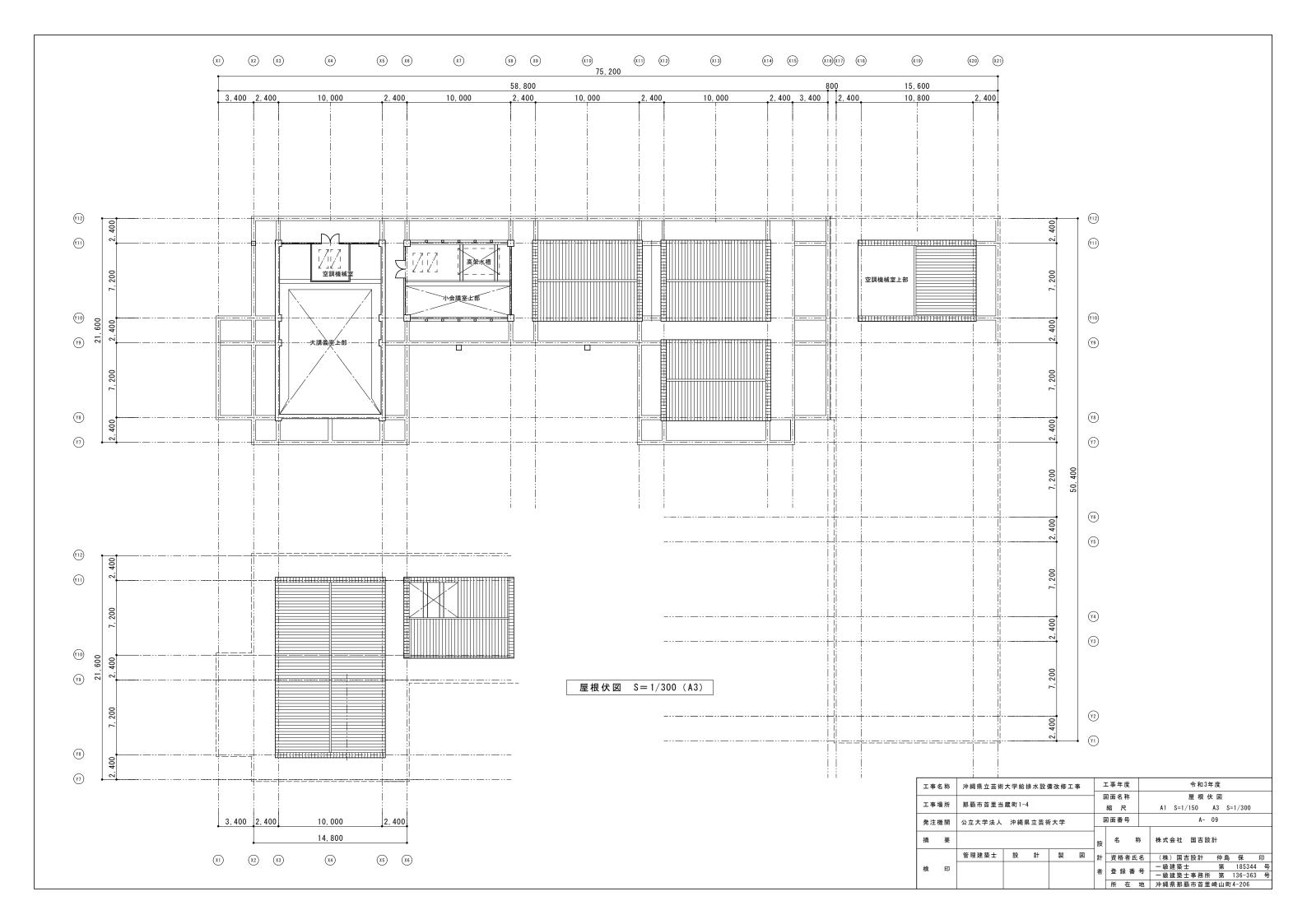


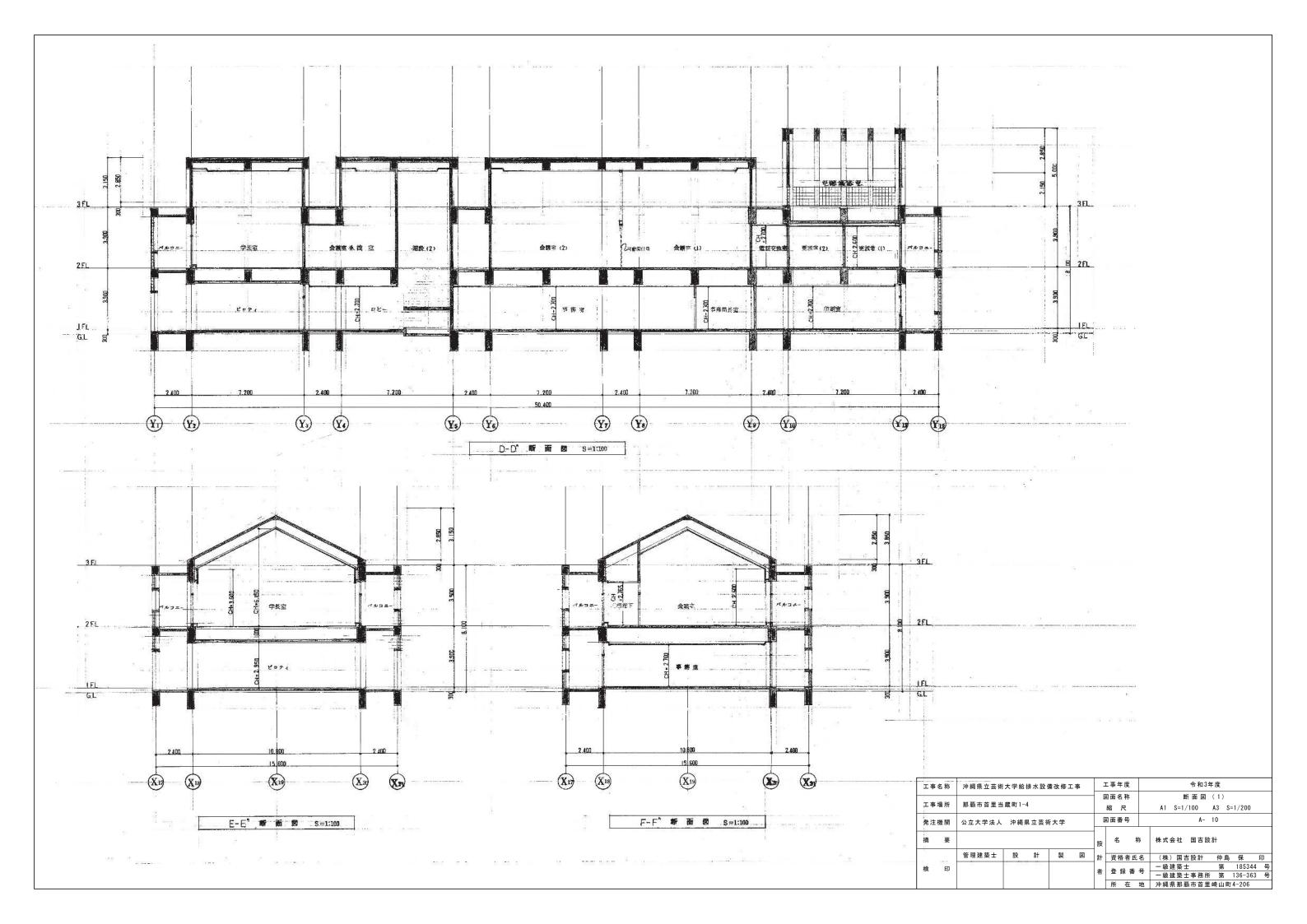


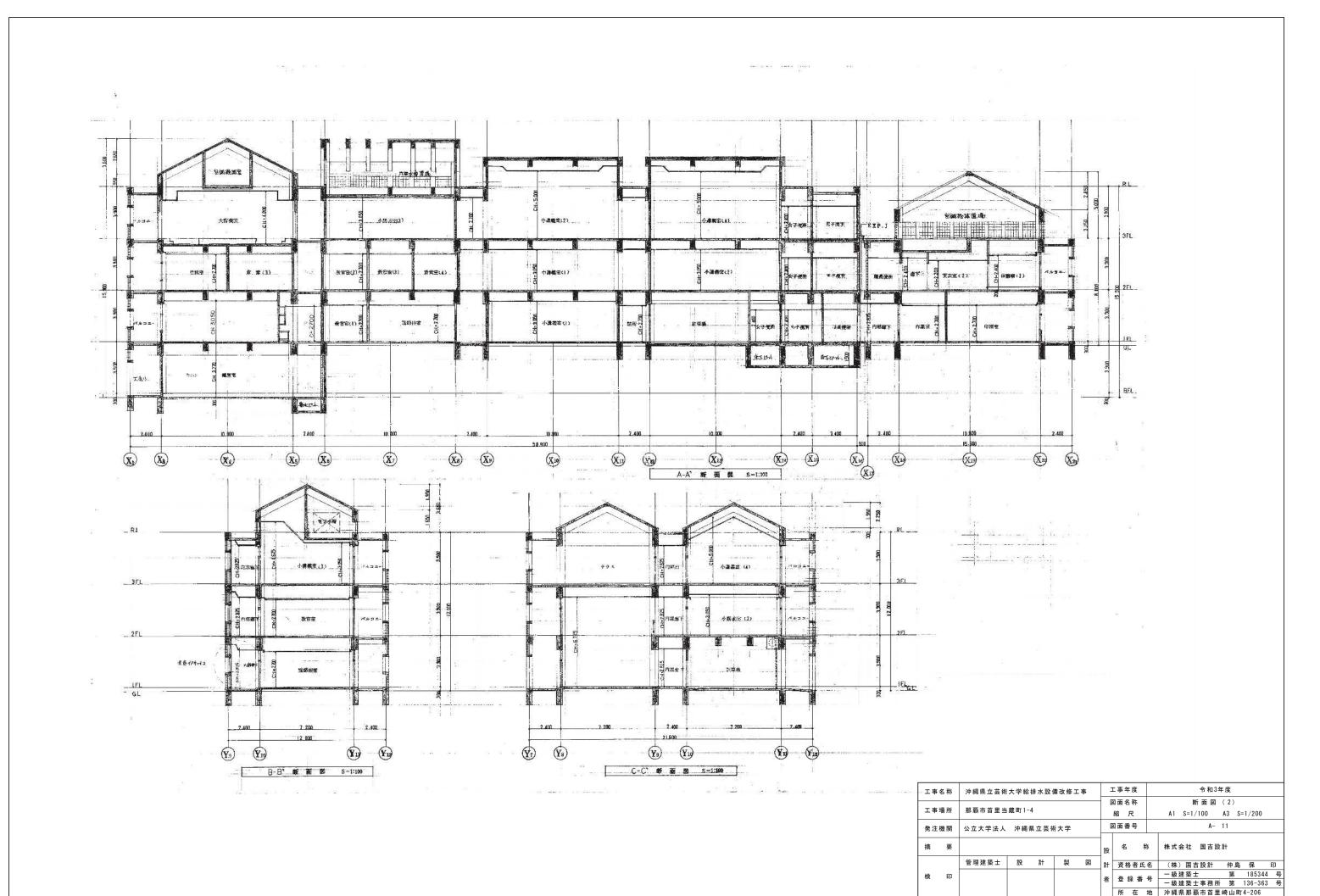


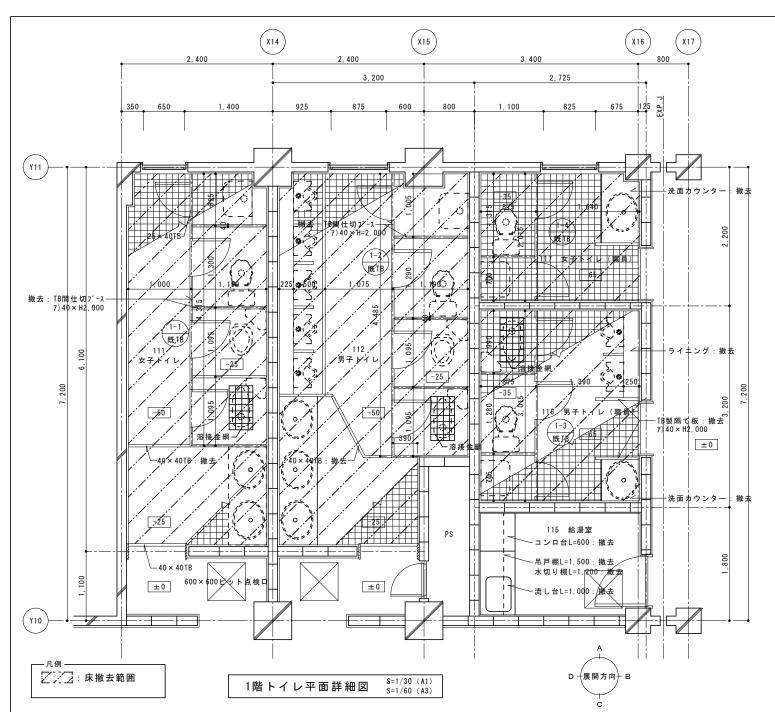












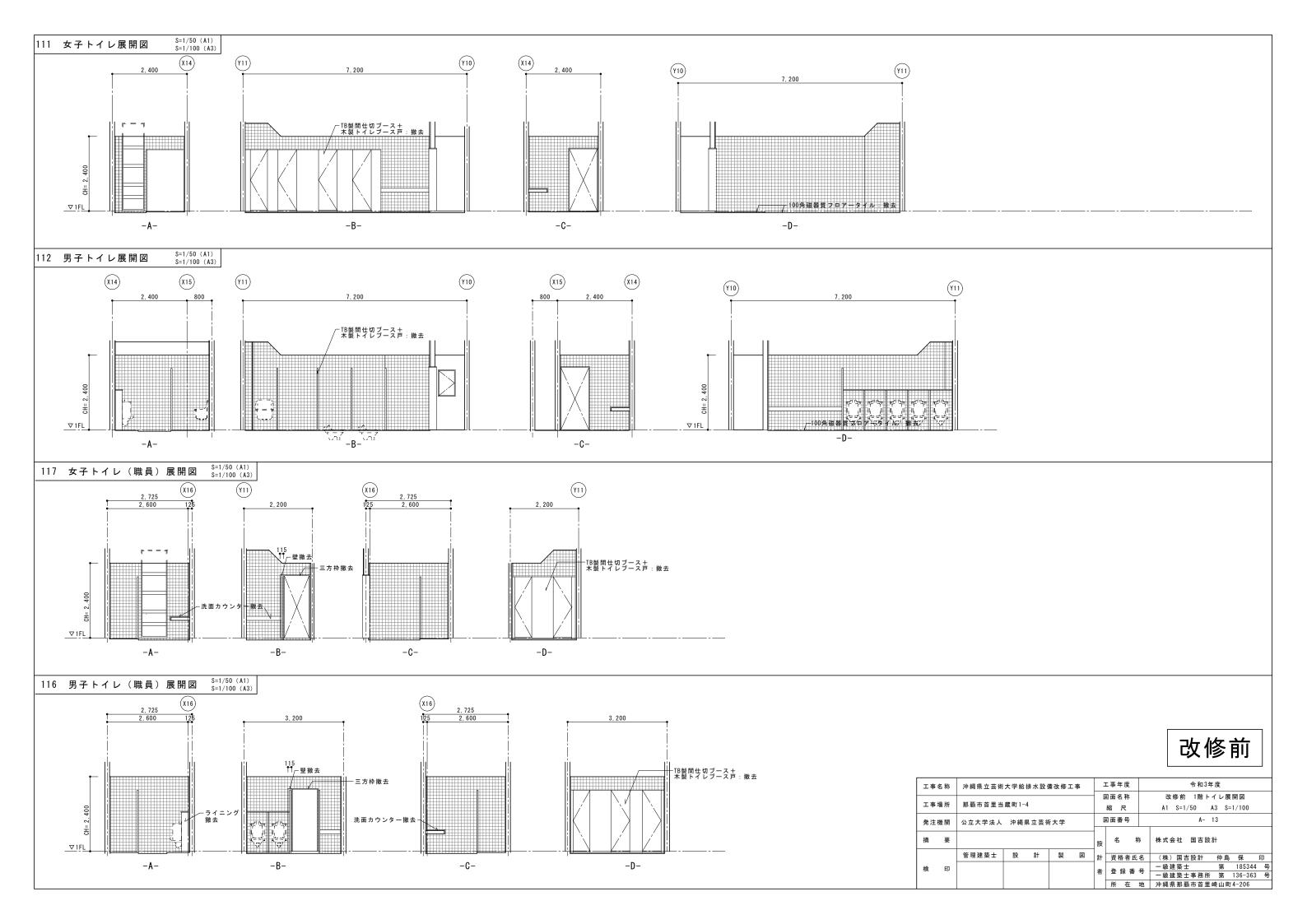
建具表 S=1/50 (A1) 、S=1/100 (A3) 1-1 既TB 111 女子トイレ 1-2 既TB 112 男子トイレ 符号・数量 1か所 1か所 4, 485 1, 005 1, 290 1, 095 4, 315 1, 300 1, 095 撤去 1,095 825 1, 095 図 600 600 600 600 550 600 名称・見込 TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 40mm TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 40mm 備考 1-3 既TB 116 男子トイレ (職員) 1-4 既TB 117 女子トイレ (職員) 符号・数量 1か所 1か所 撤去 撤去 700 1, 315 745 1,280 990 姿 図 名称・見込 TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 40mm TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 備考

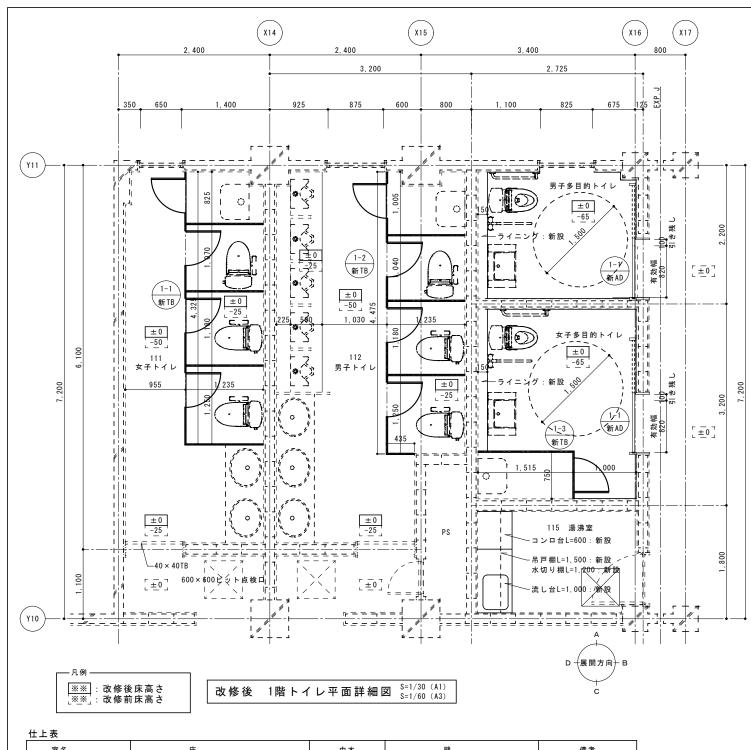
仕上表

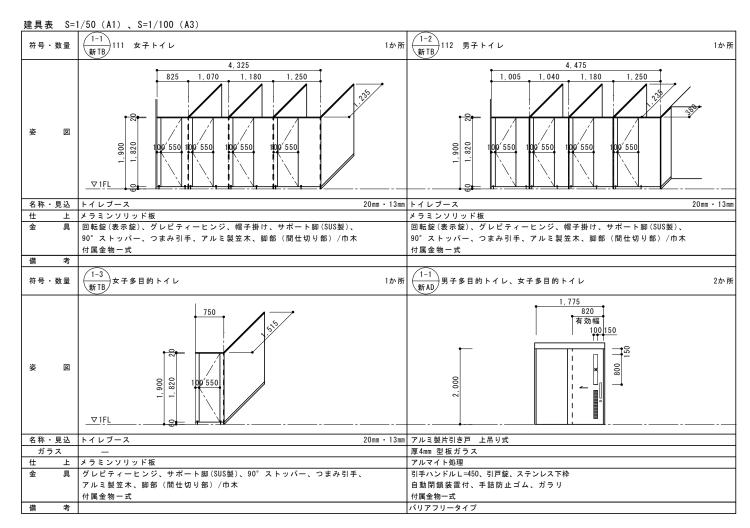
室名		床	巾木	壁	備考
111 女子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
112 男子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	
116 男子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:一部撤去	
117 女子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:一部撤去	

改修前

工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設備	備改修口	こ 事	⊢	L 事年度		令和3年度
工事	場所	那覇市首里当蔵町1-4				図面名称 縮 尺		改修前 1階トイレ平面詳細図 仕上表、建具表 A1 S=1/30、50 A3 S=1/60、100		
発注	機関	公立大学法人	沖縄り	県立芸術	<b></b> 大学			図面番号		A- 12
摘	要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設計
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印
検	印						者	登録番	_	一級建築士 第 185344 号
	·						1	豆 姚 笛	75	一級建築士事務所 第 136-363 号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206

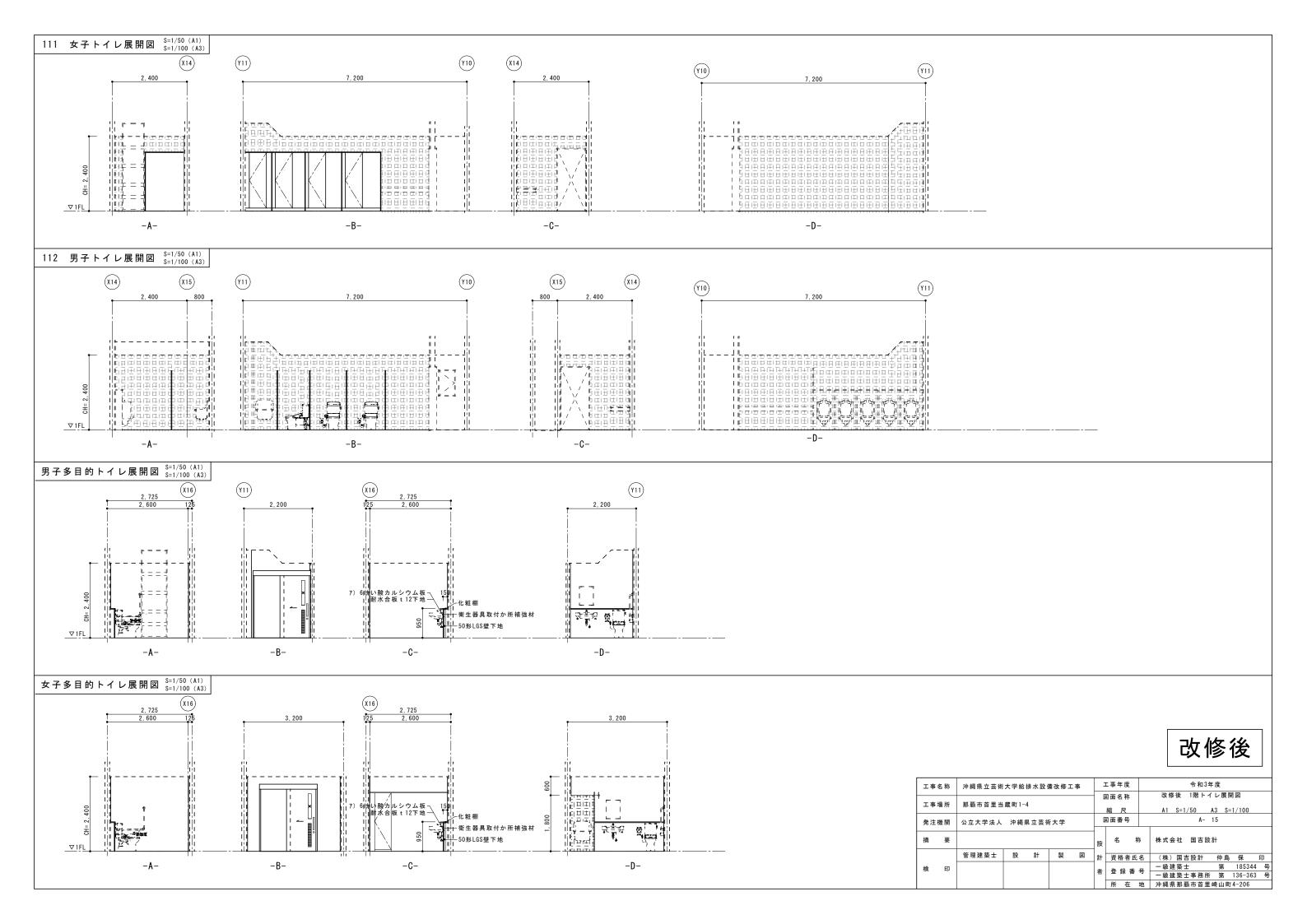


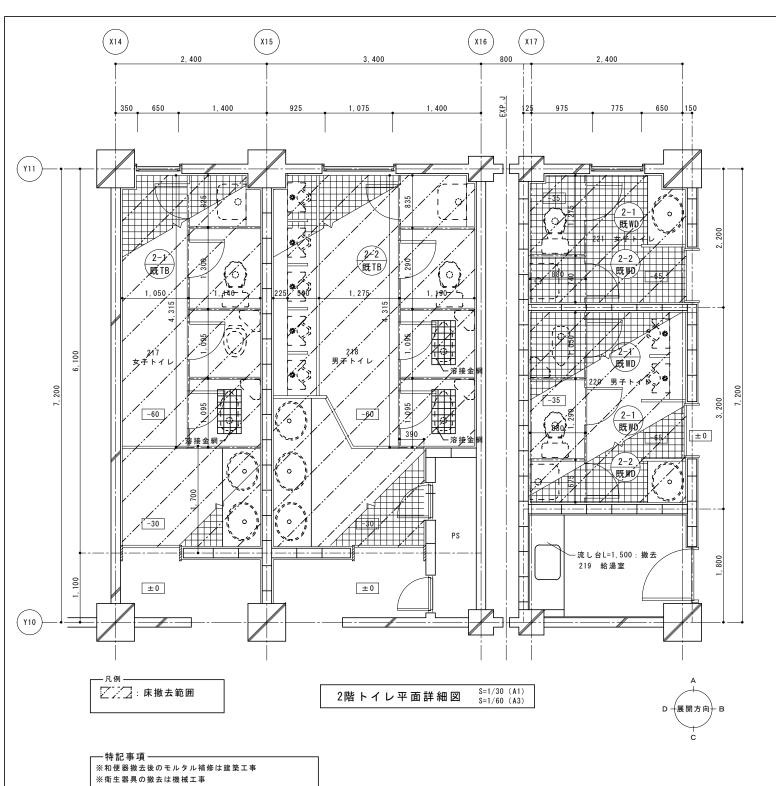




11 工 12					
室名		床	巾木	壁	備考
111	改修前	100角磁器質フロアータイル	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
女子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート		100角半磁器質タイル:既存のまま	
112	改修前	100角磁器質フロアータイル	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
男子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート		100角半磁器質タイル:既存のまま	
117女子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
男子多目的	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート		100角半磁器質タイルの上、	一部ライニング壁新設
トイレ				7) 6けい酸カルシウム板張り	即プイーング星初設
116男子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	
女子多目的	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート		100角半磁器質タイル	一部ライニング壁新設
トイレ	1		l	7) 6けい酸カルシウム板張り	叩ノコーフノ至利政

工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設	備改修工	事		エ事年度		令和3年			
工事	場所	那覇市首里当蔵町1-4					図面名称縮 尺		改修後 1階トイレ系 仕上表、建 A1 S=1/30、50 A	具表		00	
発注	機関	公立大学法人	沖縄県	具立芸術	析大学			図面番号		<b>A</b> - 1	4		
摘	要						設	名 和	<b>Ť</b>	株式会社 国吉設!	H		
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	印
検	ED						<u></u>	<b>双相平</b>	_	一級建築士	第	185344	号
							者登録番号		7	一級建築士事務所	第	136-363	号
1								所在t		沖縄県那覇市首里山	赤川田	T4-206	





# 仕上表

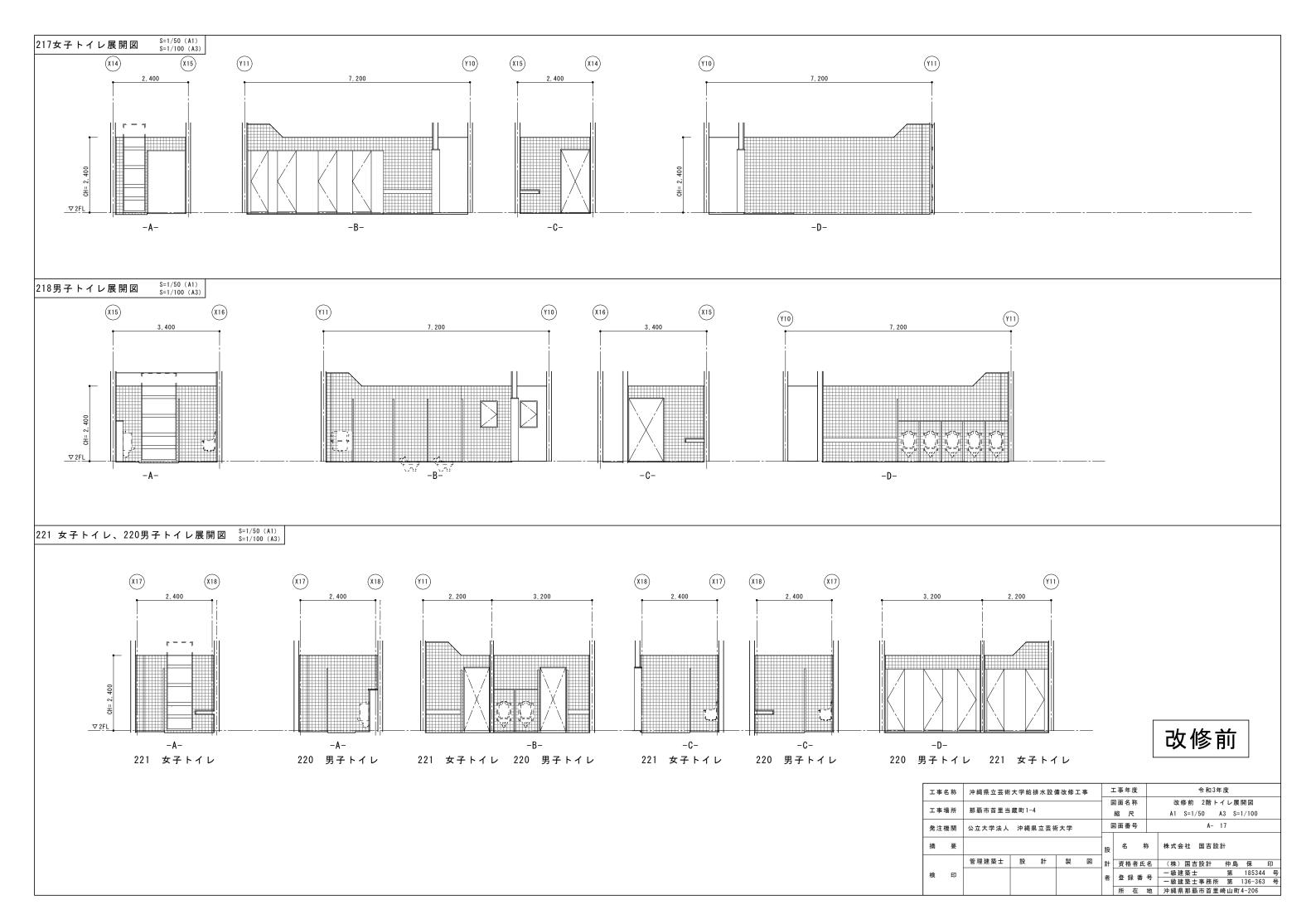
室名		床	巾木	壁	備考
217 女子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	TB製間仕切りブース:撤去
218 男子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	TB製間仕切りブース:撤去
220 男子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	TB製間仕切りブース:撤去
221 女子トイレ	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	TB製間仕切りブース:撤去

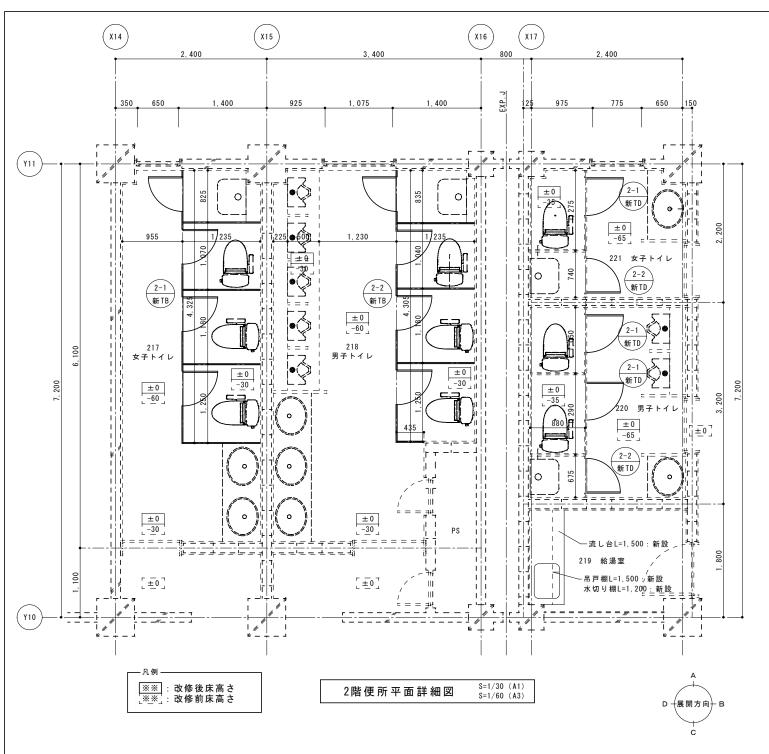
建具表 S=1/50 (A1) 、S=1/100 (A3)

符号・数量	(2-1)       111 女子トイレ       1か見	f (2-2) 既TB 112 男子トイレ 1か所
姿図	撤去 4,315 825 1,300 1,095 1,095 000 600 600 600	撤去 4,315 1,095 1,0
名称・見込	TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 40m	m TB製間仕切りブース+木製トイレブース戸 40mm
備考		
符号・数量	(2-1)       (既WD)       220     男子トイレ、221     女子トイレ	所 (2-2 既₩) 220 男子トイレ、221 女子トイレ 2か所
<b>姿</b> 図	撤去 000 7 000 7 000 7 000 7 000 7	撤去  550  000 7  000 7  000 7  000 7
名称・見込	木製トイレブース戸 40m	m 木製トイレブース戸 40mm
備考	_	

# 改修前

工事	名称	沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事						□事年度		令和3年度						
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	4			-	図面名称 縮 尺		改修前 2階トイレ平面詳細図、 仕上表、建具表 A1 S=1/30 A3 S=1/60						
発注	機関	公立大学法人	公立大学法人 沖縄県立芸術大学							A- 16						
摘	要									株式会社 国吉設計						
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印						
検 印	ED						者	登録番	무	一級建築士 第 185344 号						
	-						18	五冰瓶	7	一級建築士事務所 第 136-363 号						
					所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206									

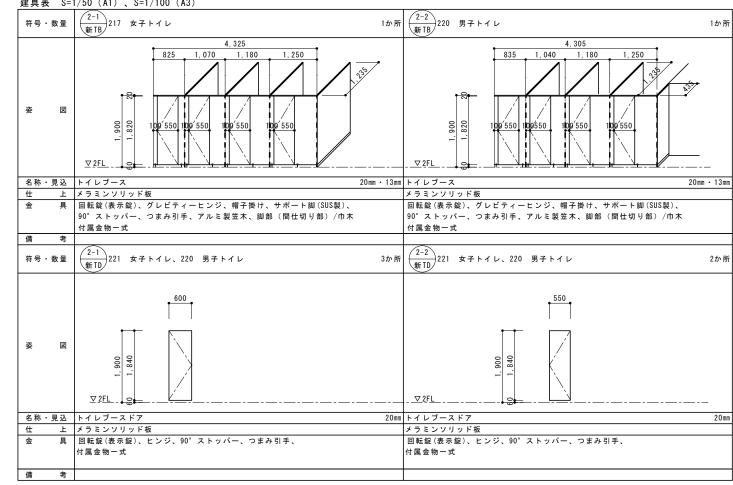




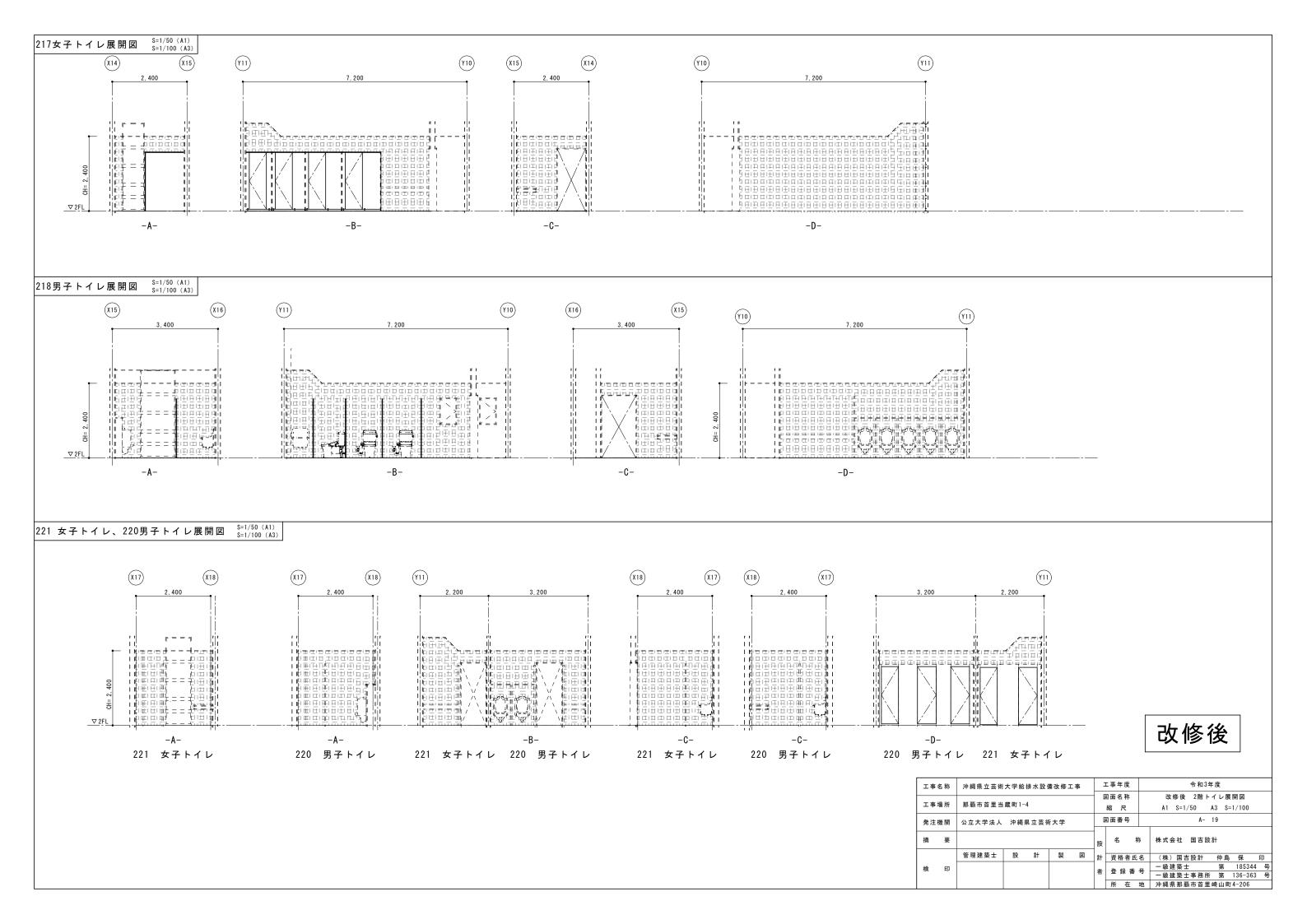
## 仕上表

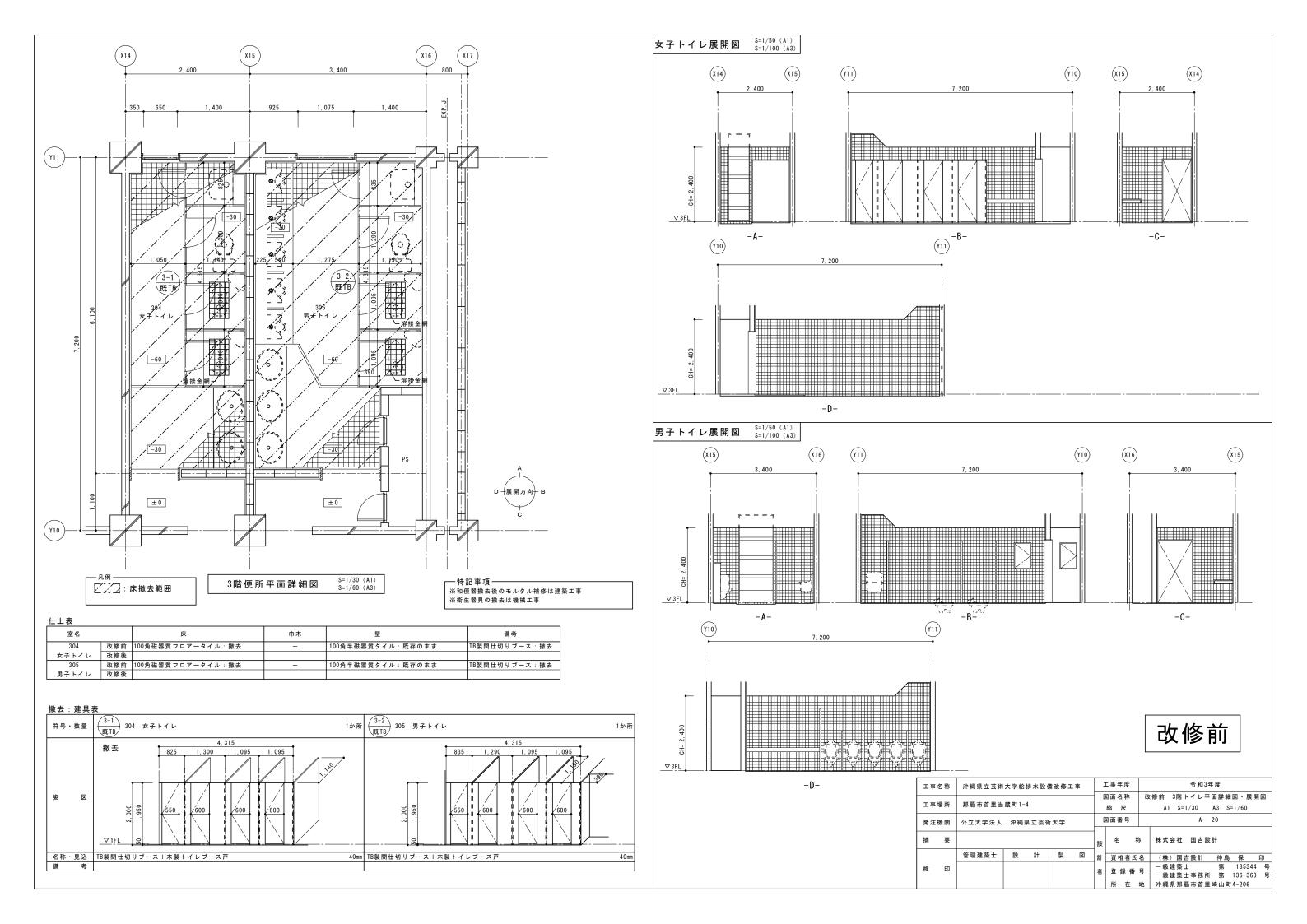
室名		床	巾木	壁	備考
217	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
女子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート			
218	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
男子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート			
220	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	-	100角半磁器質タイル:既存のまま	
男子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート			
221	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去	_	100角半磁器質タイル:既存のまま	
女子トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート			

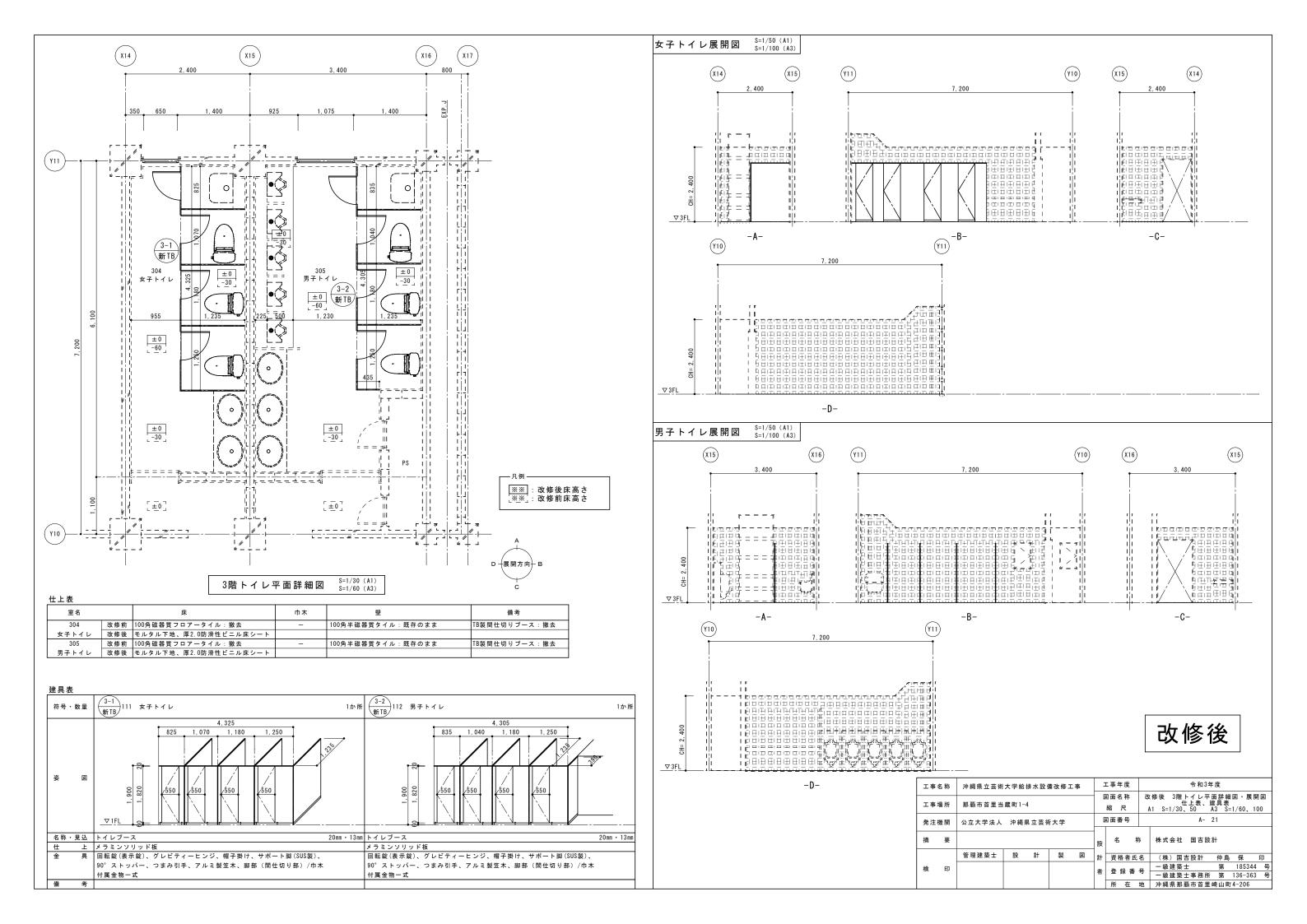


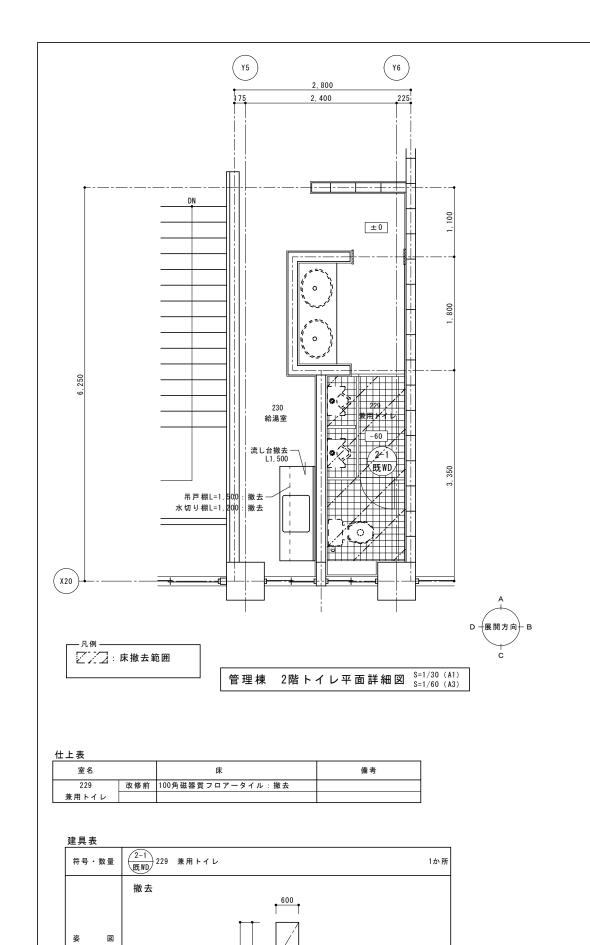


	工事名	工事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事							工事年月	英		令和3年度					
	工事均	易所	那覇市首里当	蔵町1	4			1	図面名和縮 尺		A	改修後 2 f. (1 S=1/30、	2階トイレ E上表、類 50 A	は 具表	詳細図、 =1/60、10	00	
	発注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学							図面番号			A- 18						
	摘	要						設	名	利	7	株式会社	国吉設	t <del>+</del>			
			管理建築士	設	計	製	図	計	資格	者氏	名	(株)国	吉設計	仲島	保	ED	
1	検	ED						者	登 録	*	므	一級建築:	±	第	185344	号	
1								18	豆蜂	1887	״	一級建築	士事務所	第	136-363	号	
									所有	在 :	地	沖縄県那	覇市首里に	奇山町	4-206		



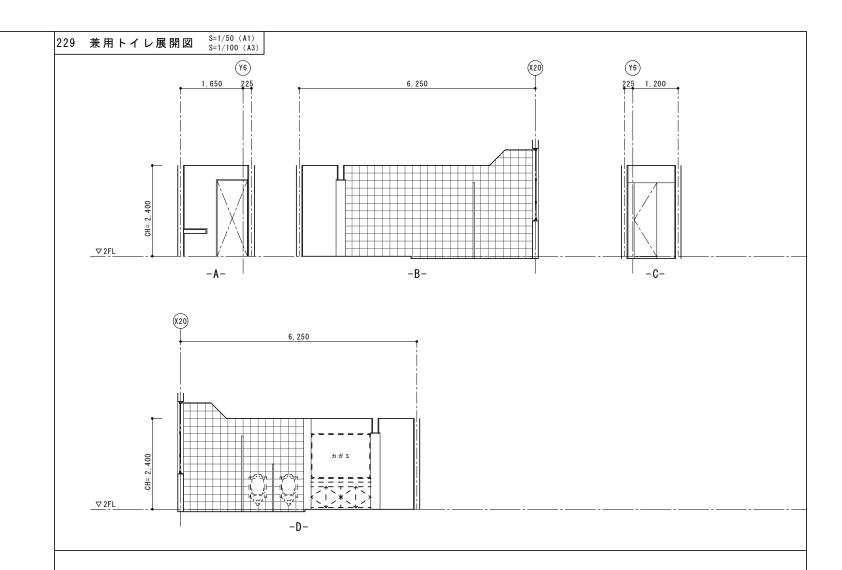






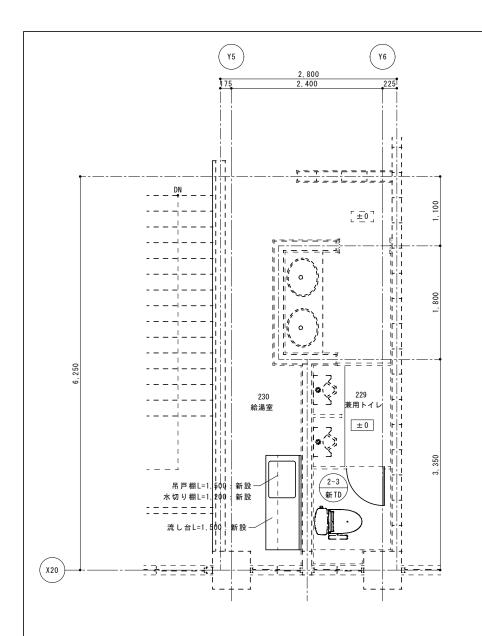
40 mm

名称・見込 木製トイレブース戸



# 改修前

							_		_	
工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設	備改修工	事	Ŀ	工事年度		令和3年度
			<b></b> .				1	図面名称	改化	修前2階兼用トイレ平面詳細図・展開図
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	4				縮尺	1	A1 S=1/30, 50 A3 S=1/60, 100
発注	機関	公立大学法人	沖縄り	県立芸徒	析大学			図面番号		A- 22
摘	要						設	名和	尓	株式会社 国吉設計
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印
検	EΠ						者	登録番	_	一級建築士 第 185344 号
	·						1	豆球钳	ァ	一級建築士事務所 第 136-363 号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206



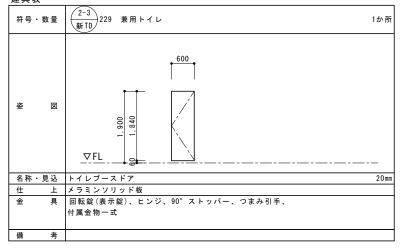
管理棟 2階兼用トイレ平面詳細図 S=1/30 (A1) S=1/60 (A3)

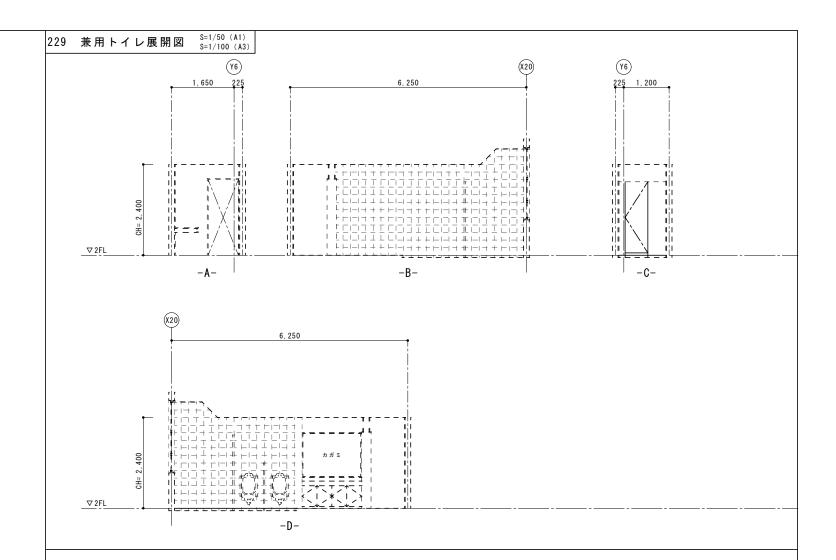


# 仕上表

室名		床
229	改修前	100角磁器質フロアータイル:撤去
兼用トイレ	改修後	モルタル下地、厚2.0防滑性ビニル床シート

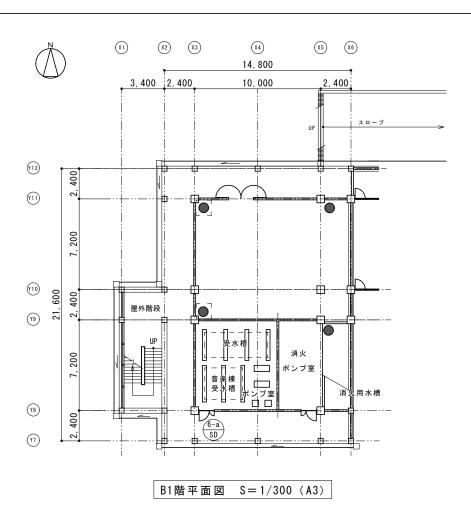
## 建目素

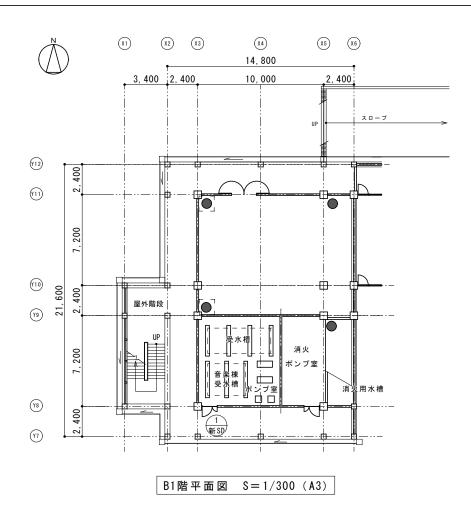


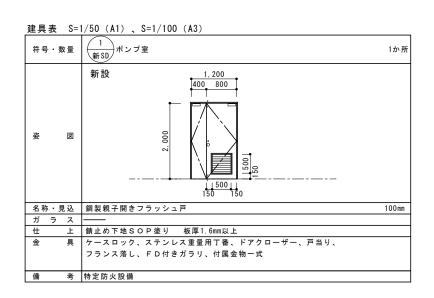


工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	非水設	備改修工	事	_	□事年度	令和3年度						
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-4	1				図面名称 縮 尺		修後2階兼用トイレ平面詳細図・展開[ A1 S=1/30、50 A3 S=1/60、100					
発注	機関	公立大学法人	公立大学法人 沖縄県立芸術大学							A- 23					
摘	要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設計					
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印					
検	ED							登録番		一級建築士 第 185344 -					
							者	豆球鱼	7	一級建築士事務所 第 136-363 -					
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206					

# 改修前







	工事名	工事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事							工事年度		令和3年度						
ł	工事均	8 50	那覇市首里当	## Dr 1	4			-	図面名称	改	修前・改修行	後 B1階	ポンフ	プ室 建具	表		
	工事物別即朝印目至当咸町一年								縮尺		A1 S=1/150 A3 S=1/300						
	発注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学								図面番号	A- 24							
	摘	要						設	名和	尓	株式会社	国吉設調	l <del>†</del>				
			管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国書	設計	仲島	保	印		
	検	ΕD						者	登録番	_	一級建築士	=	第	185344	号		
-					1	豆鉢钳	75	一級建築士	事務所	第	136-363	号					
١									所在均		也 沖縄県那覇市首里崎山町4-206						

# 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事 (機械設備工事・電気設備工事)

	機	械 設 備	図 面	目 録		電	気 設 備 図 面 目	録
図面番号	図 面 名 称	縮尺	図面番号	図 面 名 称	縮尺	図面番号	図 面 名 称	縮尺
M-01	特記仕様書【機械設備】-1	_	M-13	既 設 2 階 トイレ衛 生 設 備 (撤去) 平 面 詳 細 図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 01	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 - 1	_
M-02	特記仕様書【機械設備】-2	_	M-14	既 設 3 階 トイレ衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 詳 細 図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 02	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 - 2	_
M-03	特記仕様書【機械設備】-3	_	M-15	既 設 2 階 兼 用 トイレ衛 生 設 備 ( 撤 去 ) 平 面 詳 細 図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 03	電 気 設 備 特 記 仕 様 書 - 3	_
M-04	特記仕様書【機械設備】-4	_	M-16	既設B1・1階衛生設備 (改修) 平面図	S=1/150(A1) S=1/300(A3)	E- 04	電灯分電盤負荷表 (改修後)	_
M-05	案 内 図 配 置 図	S=1/500 (A1) S=1/1000 (A3)	M-17	既 設 2 階 衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	E- 05	1階電気設備改修平面図	S=1/100 (A1 S=1/200 (A3
M-06	衛 生 器 具 表 ・ 衛 生 機 器 表 ( 改 修 )	_	M-18	既設3階衛生設備 (改修) 平面図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	E- 06	2階電気設備改修平面図	S=1/100 (A1 S=1/200 (A3
M-07	衛生器具表・衛生機器表(撤去)	_	M-19	既 設 R 階 衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 図	S=1/150(A1) S=1/300(A3)	E- 07	改修後 1階トイレ電気設備平面詳細図	S=1/30, 50 ( S=1/60, 100 (
M-08	既設B1・1階衛生設備 (撤去) 平面図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	M-20	既設1階1/1/衛生設備(改修)平面詳細図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 08	改修後 1階トイレ電気設備展開図	S=1/50 (A1 S=1/100 (A3
M-09	既 設 2 階 衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	M-21	既 設 2 階 トイレ衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 詳 細 図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 09	改修後 2階トイレ電気設備平面詳細図	S=1/30, 50 (A S=1/60, 100 (
M-10	既設3階衛生設備 (撤去) 平面図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	M-22	既 設 3 階 トイレ衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 詳 細 図	S=1/30(A1) S=1/60(A3)	E- 10	改修後 2階トイレ電気設備展開図	S=1/50 (A1) S=1/100 (A3
M-11	既 設 R 階 衛 生 設 備 ( 撤 去 ) 平 面 図	S=1/ 150 (A1) S=1/300 (A3)	M-23	既 設 2 階 兼 用 トイレ衛 生 設 備 ( 改 修 ) 平 面 詳 細 図	S=1/ 30 (A1) S=1/60 (A3)	E- 11	電 気 設 備 R階 平 面 図	S=1/150 (A1 S=1/300 (A3
M-12	既 設 1 階 トイレ衛 生 設 備 (撤 去) 平 面 詳 細 図	S=1/30(A1) S=1/60(A3)	M-24	給排水系統図(参考)	_			

令和 3 年度 公立大学法人 沖縄県立芸術大学

工事名	名称	沖縄県立芸術	大学給抗	非水設備	<b>请改修工</b>	事	=	L 事 年 度		令和3年度						
工事均	揚所	那覇市首里当	蔵町1-4	1				図面名称 縮 尺		図 面 目 録 A1 S=N/S A3 S=N/S						
発注机	幾関	公立大学法人	<b></b> 方学			図面番号		M - 0 0								
摘	要								称	株式会社 国吉設計						
		管理建築士 設 計	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印						
検	EΠ					者	登録番	_	一級建築士 第 185344 号							
12	.,.							豆球钳	7	一級建築士事務所 第 136-363 号						
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206						

## 令和元年版 建築工事特記仕様書【機械設備工事編】 沖縄県土木建築部

#### 1 工事概要

(1) 工事名:沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事

(2) 工事場所 : 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4

#### (3)建物概要

3 ) 建物慨安			
建築物の名称	構造及び階数	延べ面積	用途区分
建業物の石物	博坦及び陷奴	(m2)	消防法施行令別表第一項目
管理棟・一般教育棟	RC造3階建	3, 101, 232	(7)

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

#### (4) 工事科目(〇印を付けたものを適用する)

工事科目		建物別及	び屋外	
<del>上事</del> 符日	屋内			屋外
空気調和設備				
換気設備				
排煙設備				
自動制御設備				
衛生器具設備	0			
給水設備	0			
排水設備	0			
給湯設備				
消火設備				
ガス設備				
厨房機器設備				
浄化槽設備				
エレベーター設備				
小荷物専用昇降機設備				
エスカレーター設備				
撤去工事	0			
発生材処理	0			
軽微な電気設備工事				
軽微な建築工事				
舞台機構設備工事				

# 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、平成31年3月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び平成31年4月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

# 3 機械設備工事仕様

## (1)標準仕様書等

ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、すべて官庁営繕関係統一基準の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準図」という。)による。

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年版) 及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)による。

## (2)特記仕様

ア 項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。ただし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の( . . ) 内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

## 4 その他

(1)公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力 しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に 従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃 金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告すると ともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するととも に、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速 やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

#### (3) ワンデーレスポンスの実施

- ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理 方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

# (4) 工事監督業務の一部委託

- ア 本工事は、沖縄県財務規則第112条第1項の規定に基づき発注者又は建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)第9条に基づく監督員(以下「監督員」という。)が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの(以下「管理技術者等」という。)が監督業務の一部を実施する。
- イ 受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等(以下「現場代理人等」という。)は、管理技術者等が監督員に代わり現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
- ウ 監督員から現場代理人等に対する指示又は通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
- エ 監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は、管理技術者等を通じて行うことができるものとする。
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

# (6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材 使用状況報告書」にて報告すること。

## (7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

# (8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9) ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害する ことのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する

こと。

- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 不正軽油の使用の禁止等について
  - ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
  - イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
  - ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものでは たい
  - イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
  - ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保 し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであ る。

工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	非水設值	<b></b>	.事	:	工事年度		令和3年月	度			
	10 ~	70 = + + m vi					-	図面名称		特記仕様書【機械	設備	] - 1		
上事	場所	那覇市首里当	蔵田」   -	4				縮尺		=				
発注	機関	公立大学法人	沖縄!	県立芸徒	析大学			図面番号		M - 0 1				
摘	要						設	名和	尓	株式会社 国吉設計				
		管理建築士	設	計	製	図	it:	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	印	
検	印						1			一級建築士	第	185344		
12	-1-						者	登録番	亏	一級建築士事務所	第	136-363	号	
						所 在	地	沖縄県那覇市首里崎	山町	4-206				

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
			※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資	〇 15 発生材の処理等	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の
			機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術	(1. 3. 9)	状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)
			者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手す		(1)マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。
			る日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。		発生材の種類及び処理方法
一般共通事項			イ 検査終了後の期間		引渡しを要するもの ①無 ・有(図示)
〇 1 工事実績情報の	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、		工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除		特別管理産業廃棄物・有(図示)
登録	登録を要しない。		く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、		再利用を図るもの
(1, 1, 4)	±3,0000		主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。		(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄
〇 2 適用図書等	   ※公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		工匠技術名人は無理技術名の工事場場「の寺匠と安しない。		物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正
(1. 1. 6)	※公共建築設備工事標準図(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課				に処理すること。
	監修)		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について		(3)建設リサイクルの推進について
	※営繕工事写真撮影要領(平成28年版)		ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監		受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」 (COBRIS) により作成し
	※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(平成28年版)(国土交通省大臣官房官庁		理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していな		た、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出
	営繕部監修)		ければならない。		しなければならない。
	※建築材料・設備機材等品質性能評価事業評価名簿(平成30年版)(一般社団法人公共建		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術		また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認
	築協会)		者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなけれ		し、工事完成時に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、
〇 3 別契約の関連工事	(1)関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。		ばならない。		「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を
(1. 1. 7)	   (2)他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を				- 監督職員に提出しなければならない。
(,	速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。	O 10 主任技術者等の	│ │ (1)主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等によ		
	E ( N 12 ) IN O ( 1 )		る。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格		ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現
O 4 T車の = 吐力・L		資格			
〇 4 工事の一時中止	工事の一時中止に係る計画の作成		は、以下による。		場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
に係る事項	(1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に		※資格の区分 1		①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設
(1. 1. 9)	関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるも		次のイ又は口に掲げるもの		へ搬出
	のとする。		イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) による技術検定 (以下「技術検定」とい		②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そ
	なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者		う。)のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者		こで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
	数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体		ロ 技術士法 (昭和58年法律第25号) による第二次試験のうち、技術部門を機		(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施
	制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明		械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者		設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経
	らかにする。		<ul><li>○資格の区分 2</li></ul>		済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資
			次のイ又は口に掲げるもの		源化に要する費用の変更は行わない。
	(と) エチの心工と 時中正する物目は、エチの他目に腑にエチ処物と体土すること。		イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した		(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
5 天東の会が知明	│ │ (1)本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期 │		1 投制快足のする、「赦又は2赦の官工事加工官項の快足性日に占領した		
5 工事の余裕期間			有 一 海绵 0 豆 0 4 0 三 12 4 15 7 节		ア 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁
	間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。		ロ 資格の区分1の口に掲げる者		水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、
	(2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。		· 資格の区分 3		適正に処理すること。
	(3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とす		次のイ又は口に掲げるもの		イ 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能
	<b>ప</b> .		イ 建設業法第7条第2号イ又は口に定める実務経験を有する者		を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、
	(4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したもの		ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能		関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費につ
	とする。		を有すると認定された者		いては変更契約できるものとする。
	(5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期		(2)発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、
	の始期に提出するものとする。				産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正
	(6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を	   11 電気保安技術者	   電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた		処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必
	行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図ら	(1.3.2)	電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。		要である。
		(1. 3. 2)	电双体交換例句を配置し、电双工下初の体及未効を11 プロと。		
	れた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関		45 - 5 M ( ) - 5 - 7 - 2 M ( ) - 1 - 7		なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)につ
	係書類を提出するものとする。	12 施工条件	施工条件は、図示及び以下による。		いて、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
	(7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。	(1. 3. 3)	(		ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の
	(8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなけれ				取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に
	ば、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。	13 交通安全管理	国道5路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一		処理すること。
		(1. 3. 6)	級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告		(7)撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等が
6 概成工期	図示された範囲は、平成 年 月 日までに完了すること。		示第36号)		ある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されてい
(1. 2. 1)					る場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
〇 7 施工図等	   (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するもの	   14 施工中の環境保	   (1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設		
(1. 2. 3)	とする。	全等	省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号) による建	○     ○   16 工事の保険等	│ │(1)次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工
(1. 2. 0)	こりる。			○   10 工事の体限等	
		(1.3.8)	設機械を使用する。		日から工事完成期日後14日以上とする。
	図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督		(2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対		※火災保険
	員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を 受ける。ただし、監		策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正		※組立保険
	督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。		平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型		※請負業者賠償責任保険
	(3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出		建設機械を使用するものとする。		・建設工事保険
	する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日		一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)		・労働災害総合保険
	以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		ア バックホウ		*
			イ 車輪式トラクタショベル		(2)建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加
O 8 設計図CADデータ	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与され		ウ ブルドーザ		入を証明するための書類を発注者に提出する。
の貸与	たCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはなら		エー発動発電機		
	ない。		才 空気圧縮機	工事名称	/ 一种 宗 立 云 剂 八 子 和 扬 小 汉 渊 以 修 工 尹
	'0-V'0			丁事埕所	図面名称 特記仕様書【機械設備】-2 那覇市首里当蔵町1−4
0 0 #=###			カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)		Mi
〇 9 施工管理体制	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事		キローラ類	発注機関	□ 公立大学法人 沖縄県立芸術大学 図面番号 M - 02
(1. 3. 1)	については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専		ク ホイールクレーン	摘 要	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
	任を要しない期間は、次のとおりとする。			摘 娄	āx
	ア 現場施工に着手するまでの期間				管理建築士 設 計 製 図 計 資格者氏名 (株)国吉設計 仲島 保 印
1	・請負契約の締結の日の翌日から平成 年 月 日までの期間については、主			検 印	者
	間裏大小の神間の日の並出がら「次 平 71 日のでの別間については、エ				

項目	特記事項	項目	特記事項		特記事項
□ 規日 □ □	1112 111		1111-1111		111111111111111111111111111111111111111
	(3)建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。		ア ゆいくる材利用状況報告書	4 保温工事	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の
	ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。		イ ゆいくる材出荷量証明書	(3. 1. 1)	種別、施工箇所等は図示による。 空調用ドレン管は保温を行う。
	イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。		(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを		
	ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。		作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員と	〇 5 塗装	露出部分は全て塗装を施すこと。
			の協議により決定する。	(3, 2, 1)	
	(1) ゆいくる材の利用			〇 6 仮設工事	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。
		00 1=+0++>/			
いて	ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆい	23 情報共有システム	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。	(4. 1. 1)	監督員事務所を本工事で(※設置しない ・設置する(・構内 ・構外 ・既存
	くる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材	の使用	(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネッ		<b>建物内一部使用</b> ))。
	は率先して使用することとする。		ト環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督		監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。
	イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用		員と協議すること。		設置する備品等の種類 数量 設置する備品等の種類 数量
	できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品		【インターネット環境】: ブロードバンド回線		
	質管理を実施しなければならない。		【パソコンOS】 : Microsoft Windows 7/8.1/10		
	ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用				- 日担の知立、紹介取け本東の <u>作業を</u> にき担合け、「チナリカにエオによる日担の知立
			【推奨ブラウザ】 : Internet Explorer 11		・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立
	する。		情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介		て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式に
	(2) ゆいくる材の品質管理		して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて		より行うこと。
	ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆい		それらのデータを共有・交換するものである。		
	くる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。		(2) 受注者は、沖縄県CALS システムの利用にあたっては沖縄県とCALS 運営会社で定め	7 土工事	残土処分は(⊙構外適切処分 ⊙構内敷ならし)とする。
	イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手		た使用許諾料を、沖縄県CALS システムを運営している者に支払うこと。	(4. 2. 1)	
	後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を		た成川町間行き、川崎永のにのラバノコを建自している古代大田ノこと。	8 その他	   (1) 請負者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、請負者の負担とする。
				6 てい他	
	行い、必要書類の交付を受けなければならない。		(3)沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払い		(2)以下の負担金は請負者の負担とする。
	ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と		の事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込		・水道引込に係る負担金( 円)
	敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければ		みの写し等)を提出)。		・ガス引込に係る負担金( 円)
	ならない。				*
	エー受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果	24 標識その他	主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製等		(3) 図示されたものを除き、以下による。
	を報告しなければならない。	(1. 7. 4)	の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。		*
○ 18 機材の品質等	※工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとす	〇 25 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器		
(1. 4. 2)	る。(製品番号等は参考であり限定しない。)		仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。		
	※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。				
		〇 26 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、		
	ALATA O MATERIAL AND A MATERIAL AND			- 一	
	築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。		標準図による。	空気調和設備工事	
	*			1 空気調和機	室外機は、図示された場合を除き以下による。
		27 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定され		※重耐塩害処理を施す。(原則、県内工場施工。 5 年間保証。)
19 技能士	技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。		た設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。		※端子板にヤモリガード対策を施す。
(1. 5. 2)	· 配管施工 (建築配管作業)		・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」		
	· 熱絶縁施工(保温保冷工事作業)			2 制気口	図示されていない制気口の材質は(・鋼板・アルミニウム板)とする。
	・冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業)			- 11734	Military Company ( Military Company Co
			(a) 15 multi 17 mm - T my - T a la 7 la 1/2 a 7 la 0 m - 1/2 a 1/2	a +3 + 1	■ E Taki 1 500
	・建築板金施工(ダクト板金作業)		(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンション	3 ダクト	長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、(・アングルフラ
			ジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。	(2. 2. 1)	ンジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ))工法とする。
20 化学物質の濃度	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は以下により				
測定	実施する。	28 磁気探査	本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領(案)平成25年4月」	4 ダクト付属品	風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。
(1.5.7)	・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関す		(沖縄県土木建築部) によるものとし、位置は図示による。	(2. 2. 7)	• 送風機吐出側
	る措置について」(国営整第4号平成24年4月5日)				・送風機吸い込み側
			(1) 十工市は、集改名和に当に広て初始の杜剛の第四七葉は、もの		・外気取り入れダクト
	・「学校における室内空気汚染対策について」(15ス学健第11号平成15年7月4日)	29 ゼロ県債活用工事			- 7FXL4X 2 X/16 X 2 F
	測定対象室測定箇所数備考		ゼロ県債活用工事である。		
			(2) 契約締結年度での前金払等、支払は無し。翌年度の前金払等については、	5 設計温湿度条件	設計温湿度条件は以下による。
			交付決定の通知を受けた日から請求することができる。		外気 室内(一般)
					温度 (℃) 湿度 (%) 温度 (℃) 湿度 (%)
	(2)測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受け	30 その他	*		夏季 32.8 68.3 26 50~45
	ない。		···		冬季
					~
04 ## //= 1.6 ##					
21 技術検査	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。			6 その他	*
(1. 6. 2)	)	共通工事			
		〇 1 総合調整	総合調整は以下の項目を行うこと。		
22 完成時の提出図書	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。	(1. 3. 3)	<ul><li>風量調整</li></ul>		
(1, 7, 1)	電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品		· 水量調整		1
\/					
	することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、		・室内外空気の温湿度の調整		
	「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。		・室内気流及びじんあいの調整		
	なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議		・騒音、振動の調整		
	するものとする。		・飲料水の水質の測定		
	(2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄		・運転状態(総合調整結果)の記録	工事名称	· 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事 工事年度 令和3年度
	県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。		×	工事名杯	沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事
	工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。		<b>*</b>	工事場所	m = + × = 1
		O = 765++464		- 7 9 77	Mi
		〇 2 配管材料	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。	発注機関	□ 公立大学法人 沖縄県立芸術大学 図面番号 M - 03
	ファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協	(2. 1. 2)			72 26 16 20 41 20 41
	議の上、決定すること。	3 埋設配管	・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。	摘要	設 名 称 株式会社 国吉設計
1		(2, 7, 1)	・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(・コンクリート製・鉄製)とする。		管理建築士 設 計 製 図 計 資格者氏名 (株)国吉設計 仲島 保 印
	(3) 文注有は元成理和者の添竹者組として、以下の者組みび事十十一次を監督員に				
	(3) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に 提出しなければならない	(2. 7. 1)	/////// IIII	<b>☆</b> 「	_ 奶冲笠十
	(3) 交注有は元成週知者の添り者類として、以下の者類及び电子データを監督員に 提出しなければならない。	(2. 7. 1)		検印	

特記事項 特記事項

# 別表-1 (関連工事との取り合い)

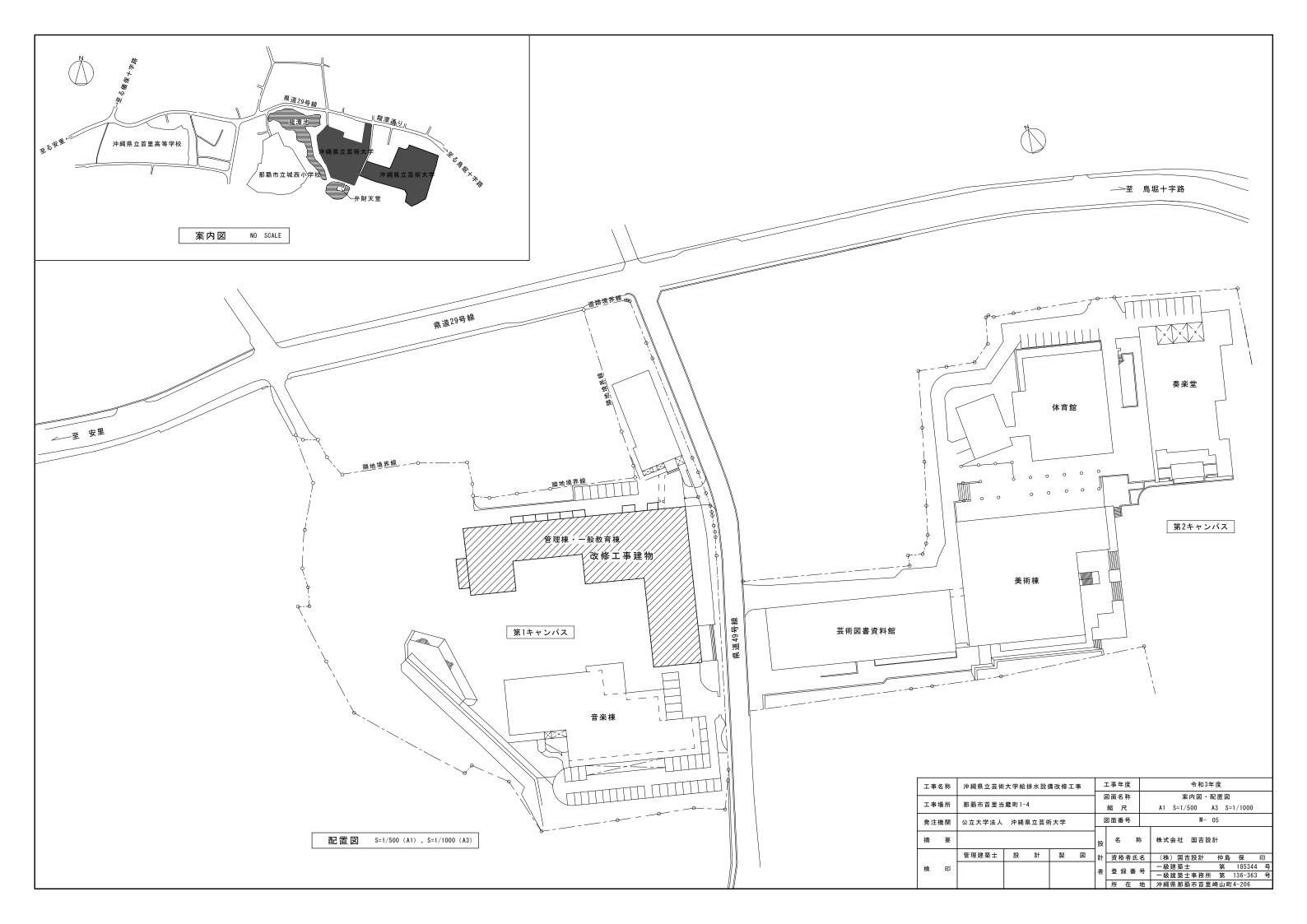
	工事内容	本工事		工事
		機械	電気	建乳
	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
+   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
機器の基礎	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
	架台、アンカーボルト	*		
	スリーブ	*		
貫通スリーブ	補強鉄筋			
(はり、床、壁)	スリーブの穴埋め	*		
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	*		
箱入れ	補強鉄筋			
(はり、床、壁)	型枠の穴埋め	*		
	墨出し	*		٠.
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み			
人弁、室の切り込み	(埋込照明器具、スピーカー等)	*		
88 口 如 22		\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>		
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	*		
インサート	インサート	*		
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む			
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		•	
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線		•	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、		*	
	配線		^	
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作	_	×.	
電気配管配線	スイッチ間の配管	'	*	
	上記の配線	*		
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機と			
	の間の配管	*	•	
	上記の配線	*		
	電極棒及びフロートスイッチの本体			
	上記の配管、配線			
	電気配管			
自動制御	電気配線			
日期削押				
	電源供給	· •	*	
	コンクリート躯体	•		•
	基礎コンクリート	•		
	基礎杭			
	根切り、埋戻し			
	残土処理			
浄化槽	防護柵			
	土止め工事			
	保護砂			
	湧水処理			
	送風機室(換気用送風機を含む)			
	操作盤までの1次側電気工事			
	操作盤以降の2次側電気工事			
	ルーフドレイン及び立て樋			
樋	立て樋接続用埋設横引管			
	台所流し台、手洗い流し台(SUS人研ぎ共)			O
流し類	上記の配管接続	0		-
ル北谷				_
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物			
カウンター	はめ込洗面器のカウンター	•		
身障者用手すり	衛生器具回り	•		
	その他手すり			

特記事項

用途	施工箇所	管材
	屋内一般配管	
. A > 77   1   445	機械室・便所配管	
冷温水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
空調ドレン管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
冷却水管		
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
蒸気管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
高温水管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
油管	機械室・便所配管	
四日	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
ブライン管	機械室・便所配管	
ノフィン官	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
. A 144 febr	機械室・便所配管	
冷媒管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管HIVP (JIS K 6742)
6A Labo	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管HIVP (JIS K 6742)
給水管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	硬質ポリ塩化ビニル管HIVP (JIS K 6742)
	地中配管	
	屋内一般配管	
=	機械室・便所配管	
給湯管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
	機械室・便所配管	
消火管	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	+
	屋内一般配管	
排水管	機械室・便所配管 屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	硬質ポリ塩化ビニル管VP (JIS K 6741)
		硬質ポリ塩化ビニル管VP (JIS K 6741)
	地中配管	
	屋内一般配管	
通気管	機械室・便所配管	
	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
	屋内一般配管	
ガス管	機械室・便所配管	
7776	屋外配管(架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
特記事項		

※屋外配管には塗装を施す事。

工事名称	沖縄県立芸術	大学給抗	非水設值	<b> </b>	事	=	L 事 年 度		令和3年	度		
						1	図面名称		特記仕様書【機械	設備	] - 4	
工事場所	那覇市首里当	4				縮尺		=				
発注機関	公立大学法人	沖縄リ	県立芸術	析大学			図面番号		M - 0 4	ļ		
摘 要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設言	+		
	管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	印
検 印							TE E4 0/5		一級建築士	第	185344	号
1						者	登録番	亏	一級建築士事務所	第	136-363	号
							所 在	地	沖縄県那覇市首里岬	奇山田	4-206	



# 衛 生 器 具 表 ( 改 修 )

		仕様又は品番					1 階	設置均	場所							2 階 設	置場所			214	1		3 階	設置場	所	
記号	器具名称	品番(TOTO)		111 女子トイレ	112 男子トイレ	多目的男子トイレ	多目的 女子トイレ	115 給湯室	101 教養教室 4	103 枚養教室	108 教養教室	106 倉庫	217 女子トイレ	218 男子トイレ	220 職員 男子トイレ	221 職員 女子トイレ	219 給湯室	229 兼用 トイレ	201~206 209~211 研究室	215	225 研究室	230 給湯室	304 女子トイレ	305 男子トイレ	302 教養教室	合計
1	洋 風 大 便 器	CS232MB、SH232BA(密結タンク手洗いなし) TCF6623(ウォシュレットSB)定格消費電力:AC100V-318W	他必需品一式	3	3								3	3	2	1		1								16
2	洋 風 大 便 器	CS232MB、SH232BA (密結タンク手洗いなし) TC301 (普通便座・ソフト閉止付)	他必需品一式																				3	3		6
3	多 目 的 便 器	CS20AB、SH30BA(密結タンク手洗いなし) TCF6623 (ウォシュレットSB) 定格消費電力:AC100V-318W	他必需品一式			1	1																			2
4	棚付二連紙巻器	YH702、棚板:ステンレス製、本体:樹脂製	他必需品一式	3	3	1	1						3	3	2	1		1					3	3		24
5	カウンター一体形壁掛洗面器	MVRS45P、TENA40AW(自働水栓・発電タイブ) Pトラップ式	他必需品一式			1	1																			2
6	化 粧 鏡	YM3580FC (耐食鏡: 350×800H)	他必需品一式			1	1																			2
7	手すり(L型)	T112CL9 (樹脂被覆タイプ)	他必需品一式			1	1																			2
8	手すり (はね上げタイプ)	T112HK8 (樹脂被覆タイプ)	他必需品一式			1	1																			2
9	小便器自働フラッシュバルブ	TEA62ADS(リモデル・乾電池タイブ) ※1~2階既設小便器用	他必需品一式			5								5												10
10	小便器用フラッシュバルブ	T60SQR ※3階既設小便器用	他必需品一式																					5		5
(1)	はめ込洗面器用・自働水栓	TENA41AW(自働水栓・発電タイブ) ※既設1階~2階トイレ内、はめ込洗面器用	他必需品一式	2	3								2	3	1	1										12
12	はめ込洗面器用・立水栓	TLC11AR ※既設3階トイレ内他、はめ込洗面器用	他必需品一式							1		1								2			2	3		9
13	はめ込洗面器用・Pトラップ	TL60NP1	他必需品一式	2	3							1	2	3	1	1							2	3		18
(14)	はめ込洗面器用・Sトラップ	TL590BS	他必需品一式							1										2						3
15	掃 除 用 流 し	SK22A TK22 T23AEQ20C TN114 (アングル止水栓) Sトラップ式	他必需品一式	1	1		1						1	1	1	1							1	1		9
16	マルチシンク	SK510D、TL155AFR(立水栓) T87A1R(分岐止水栓) Sトラップ式	他必需品一式																						1	1
17)	自 在 水 栓	T130AUN13G	他必需品一式					1									1				1	1				4
18	自 在 水 栓	T132AUNB13C (スパウト回転式) +水栓取付脚 (T26-13: SANEI)	他必需品一式								1								7							8
19	ベンリー横型自在水栓	A28A2-13 (SANEI)	他必需品一式						1																	1

# 衛 生 機 器 表 ( 改 修 )

記号	機器名称	仕 様 又 は 品 番	数量	備考
(PW-1)	揚水ポンプ	型式:自吸タービンポンプ	1	B1階ポンプ室設置
(F#-1)	物 小 小 ン ノ	口径:50A 吐出量:172 L/min 全揚程:25m 電源:3相2.2kw 他必需品一式	•	DIM・ハンノ主放但
(PW-2)	揚水ポンプ	型式:立形渦巻ポンプ	2	B1階ポンプ室設置
PW-2)	物水水ンフ	他必需品一式 口径:50A 吐出量:180 L/min 全揚程:40m 電源:3相3.7kw	2	DI陥小ノノ至設直

工事名	3 称	沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事						L事年度		令和3年度									
工事場	易所	那覇市首里当	蔵町1-	4			[	図面名称縮 尺		衛生器具・衛生機 A1 S=N/S A		改修) =N/S							
発注機	機関	公立大学法人	沖縄!	県立芸術	析大学		[	図面番号		M - 0 6									
摘	要							名和	尓	株式会社 国吉設計	ŀ								
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	印						
検	EΠ						-	登録番		一級建築士	第	185344	号						
						者	豆 錸 㑹	ヮ	一級建築士事務所	第	136-363	号							
								所 在	地	沖縄県那覇市首里嶋	计山町	4-206							

# 衛生器具表(撤去)

		仕 様 又 は 品 番				1 階	設置場所	f						2 階 設	置場所		Г	214			3 階	設 置 場 所	
記号	器 具 名 称		111	112	111 職員	112 職員	115	101 103 養教室 教養教	106	108 教養教室	217	218	220 職 昌	221 職 昌	219	229	201 ~ 206 209 ~ 211	相談室	225	230	304	305 302	合計
		品番(TOTO)	女子トイレ	男子トイレ	男子トイレ	女子トイレ	給湯室 教	養教室 教養教	宮 倉庫	教養教室	女子トイレ	男子トイレ	男子トル	女子トイレ	給湯室	兼用トイレ	209~211 研究室	事務室	研究室	給湯室	女子トイレ	男子トル教養教室	<u> </u>
A	和 風 大 便 器	C-750V (隅付タンク) 撤去後再使用しない 処分共	1	1	1						1	2	1								2	2	11
B	洋 風 大 便 器	C-150E (密結-タンク) 撤去後再使用しない 処分共	1	1	1	1					1	1	1	1		1					1	1	11
0	洋 風 大 便 器	CS-140 (隅付ロ-タンク) 撤去後再使用しない 処分共	1	1							1												3
<b>D</b>	紙 巻 器	SUS製 撤去後再使用しない 処分共	3	3	2	1					3	3	2	1		1					3	3	25
E	小 便 器	U-307・フラッシュバルブ共 撤去後再使用しない 処分共			2																		2
F	はめ込洗面器	L-525・立水栓・Pトラップ又はSトラップ共 撤去後再使用しない 処分共			1	1		1														1	4
G	化 粧 鏡	TS-119GF5 撤去後再使用しない 処分共			1	1																	2
$\mathbb{H}$	掃 除 用 流 し	SK-22 撤去後再使用しない 処分共	1	1	1	1					1	1	1	1							1	1	10
<u>(I)</u>	洗面器用立水栓	立水栓・止水栓共 撤去後再使用しない 処分共	2	3				1	1		2	3	1	1				2			2	3	21
J	はめ込洗面器用・Pトラップ	TL60NP1 (参考) 撤去後再使用しない 処分共	2	3					1		2	3	1	1							2	3	18
K	はめ込洗面器用・Sトラップ	TL590BS (参考) 撤去後再使用しない 処分共						1										2					3
L	小便器用洗净弁	T60SQR(参考)撤去後再使用しない 処分共		5								5	2									5	17
M	自 在 水 栓	T-130AR13 撤去後再使用しない 処分共					1								1				1	1			4
N	自 在 水 栓	T-130AR13+水栓取付脚 撤去後再使用しない 処分共								1							7						8

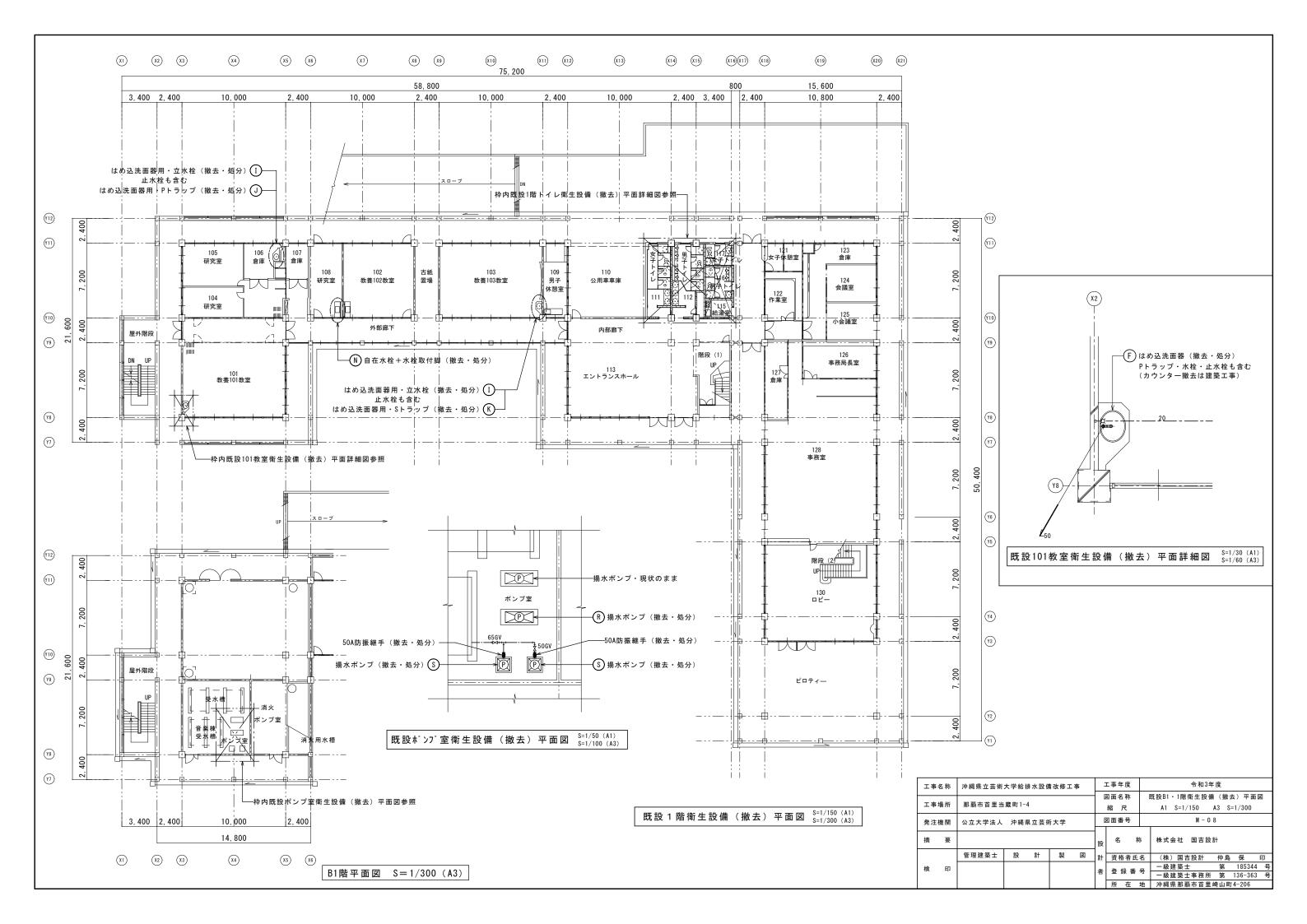
# 衛生設備表(撤去)

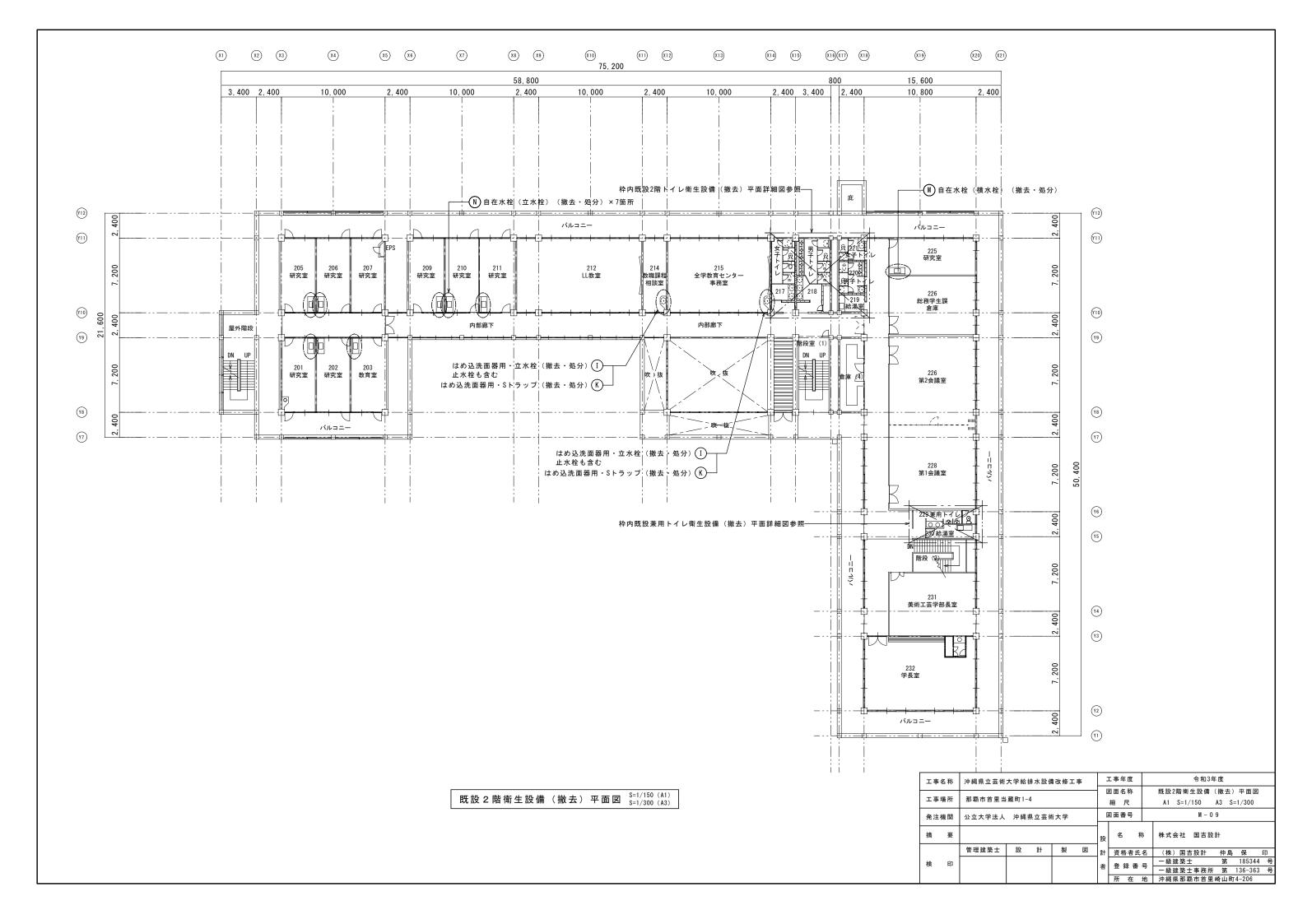
				1階設	置場所		2 階 設	置場所		3 階	設 置 場 所	
記号	器具名称	仕 様 又 は 品 番	111 女子トイレ	112 男子トイレ	111 112 職員 職員 男子トイレ 女子トイレ	217 女子トイレ	218 男子トイレ	220 職員 男子トイル	221 職員 女子トル	304 女子トイレ	305 302 男子トイル 教養教室	合計
0	床上掃除口	COB-50 (蓋・調整管)撤去後再使用しない 処分共 ※防水サラ本体は使用	1	1		1						3
P	床上掃除口	COB-80 (蓋・調整管)撤去後再使用しない 処分共 ※防水サラ本体は使用		1			3		1	1	2	8
(Q)	床上掃除口	COB-100 (蓋・調整管) 撤去後再使用しない 処分共 ※防水サラ本体は使用	1		1	1	1	1	1	2	1	9

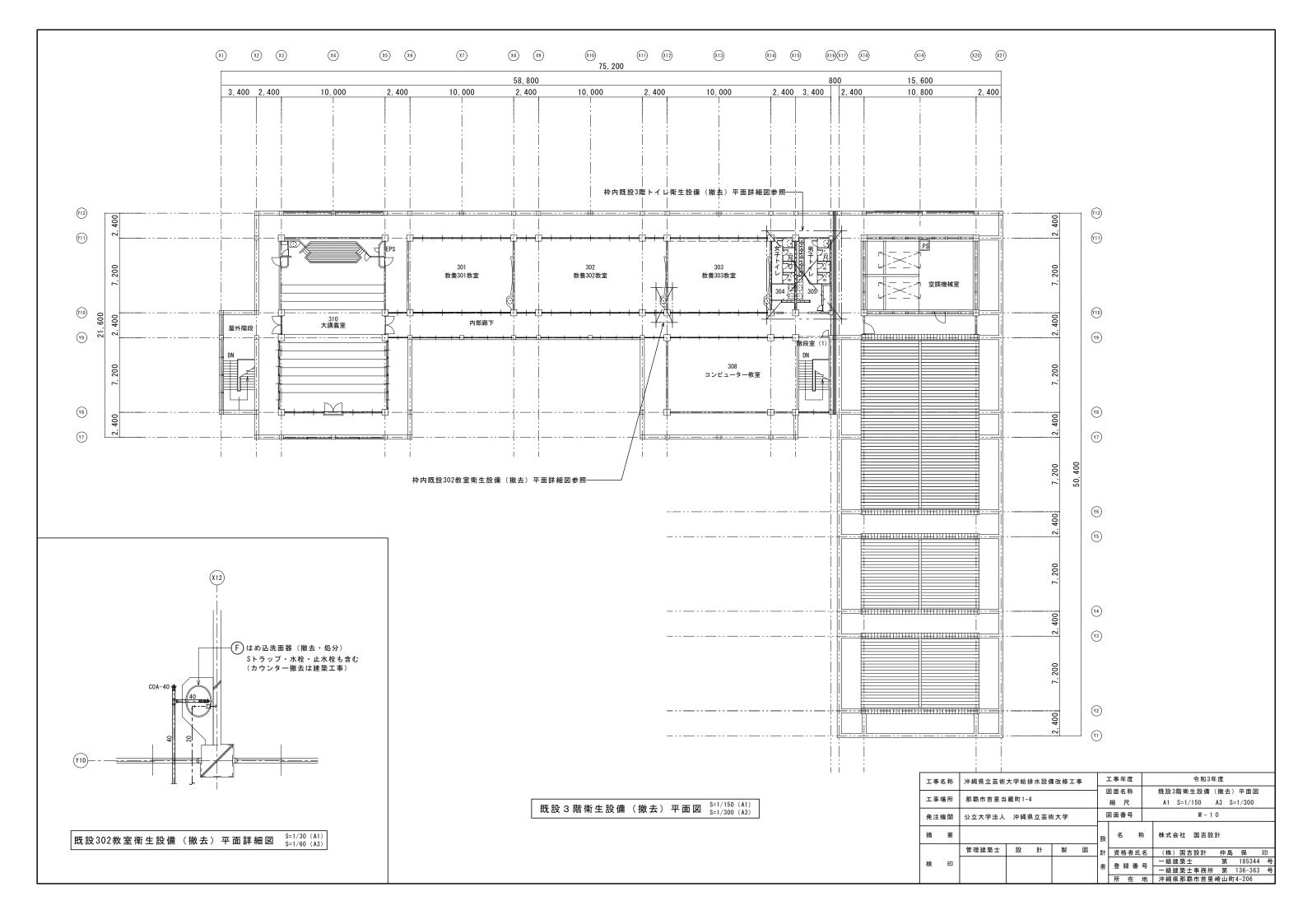
# 衛生機器表(撤去)

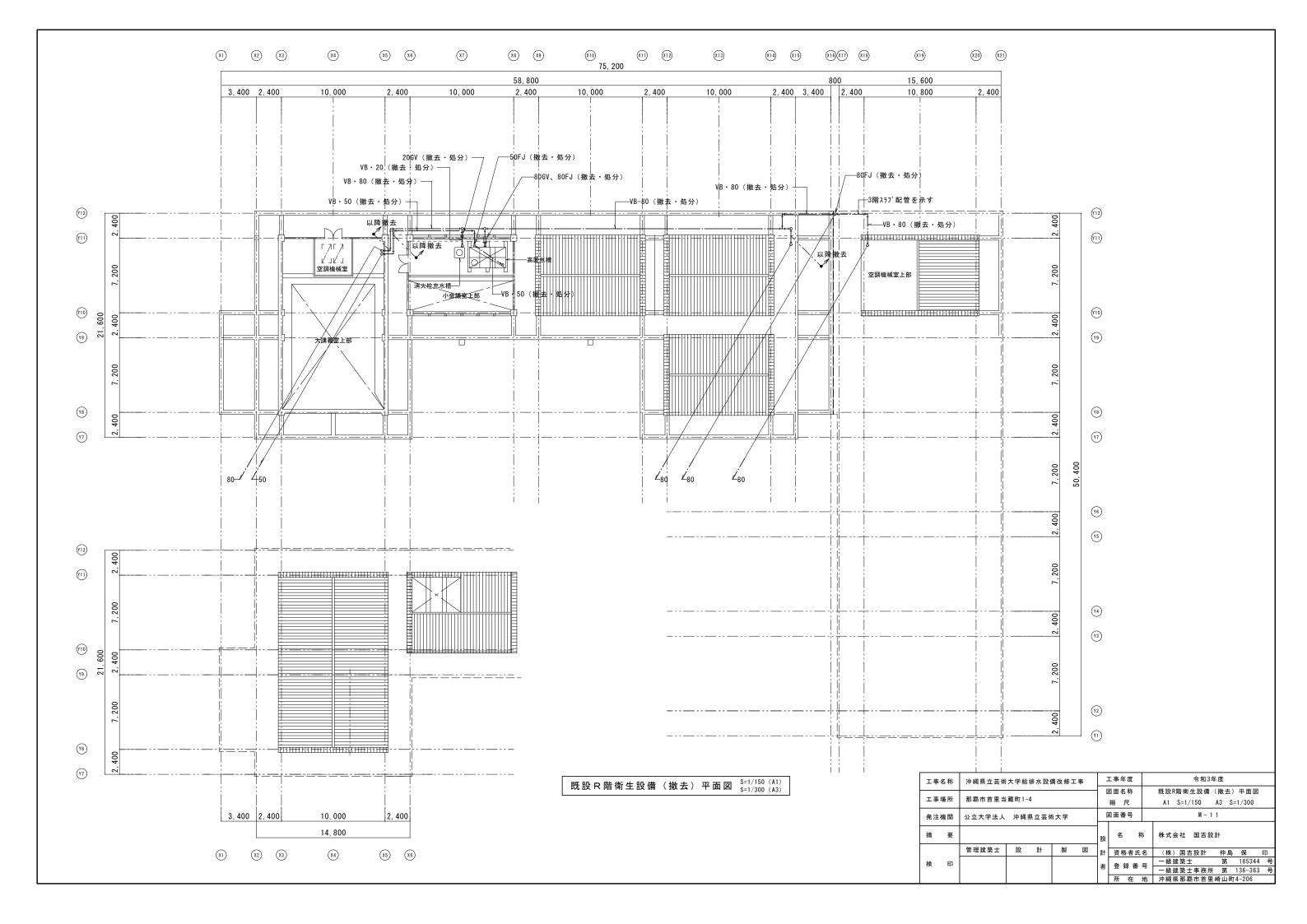
記号	機器名称	仕 様 又 は 品 番	数量	備考
R	揚水ポンプ	型式:自吸タービンポンプ 撤去後再使用しない 処分共	1	B1階ポンプ室設置
	物 小 小 ン ノ	TVS-506×2S-M2.2 (川本ポンプ)	'	DIPM ホンノ王設臣
(\$)	揚水ポンプ	型式:立形渦巻ポンプ 撤去後再使用しない 処分共	2	B1階ポンプ室設置
	物 水 小 ノ ノ	50LPD63.7A (エバラポンプ)	2	DI陥ホンノ至設直

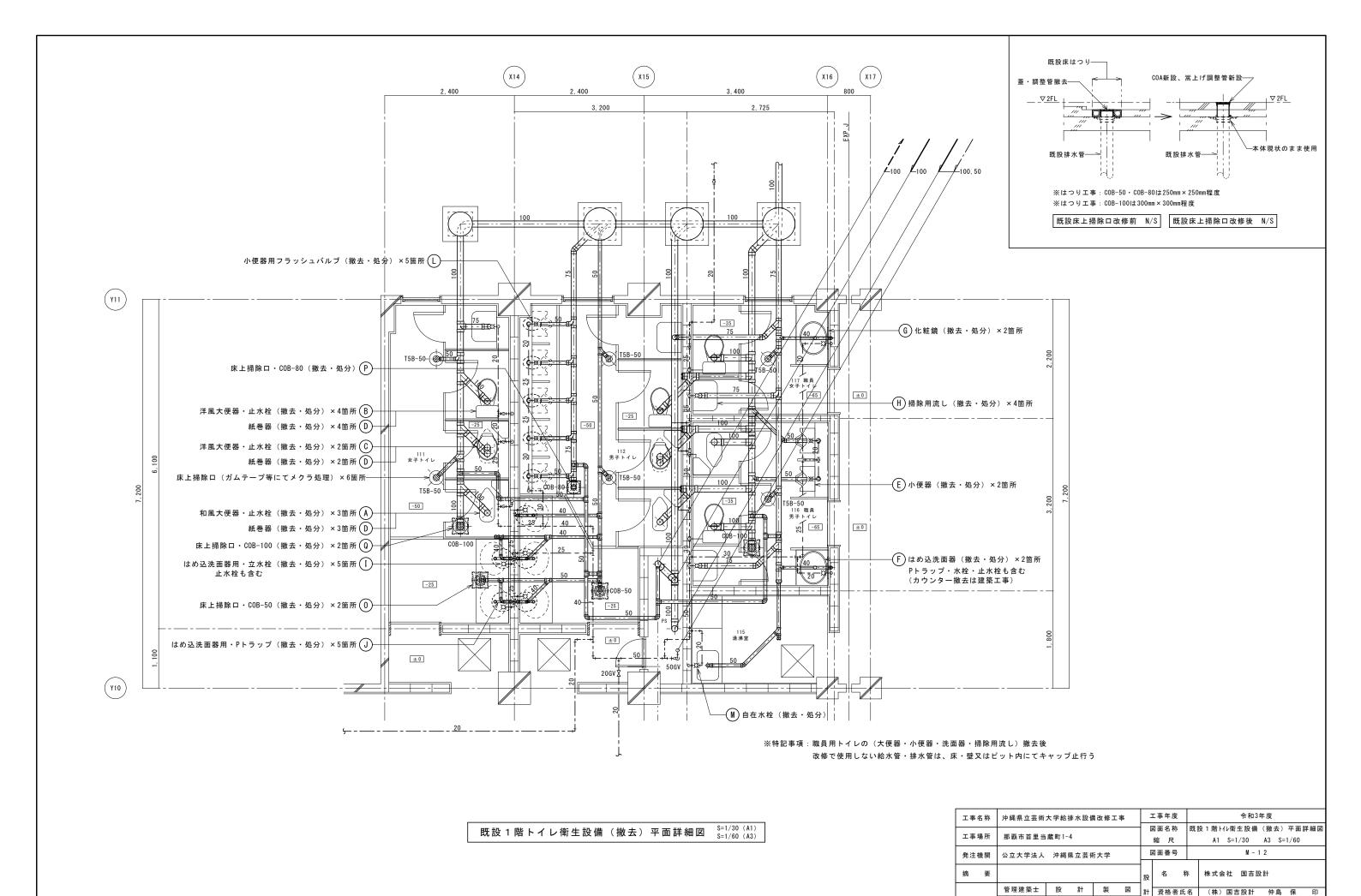
工事名	名称	沖縄県立芸術	大学給:	排水設備	<b>请改修工</b>	事	-	L事年度		令和3年度	
工事均	揚所	那覇市首里当	蔵町1-	4				図面名称 縮 尺		衛生器具表・衛生機器表(撤去) A1 S=N/S A3 S=N/S	
発注	注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学							図面番号		M - 0 7	
摘	要	公立人子法人 / 冲视宗立云州人子					設	名 积	7	株式会社 国吉設計	
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印	_
検 印							者 登録番号		D	一級建築士 第 185344	号
12 11							者	豆球钳	ד	一級建築士事務所 第 136-363	号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206	







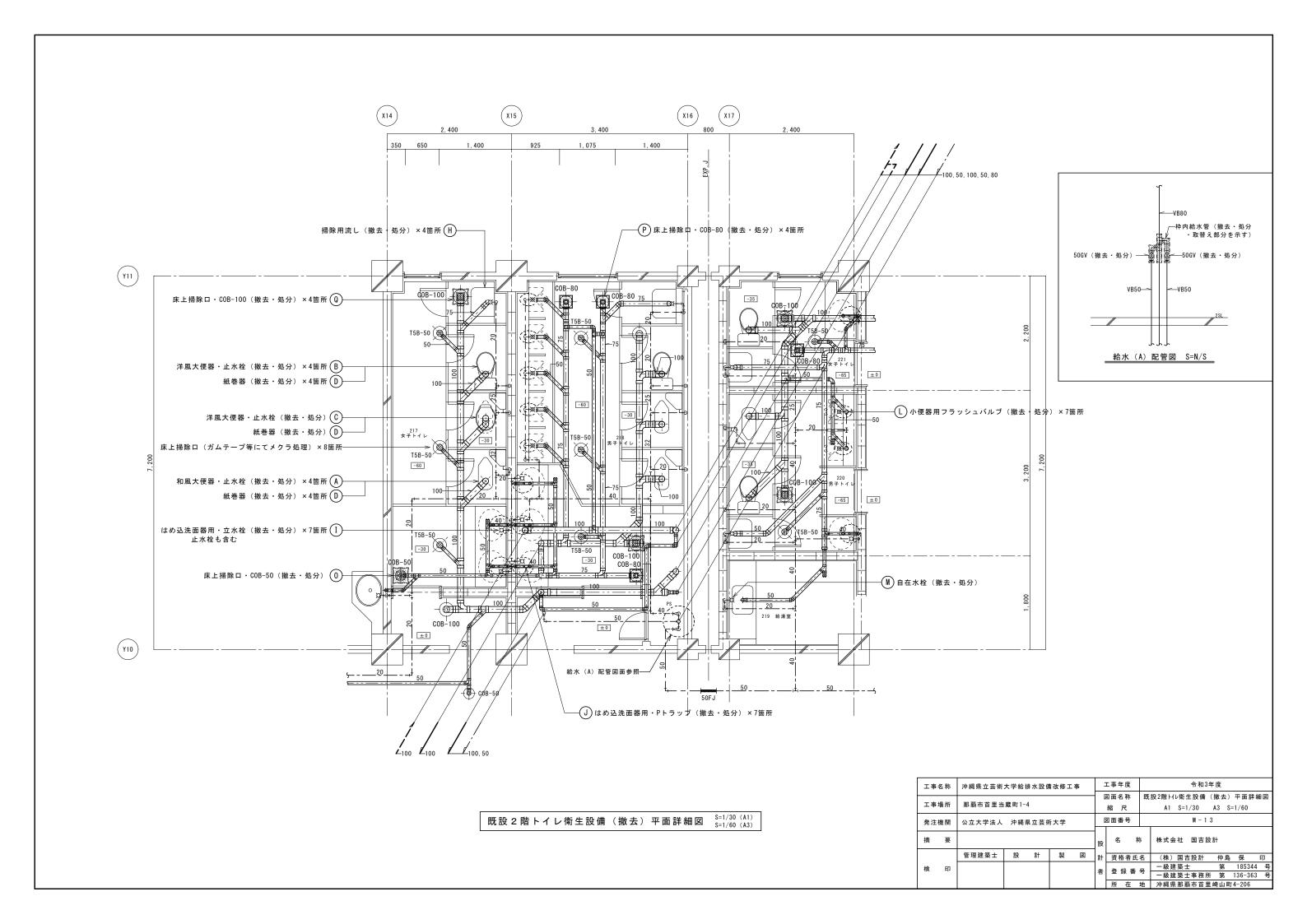


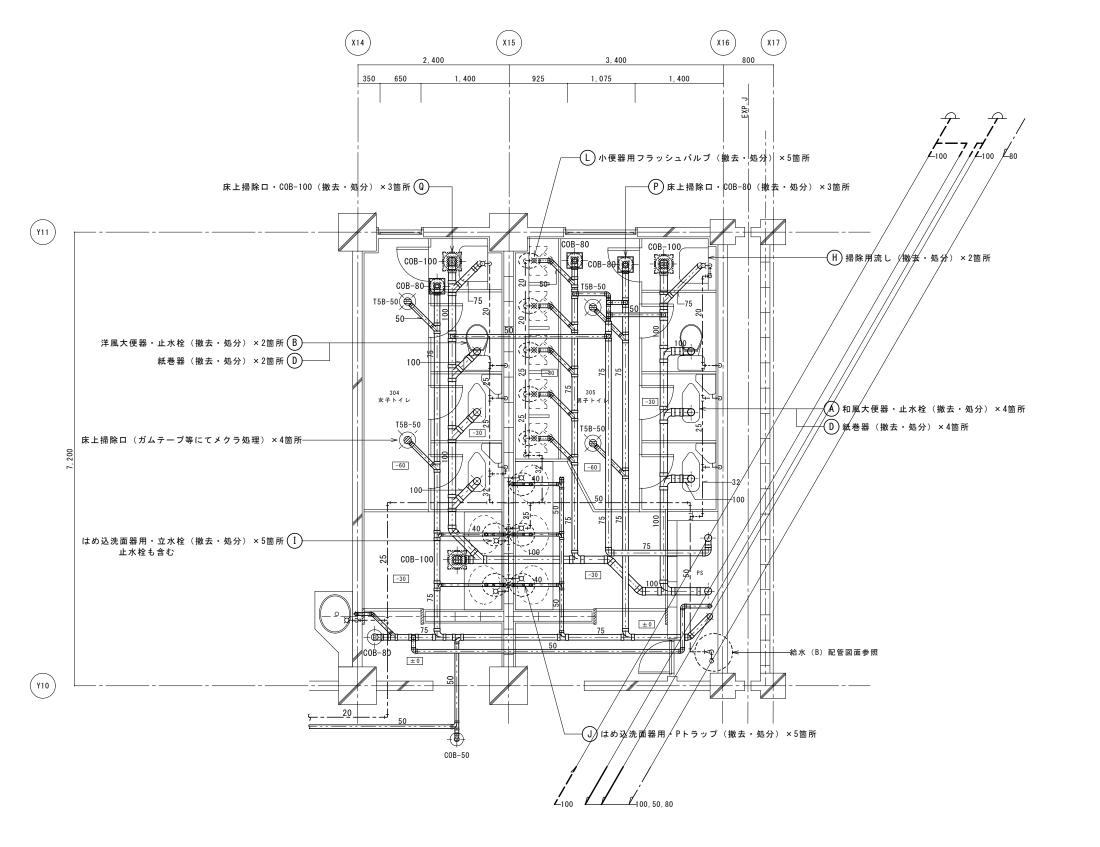


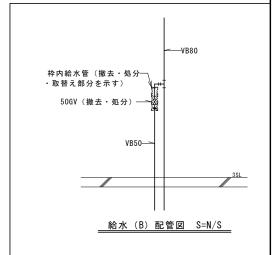
 登録番号
 一級建築士 第 185344 号

 一級建築士事務所 第 136-363 号

 所在地 沖縄県那覇市首里崎山町4-206

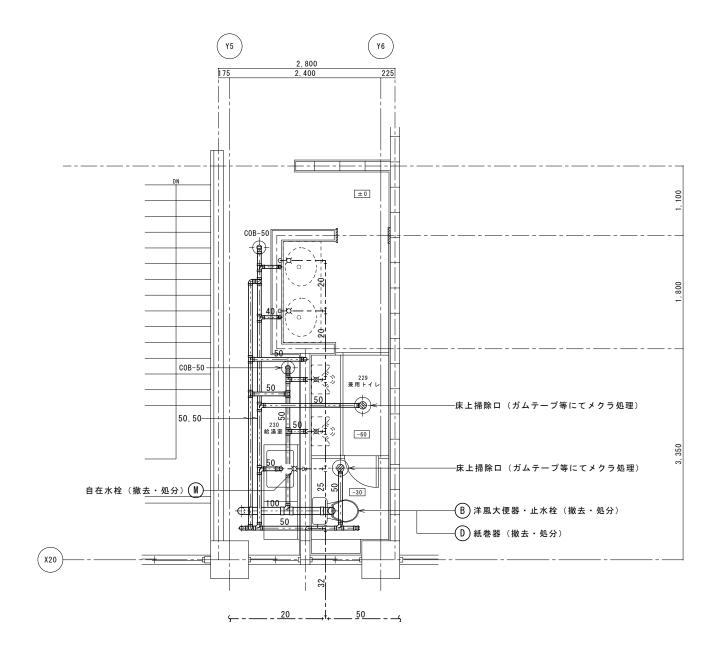






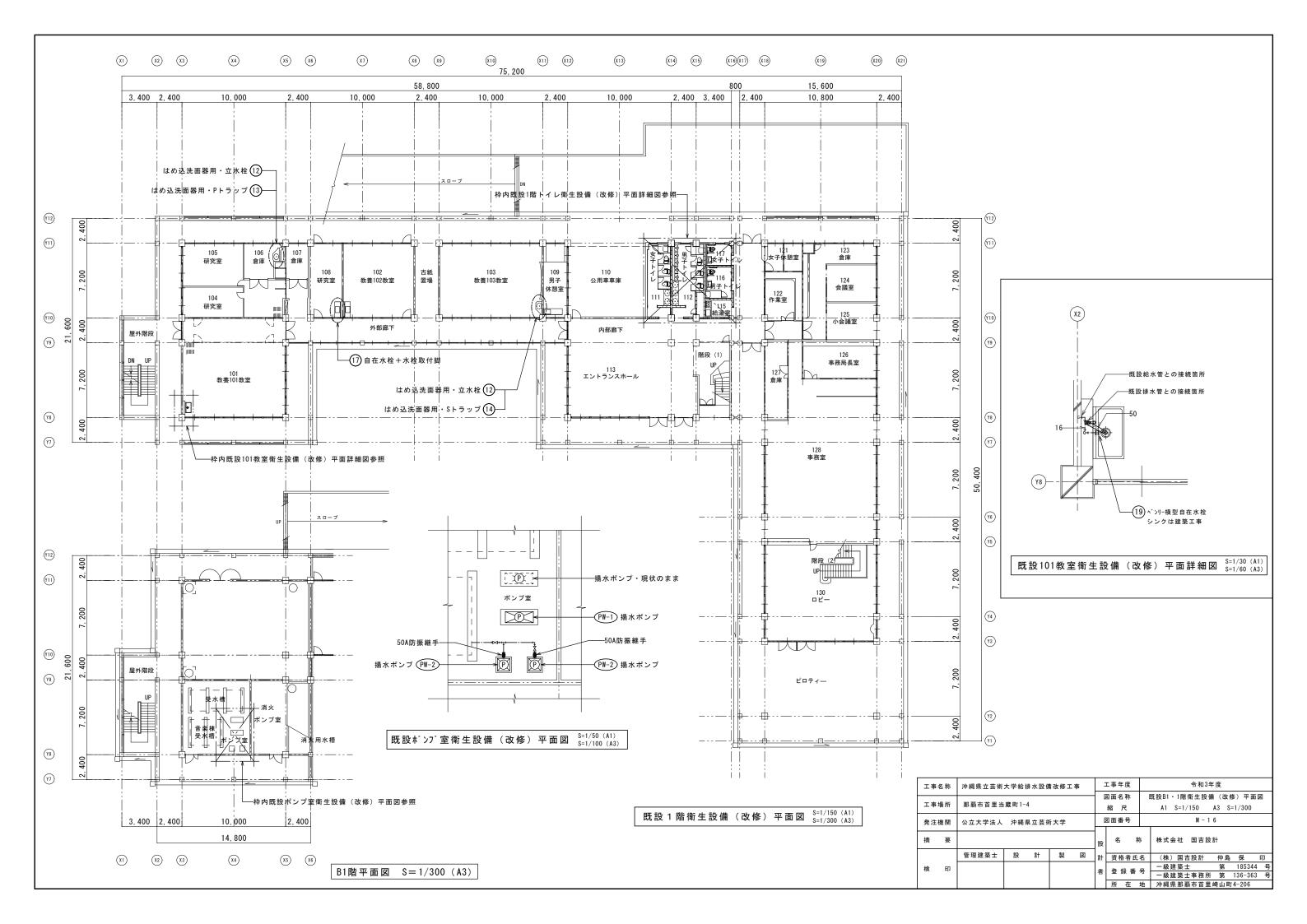
既設3階トイレ衛生設備(撤去)平面詳細図 S=1/30 (A1) S=1/60 (A3)

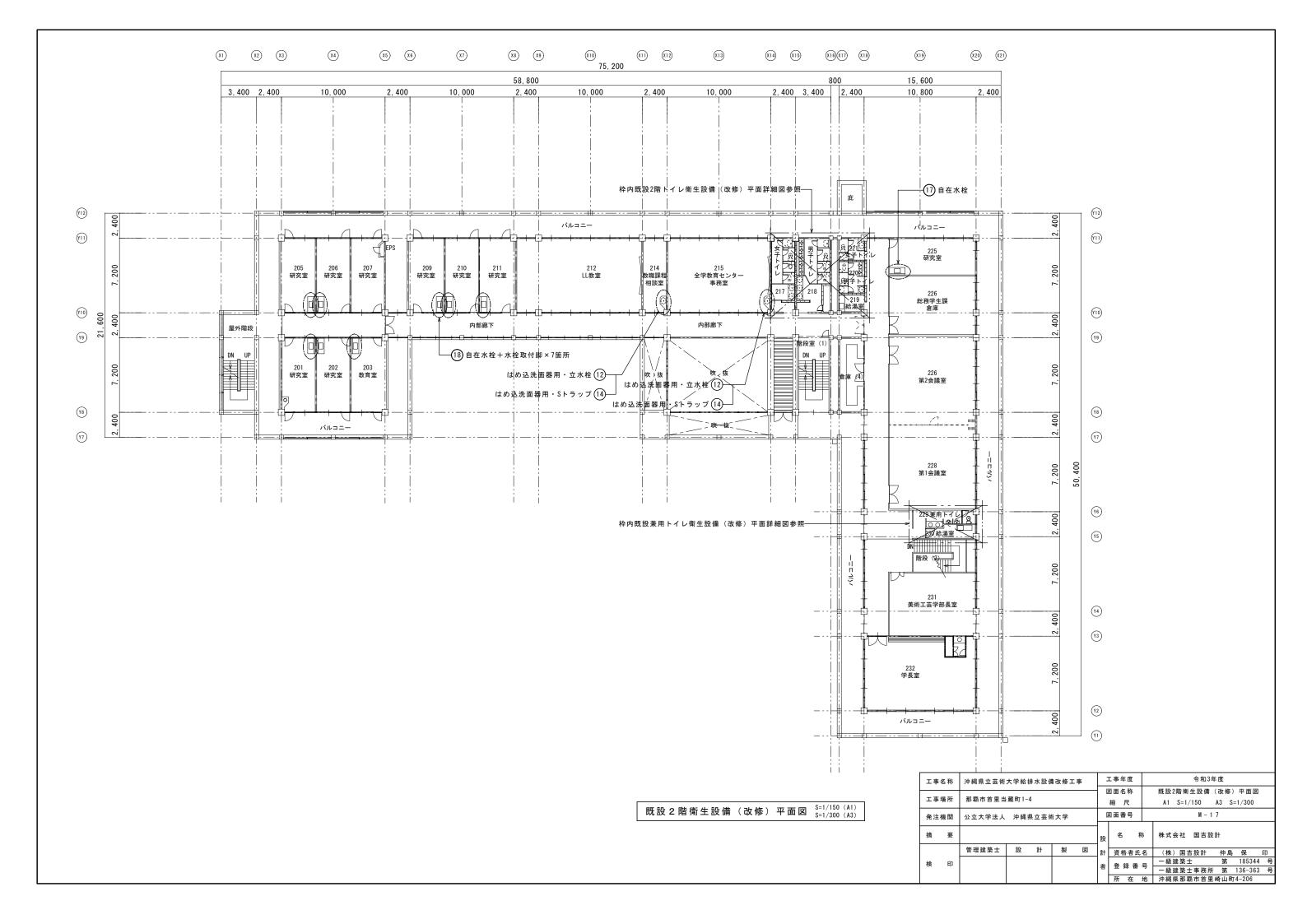
工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設備	<b>请改修工</b>	事	-	L事年度		令和3年	度		
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	4				図面名称 縮 尺	既	設3階トイレ衛生設備(3 A1 S=1/30 A		平面詳細 /60	]図
発注	機関	公立大学法人	沖縄り	県立芸術	<b></b> 方学		[	図面番号		M - 1 4			
摘	要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設計	ł		
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保I	印
検					1_	III. E4 o/G		一級建築士	第	185344	号		
12							者	登録番	亏	一級建築士事務所	第 1	36-363	号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里嶋	奇山町4	-206	

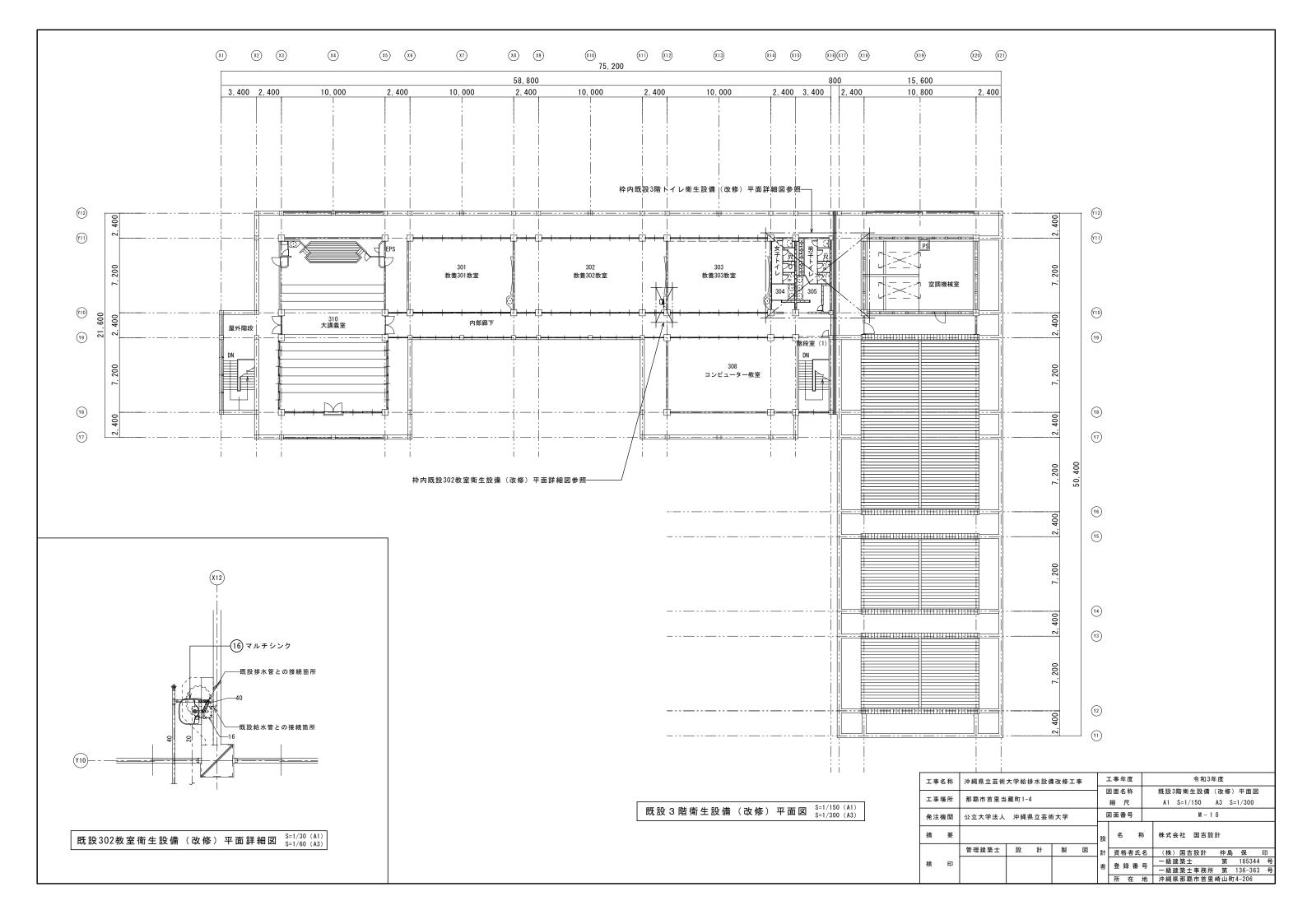


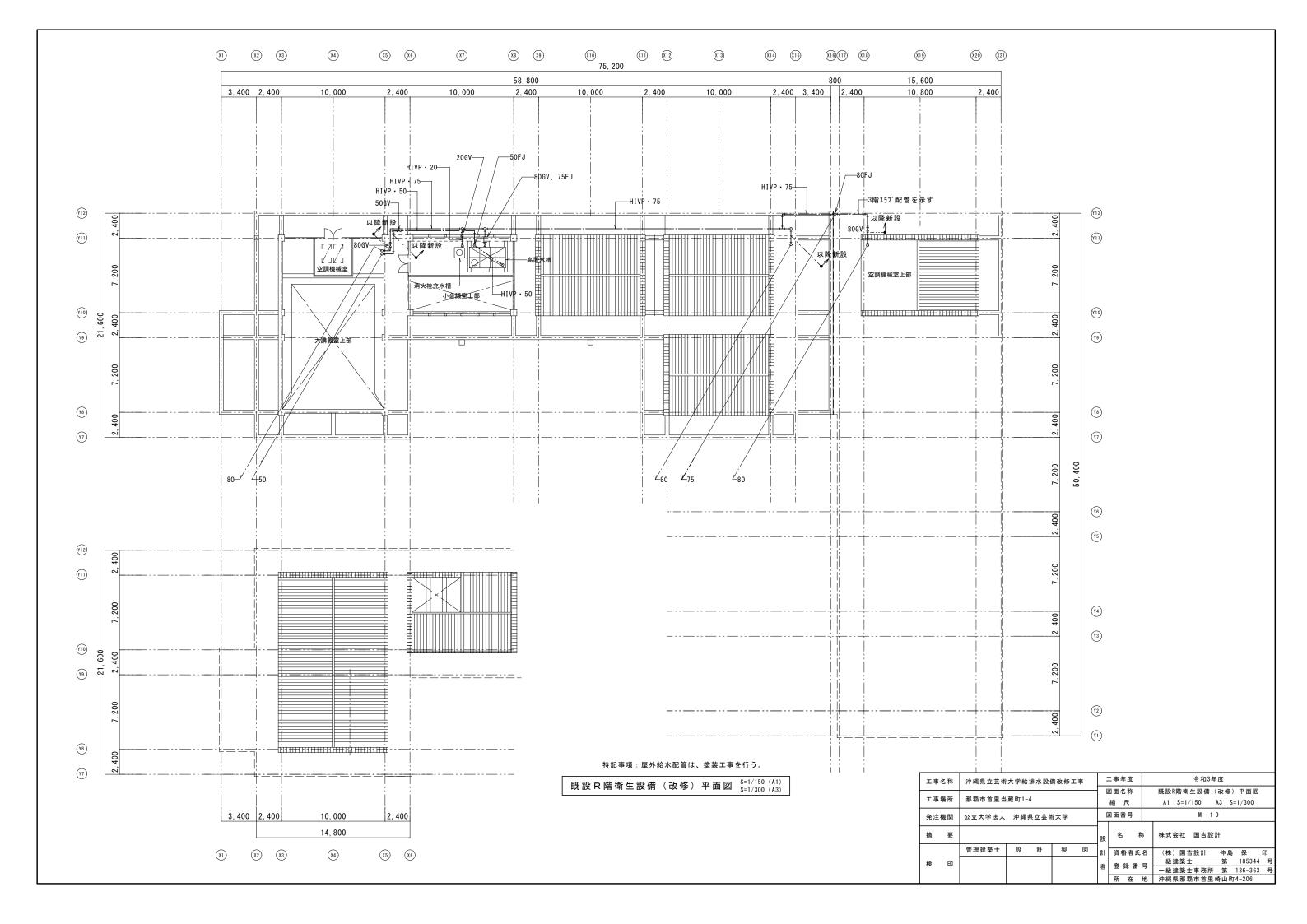
既設2階兼用トイレ衛生設備(撤去)平面詳細図 S=1/30 (A1) S=1/60 (A3)

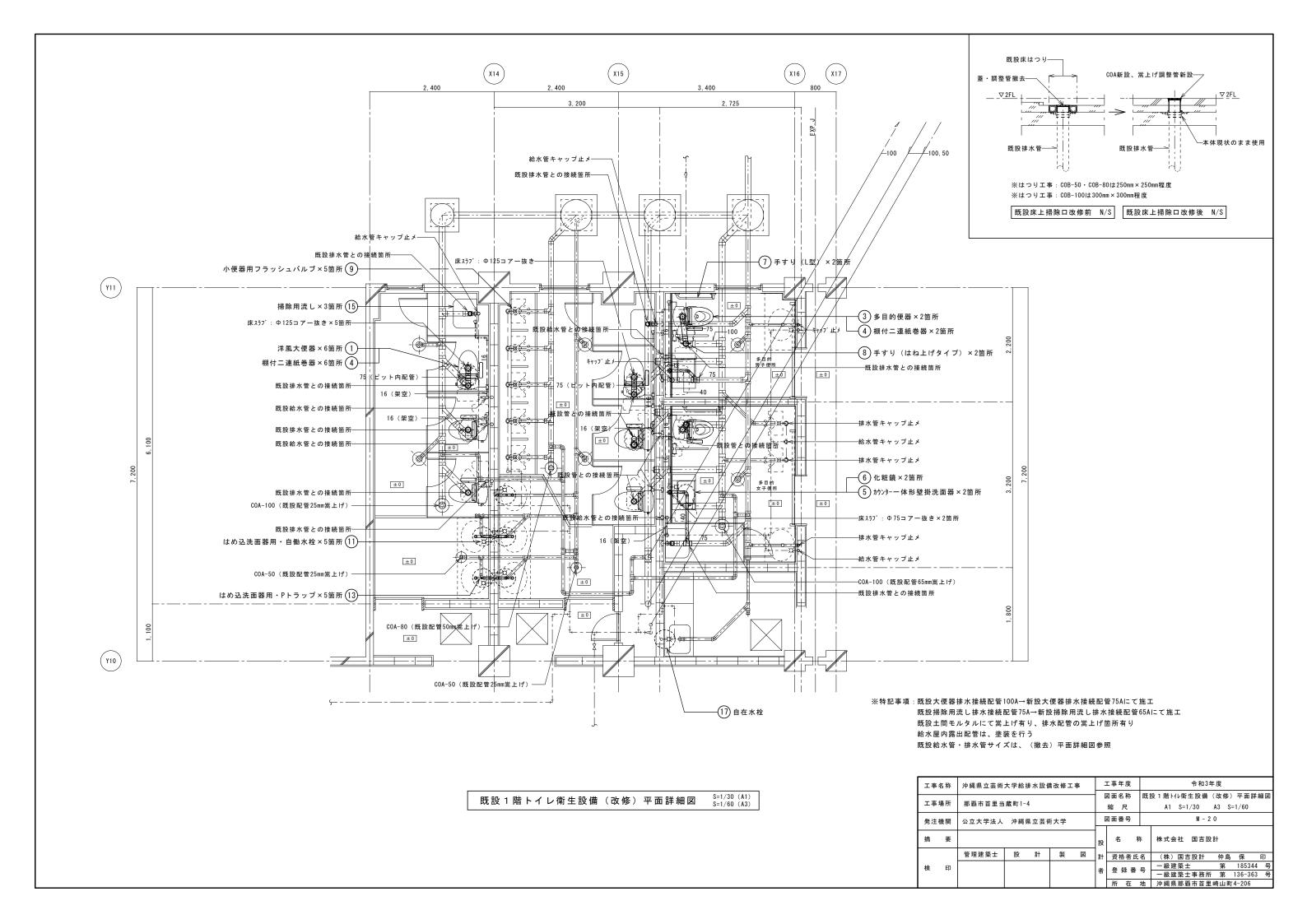
工事名	称	沖縄県立芸術	大学給抗	非水設值	<b></b>	事	-	L事年度		令和3年度		
工事場	所	那覇市首里当	蔵町1-4	4				図面名称 縮 尺	既		去) 平面詳報 S=1/60	細図
発注機	機	公立大学法人	沖縄県	具立芸術	<b></b> 大学		[	図面番号		M - 1 5		
摘	要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設計		
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲	島保	印
検	印						者	登録番	0	一級建築士 第	185344	号
	·						白	豆球钳	7	一級建築士事務所 第	136-363	뮥
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山	µ⊞T4-206	

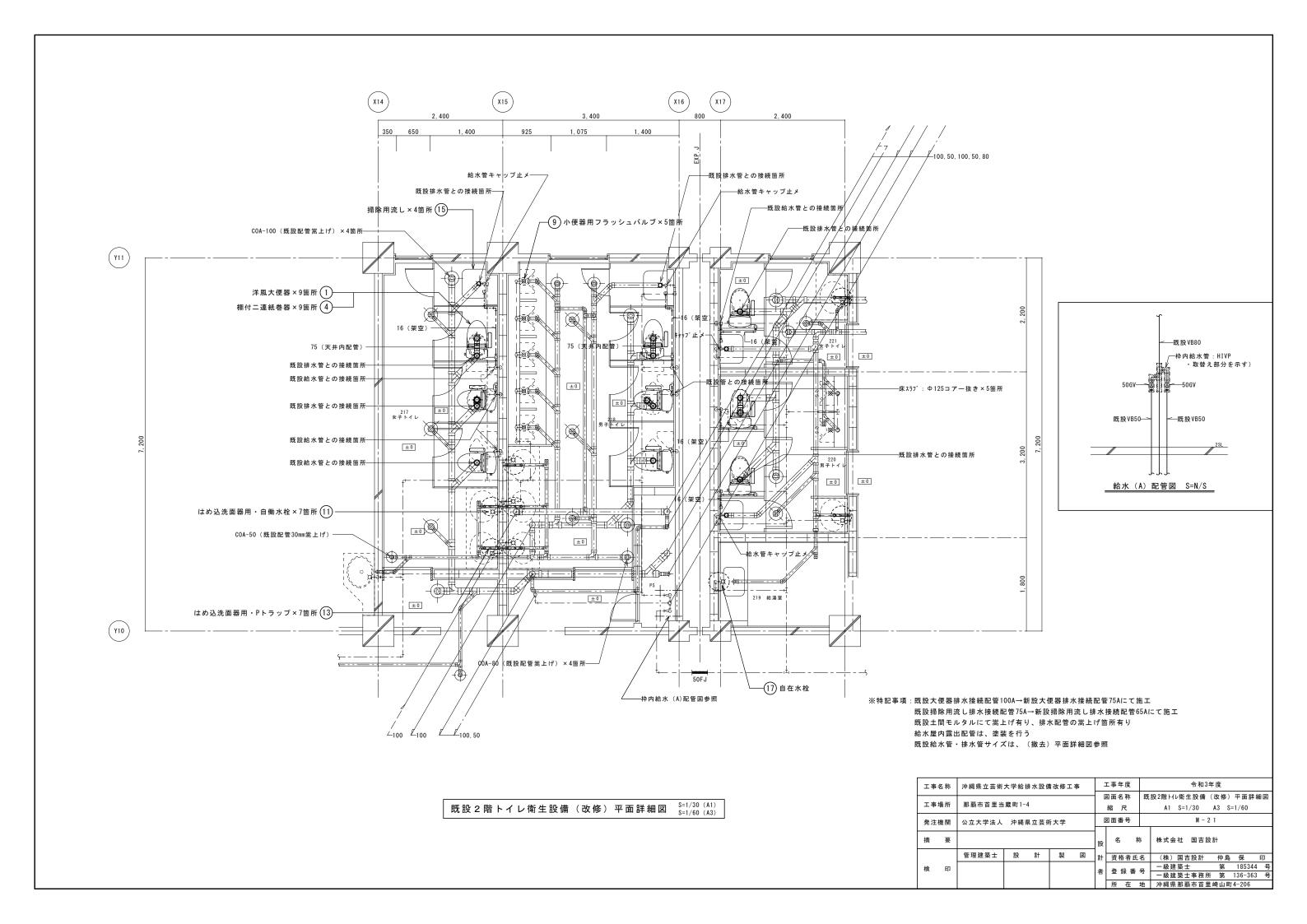


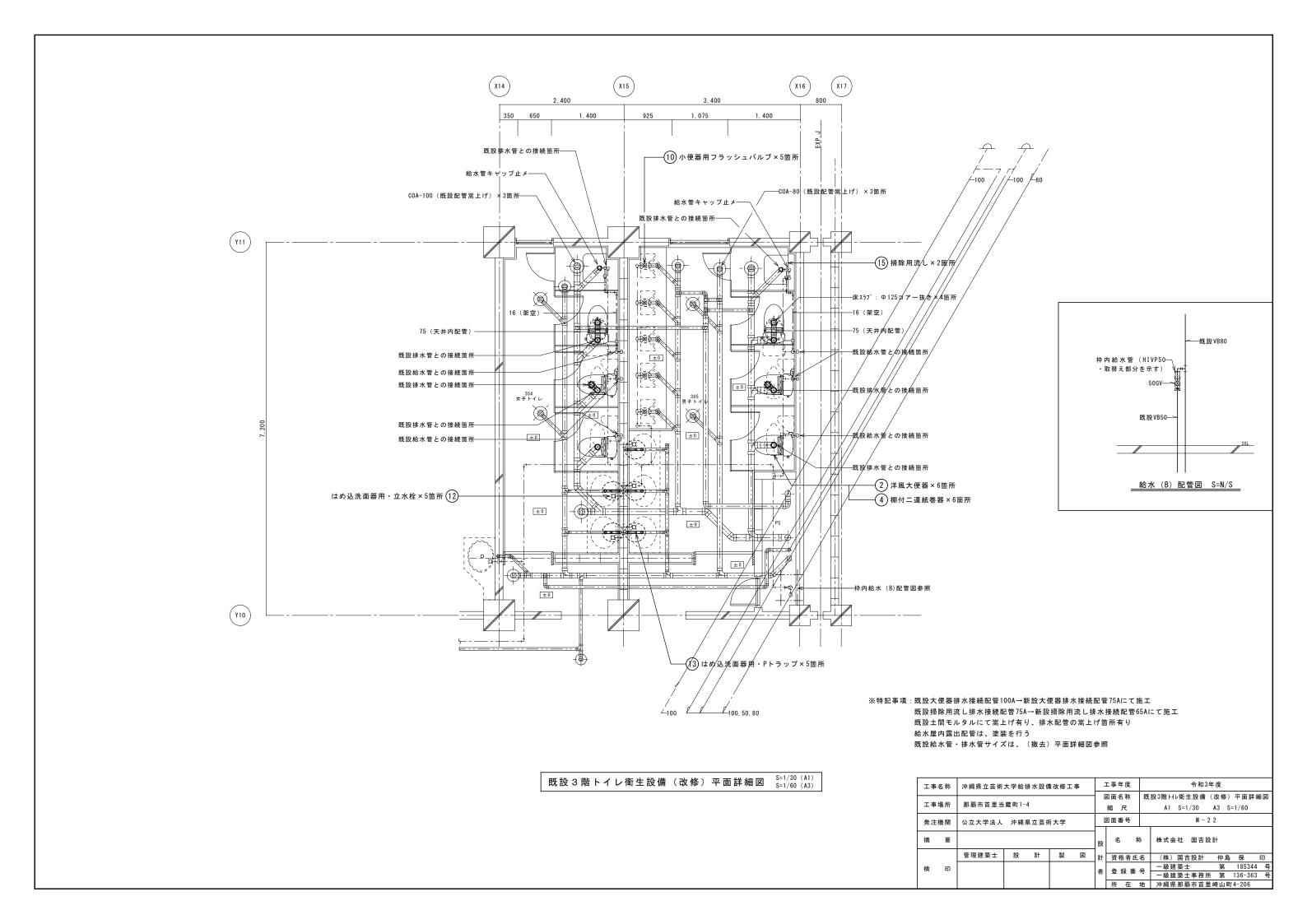


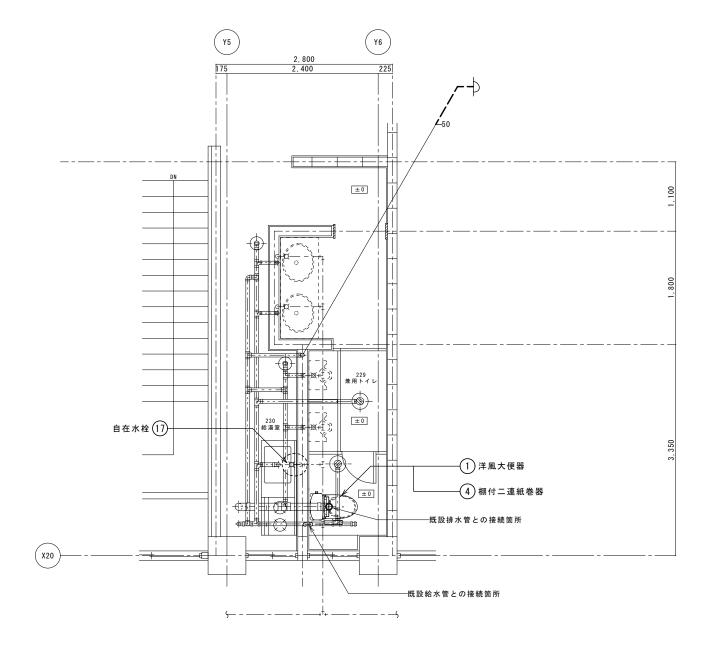








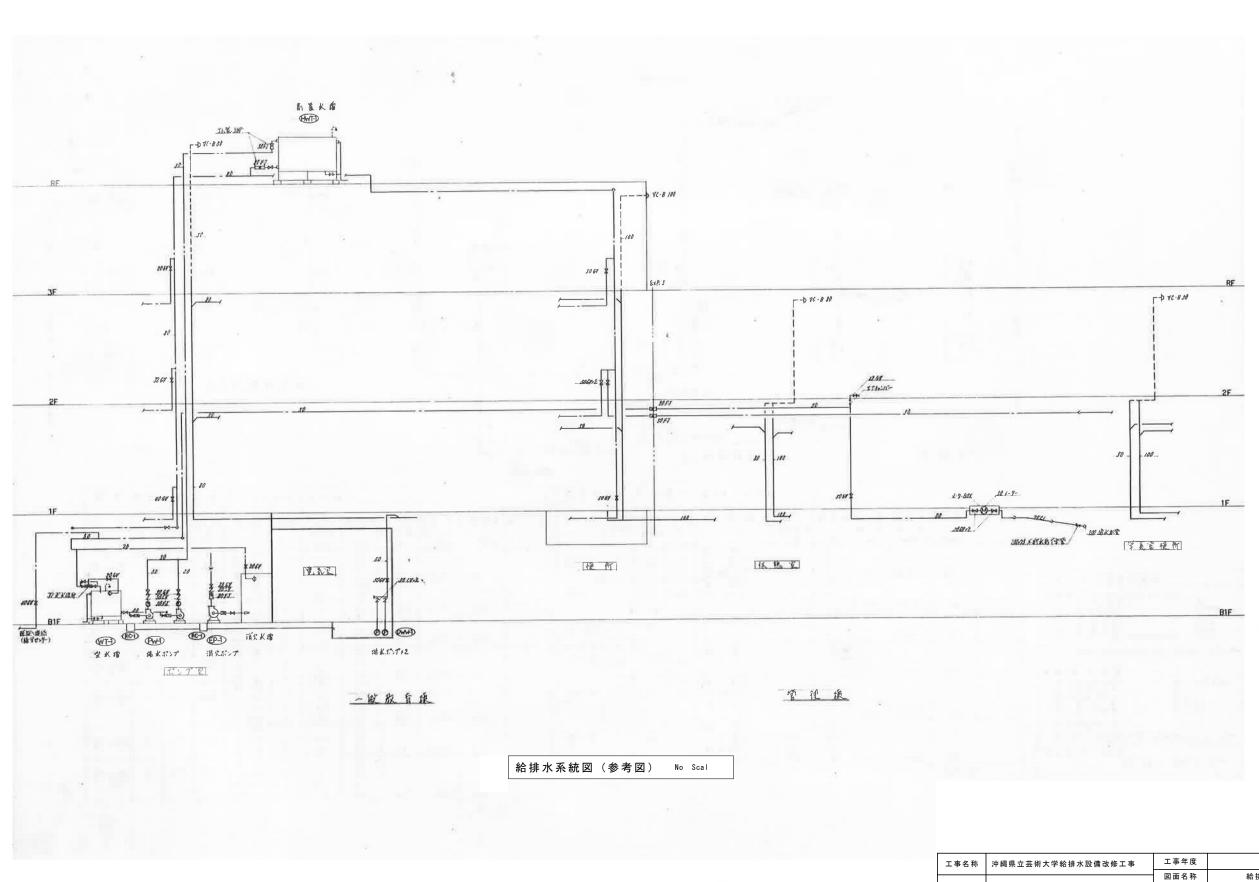




既設2階兼用トイレ衛生設備(改修)平面詳細図 S=1/30 (A1) S=1/60 (A3) ※特記事項:既設大便器排水接続配管100A→新設大便器排水接続配管75Aにて施工 既設掃除用流し排水接続配管75A→新設掃除用流し排水接続配管65Aにて施工 既設土間モルタルにて嵩上げ有り、排水配管の嵩上げ箇所有り 給水屋内露出配管は、塗装を行う

既設給水管・排水管サイズは、(撤去)平面詳細図参照

工事	事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事 事場所 那覇市首里当蔵町1-4 全機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学				事	- 1	工事年度 令和3年度							
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	-4				図面名称 縮 尺	既	既設2階兼用トイレ衛生設備(改修)平面詳細図 A1 S=1/30 A3 S=1/60				
発注	機関	公立大学法人	沖縄	県立芸術	析大学		[	図面番号		M - 2 3	3			
摘	要						設	名 科	7	株式会社 国吉設言	+			
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	EΠ	
検	印						者	登録番	D	一級建築士	第	185344	号	
							白	豆 鉢 曾	ヮ	一級建築士事務所	第	136-363	号	
								所在:	地	沖縄県那覇市首里岬	奇山町	4-206		



工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設備	<b>带改修工</b>	事	:	工事年度		令和3年	度		
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	4				図面名称縮 尺			(参え A3 S		
発注	機関	公立大学法人	沖縄!	県立芸術	· 大学		[	図面番号		M - 2			
摘	要						設	名和	尓	株式会社 国吉設制	H		
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株) 国吉設計	仲島	保	印
検	印						者	登録番	0	一級建築士	第	185344	두
							白	豆球钳	7	一級建築士事務所	第	136-363	.hr
								所 在	地	沖縄県那覇市首里	奇山町	4-206	

### 建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

令和2年7月改訂版

### 1 工事概要

(1) 工事名: 沖縄県立芸術大学施設(管理棟・一般教育棟)給排水設備改修工事

(2) 工事場所: 沖縄県那覇市首里当蔵町1-4

(3) 建物概要

, 0				
ſ	建築物の名称	構造及び階数	延べ面積( m)	用途区分
Г	管 理 棟	RC造、地上2階		大学
Γ	一般教養棟	RC造、地上3階		大学
Γ				
Γ				
Г	計			

(注: 延べ面積は建築基準法による表記)

### (4) **工事科目(O印を付けたものを適用する)**

工事科目		建物別及び屋外	
	管 理 棟	一般教養棟	屋外
電灯設備	0	0	
動力設備			
電熱設備			
雷保護設備			
受変電設備			
電力貯蔵設備			
発電設備			
構内情報通信網設備			
構内交換設備			
情報表示設備			
映像•音響設備			
拡声設備			
誘導支援設備			
テレビ共同受信設備	0		
監視カメラ設備			
駐車場管制設備			
防犯·入退室管理設備			
火災報告設備			
中央監視制御設備			
構内配電線路			
構内通信線路			
テレビ電波障害防除設備			
発生材処理			
撤去工事	0	0	
軽微な機械設備工事			
軽微な建築工事			

### 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和 年 月 日 時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び 令和 年 月 日 の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

### 3 電気設備工事仕様

### (1) 標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建 築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(平成31年版)(以下「標準仕様書」という。)
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版) 及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成31年版)による。

### (2) 特記仕様

- ア 項目の番号に〇印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に〇印が付いたものを適用する。ただし、〇印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に〇印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の( . . ) 内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

### 4 その他

### (1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法 等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働 者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

### (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告すると ともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、 速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

### (3) ワンデーレスポンスの実施

- ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程 管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が 生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

### (4) 工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法 第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することと しており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示、 承諾協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出 オスニレ
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意 契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

### (6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

### (7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように 努めなければならない。

### (8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9)ダンプトラック等による過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という) の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ト アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

### (10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の 承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

工事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設值	備改修工	事	⊢	L事年度		令和3年度
工事	場所	那覇市首里当	蔵町1	4				図面名称縮 尺		電気設備特記仕様書一 1 A1:A3=N/S
発注	機関	公立大学法人	沖縄リ	県立芸術	<b></b> 大学			図面番号		E - 0 1
摘	要						設	名和	尓	株式会社 国吉設計
		管理建築士	設	計	製	図	ä†	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印
検	印						者	登録番	号	一級建築士 第 185344 号 一級建築士事務所 第 136-363 号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206

			0
項目		 3事項	
	*		

### 一般共通事項

### 〇 1 工事実績情 報の登録

工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、 登録を要しない。

(1, 1, 4)

## (1, 1, 6)

○ 2 適用図書等 ※公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※公共建築設備工事標準図(平成31年版) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備·環

※営繕工事写真撮影要領(平成31年版)

※(建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和元年版)(国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修)

※建築材料·設備機材等品質性能評価事業 (建築材料等·設備機材等)評価名簿(令 和元年1月版) (一般社団法人公共建築協会)

### ○ 3 別契約の関 (1) 関連工事との取り合いは、別表 - 1 による。ただし、図示されたものを除く。 連工事

(1, 1, 7)

## 〇 4 工事の一時 (1.1.9)

工事の一時中止に係る計画の作成

やかに明示し、円滑な施工に協力すること。

中止に係る事項 (1) エ事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に 関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受ける ものとする。

(2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者 数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体 制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明ら かにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- 5 工事の余裕 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間 の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。
  - (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。
  - (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。
  - (4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものと する。
  - (5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期の 始期に提出するものとする。
  - (6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行っ てはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場 合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を 提出するものとする。
  - (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。
  - (8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなけれ ば、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。
- 6 概成工期 (1, 2, 1)

(1.2.3)

図示された範囲は、令和 年 月 日 までに完了すること。

## 〇 7 施工図等

- (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものと
- (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面 図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員 監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監 督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。
- (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出 する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以 内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。

### ⊃ 8 設計図CADデ ータの貸与

(1.3.1)

本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与された CADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならな l1°

施工管理体 (1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事 については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任 を要しない期間は、次のとおりとする。

### ア 現場施工に着手するまでの期間

- ・ 請負契約の締結の日の翌日から 令和 年 月 日 までの期間につい ては、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
- ※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機 材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又 は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日に ついては、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

### イ 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く) 事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任 技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

- (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について
  - ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監 理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していな ければならない。
  - イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術 者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなけれ ばならない。

○ 10 主任技術者 (1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等によ 等の資格 る。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合 主任技術者の資格 る。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格 は、以下による。

※ 資格の区分1

次のイ又は口に掲げるもの

- イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) による技術検定 (以下「技術検定」という。) のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者
- 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気 電子部門又は建設部門に合格した者
- ⊙ 資格の区分2

次のイ又は口に掲げるもの

イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者

- ロ 資格の区分1の口に掲げる者
- 資格の区分3

次のイ又は口に掲げるもの

- 建設業法第7条第2号イ又は口に定める実務経験を有する者
- ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を 有すると認定された者
- 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。

### 11 施工条件 (1, 3, 3)

施工条件は、図示及び以下による。

## ○ 12 交通安全管

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一 級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告 示第36号)

# 境保全等

(1.3.6)

 $(1 \ 3 \ 8)$ 

- 13 施工中の環 (1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設省 告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)による建設機 械を使用する。
  - (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策 型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平 成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設 機械を使用するものとする。
    - 一般工事用建設機械 (ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)
    - ア バックホウ
    - イ 車輪式トラクタショベル
    - ウ ブルドーザ
    - エ 発動発電機
    - 才 空気圧縮機
    - カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
    - キ ローラ類
    - ク ホイールクレーン

## 〇 14 発生材の処 (1, 3, 9)

適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の 状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など) (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。

発生材の種類及び処理方法 引渡しを要するもの ● 無 ・ 有(図示) 特別管理産業廃棄物 |⊙ |無 | ・ 有 (図示) ※現場調査を行う 再利用を図るもの | ⊙ | 無 | ・ | 有 (図示)

- (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄 物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正 に処理すること。
- (3) 建設リサイクルの推進について

受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」とい う。) により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」 を監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、 工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施 書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

(4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場 から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。

①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設

②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、 そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出

- (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる施設 のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済 的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化 に要する費用の変更は行わない。
- (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」 という。) については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するもの とする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理 するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、 産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正 処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要 である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている 「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)に ついて、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

- イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水 の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、 適正に処理すること。
- ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取 扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処
- (7) 撤去前に内容物 (燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等があ る場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用されている 場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。

エ事	名称	沖縄県立芸術	大学給	排水設	備改修工	事		□事年度		令和3年度
エ事	場所	那覇市首里当	蔵町1-	4				図面名称縮 尺		電 気 設 備 特 記 仕 様 書 - 2 A1: A3 = N/S
発注	機関	公立大学法人	沖縄!	県立芸術	析大学		[	図面番号		E - 0 2
摘	要						設	名 和	尓	株式会社 国吉設計
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印
検	ΕD							登録番	_	一級建築士 第 185344 号
							者	豆球钳	7	一級建築士事務所 第 136-363 号
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206

○ 15 工事の保険 等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※ 火災保険 ※ 組立保険	〇 20 完 出図書 (1.
	※ 請負業者賠償責任保険	
	· 建設工事保険	
	・ 労働災害総合保険	
	(9) 海凯光《桂港井文立任三九石淮ギス井文》周岭石和7.1、初始《《人日以内石和	
	(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入するにおいては、	
	入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3)建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。	
	ア 掛金収納書を契約後一か月以内に発注者に提出する。	
	イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。	
	ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。	
〇16 ゆいくる材に	(1) ゆいくる材の利用	
ついて	ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆい	
	くる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材	
	は率先して使用することとする。	
	イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用 できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて	21 情
	になる。この場合においても文注目は、「ゆいくる村田貞官理安領」に挙して 品質管理を実施しなければならない。	21 1F
	中 ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用	^_
	する。	
	(2) ゆいくる材の品質管理	
	ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいく	
	る材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。	
	イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手	
	後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を	
	行い、必要書類の交付を受けなければならない。	
	ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入	
	時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しな	
	ければならない。	
	エー受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結	
17 機材の品質	果を報告しなければならない。 ※ 工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとす	22 墜落
等	る。(製品番号等は参考であり限定しない。)	器具 器具
(1.4.2)	※ 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。	ни э-
( · · · · · <u>-</u> /	※ 使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建	
	築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	〇 23 仮
	*	(2. 1
18 化学物質の	(1) 化学物質の濃度測定の基準、測定時期、測定方法、測定対象室及び測定箇所数	
濃度測定	は以下により実施する。	
(1.5.7)	・「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関す	
	る措置について」(国営整第4号平成24年4月5日)	
	・ 「学校における室内空気汚染対策について」(15ス学健第11号平成15年7月4日)	
	測定対象室測定箇所数測定時期備考	
		24 ±
	(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けな	(2. 2
	l' <sub>o</sub>	○ 25 塗
19 技術検査	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。	(2. 7
(1.6.2)	(	○ 26 機
		〇 27 施
		00 7
		28 耐

) 20 完成時の提	(1) 本工事は電子納品対象工事とする。	O 30
出図書	電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品する	
(1.7.1)	ことをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)	
	に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。	
	なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議する	
	ものとする。 (2) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄県建設	
	(2) 工事元成凶書は、「妾領」に基づいた電ナナータとなっているか(一邦) 沖縄県建設 技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。	
	工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。	
	「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイル	
	フォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定 すること。	
	、	
	出しなければならない。	別表
	ア ゆいくる材利用状況報告書	73.2
	イ ゆいくる材出荷量証明書	
	(4) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを作成	機
	し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員との協議 により決定する。	
21 情報共有シ	本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。	
ステムの使用	(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット	
	環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協	貴
	議すること。	(は
	【インターネット環境】: ブロードバンド回線	箱
	【パソコンOS】 : Microsoft Windows 8. 1/10	(は
	【推奨ブラウザ】 : Internet Explorer 11 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して	
	協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらの	天
	データを共有・交換するものである。	
	(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定め	開
	た使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。	1
	(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの	換
	事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写	
22 墜落制止用	し等)を提出)。 ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達	
器具	するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用	
HH 23	器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を	
	遵守すること。	電
D 23 仮設工事	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。	
(2. 1. 1)	監督員事務所を本工事で	
	(※設置しない・・設置する (・・構内・・構外・・既存建物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。	
	設置する備品等の種類 数量 設置する備品等の種類 数量	
	以世)の帰山守の住쳐 双里 以世)の帰山守の住쳐 双里	
		自
	・ 足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組	净
	立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式	/#
0.4 土 土 市	により行うこと。	建
24 土工事 (2.2.1)	残土処分は(※構外適切処分・・構内敷ならし)とする。	
	金属管(金属製位置ボックス等を含む。)の塗装は図示によるほか、	自
(2. 7. 1)	(・屋内露出・屋外露出)箇所に塗装を施す。	
○26 機材	監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器	
	仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。	*
○27 施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標	
20 共事长子	準図による。 (1) 社会体エは下記による。 かい	
28 耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は、指定された 設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。	
	・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」	
		1

(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョ

本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土

イント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。

木建築部)によるものとし、位置は図示による。

29 磁気探査

- その他 (1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。
  - (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。
  - ・ 電力引込に係る負担金 (円)

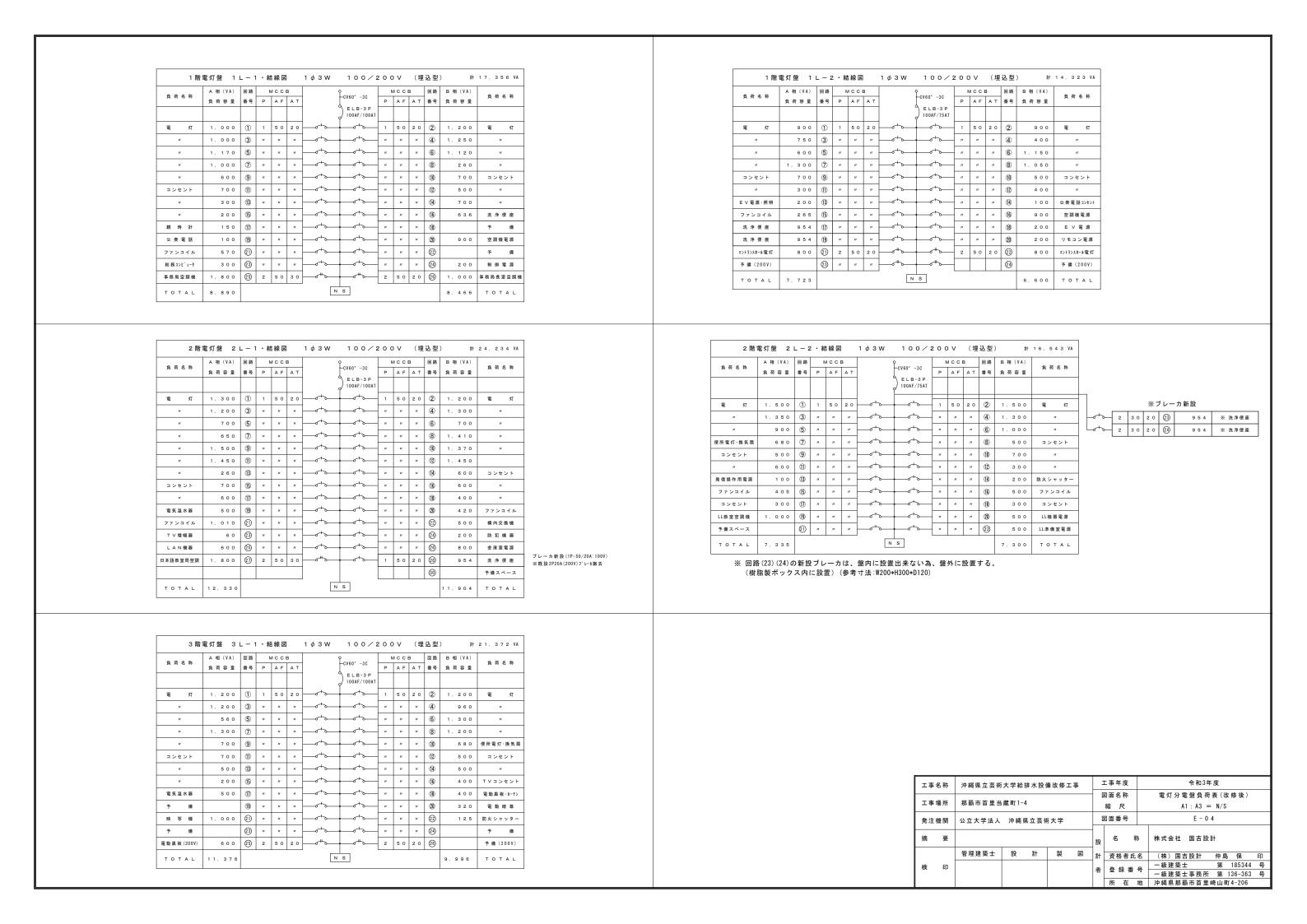
- (3) 図示されたものを除き、以下による。
- ⊙ 位置ボックスは (・ 金属製 ⊙ 合成樹脂製 ・ )とする。
- ⊙ フラッシュプレートは( ・ 樹脂製 ⊙ ステンレス製 ・ 黄銅WB製 ・ )とする。
- ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。
- ・ 一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

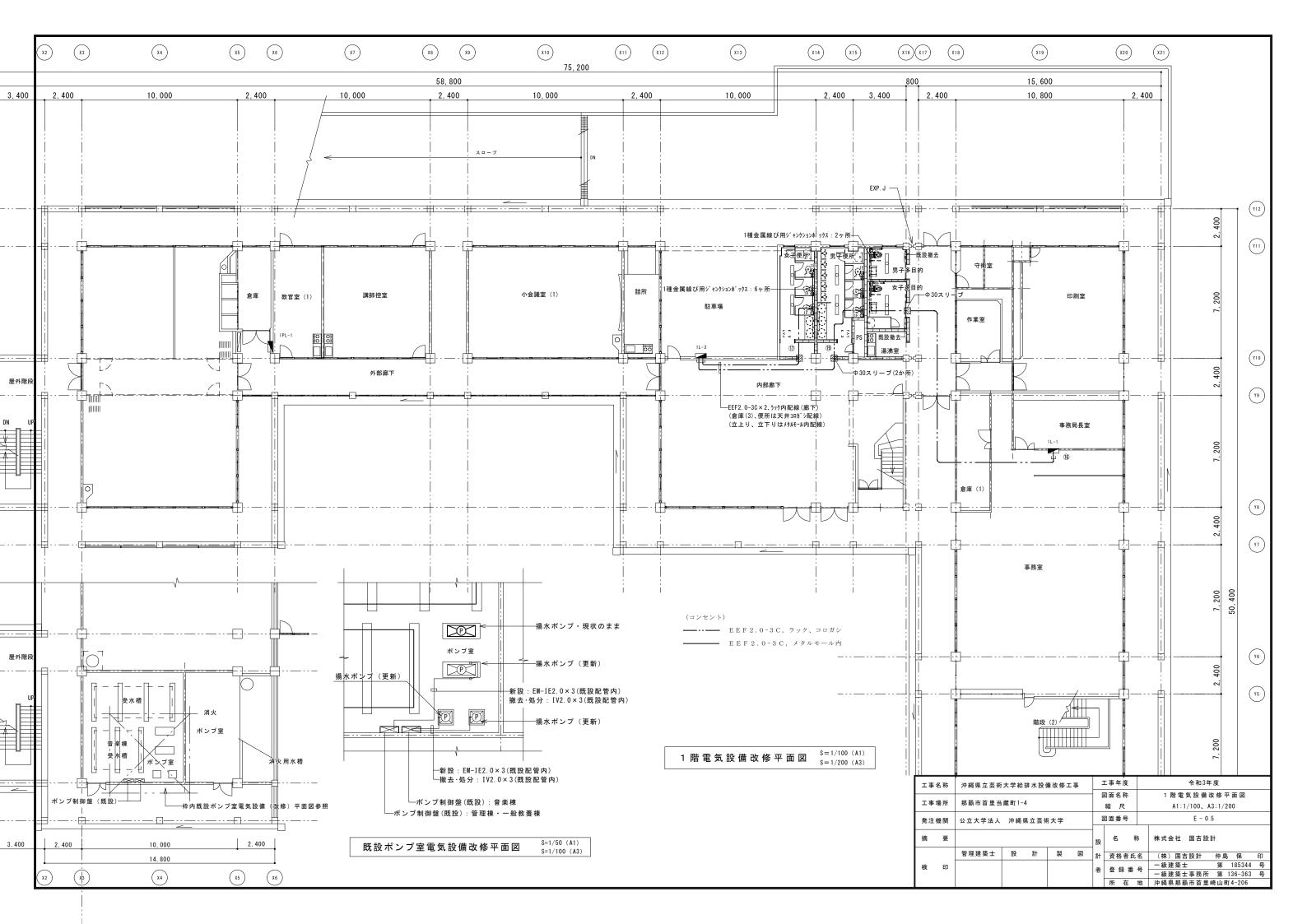
|表一1(関連工事との取り合い)

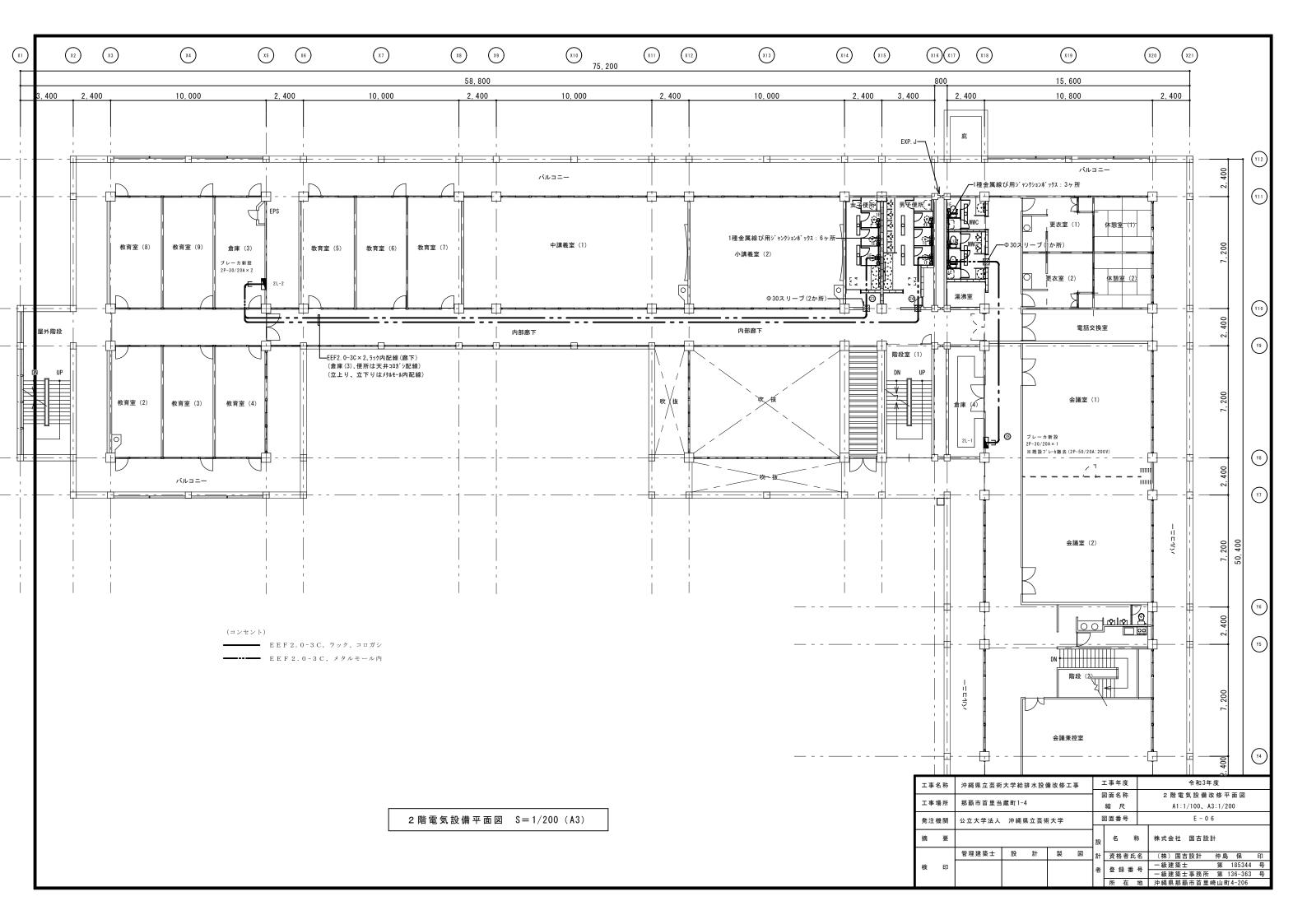
	<b>工事中</b> 应	本工事	別雄   機械 	工事
	工事内容	電気	機械	建築
機器の基礎	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)			*
	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)			*
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)	*		
	架台、アンカーボルト	*		
	スリーブ	*		
貫通スリーブ	補強鉄筋			*
(はり、床、壁)	スリーブの穴埋め	*		
箱入れ	箱入れ	*		
(はり、床、壁)	補強鉄筋			*
	型枠の穴埋め	*		
	墨出し	*		•
天井、壁の切り込み	下地組み、ボード類切り込み			
	(埋込照明器具、スピーカー等)			※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地			*
インサート	インサート	*		
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠		*	
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線		*	
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、	\"\		
	配線	*	•	
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作ス			
	イッチ間の配管	*	•	
電気配管配線	上記の配線		*	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との			
	間の配管	*	•	
	上記の配線		*	
	電極棒及びフロートスイッチの本体		*	
	上記の配管、配線	*		
	電気配管		•	
自動制御	電気配線			
	電源供給	*	•	
浄化槽	操作盤までの1次側電気工事	*	•	
	操作盤以降の2次側電気工事		*	
建具類駆動装置	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ			*
	上記の配管	*		
自動閉鎖装置	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強			*
	上記の配管、配線	*		

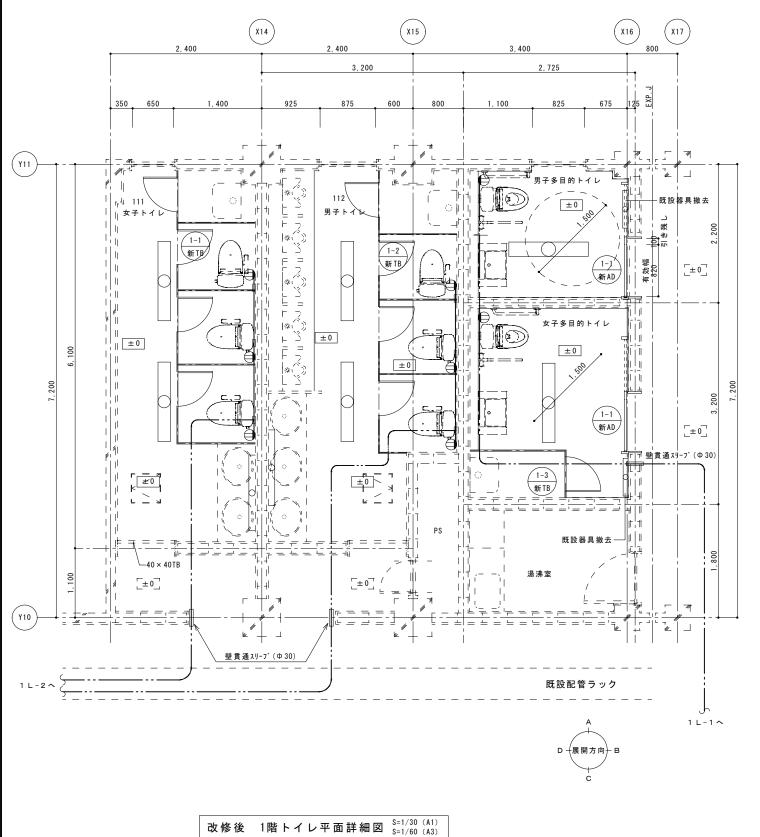
※配線は接続を含むものとする。

工事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事					工事年度			令和3年度				
工事場所 那覇市首里当蔵町1-4					図面名称 縮 尺			電気設備特記仕様書 — 3 A1: A3 = N/S				
発注機関	E .	公立大学法人 沖縄県立芸術大学						図面番号		E - 0 3		
摘 要	Ę.					設	設 名 称		株式会社 国吉設計			
		管理建築士	設	計	製	図	it+	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印		
検 印	p						者	登録番	号	一級建築士 第 185344 号 一級建築士事務所 第 136-363 号		
								所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206		

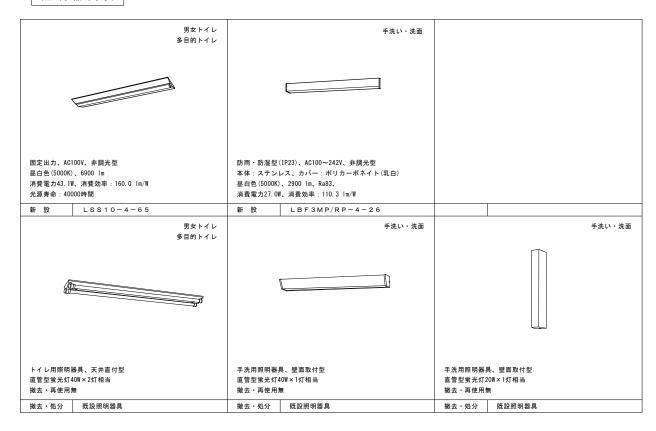








### 照明器具表



(コンセント)

EEF2.0-3C, ラック、コロガシ

EEF2.0-3C, メタルモール内

ジャンクションボックス

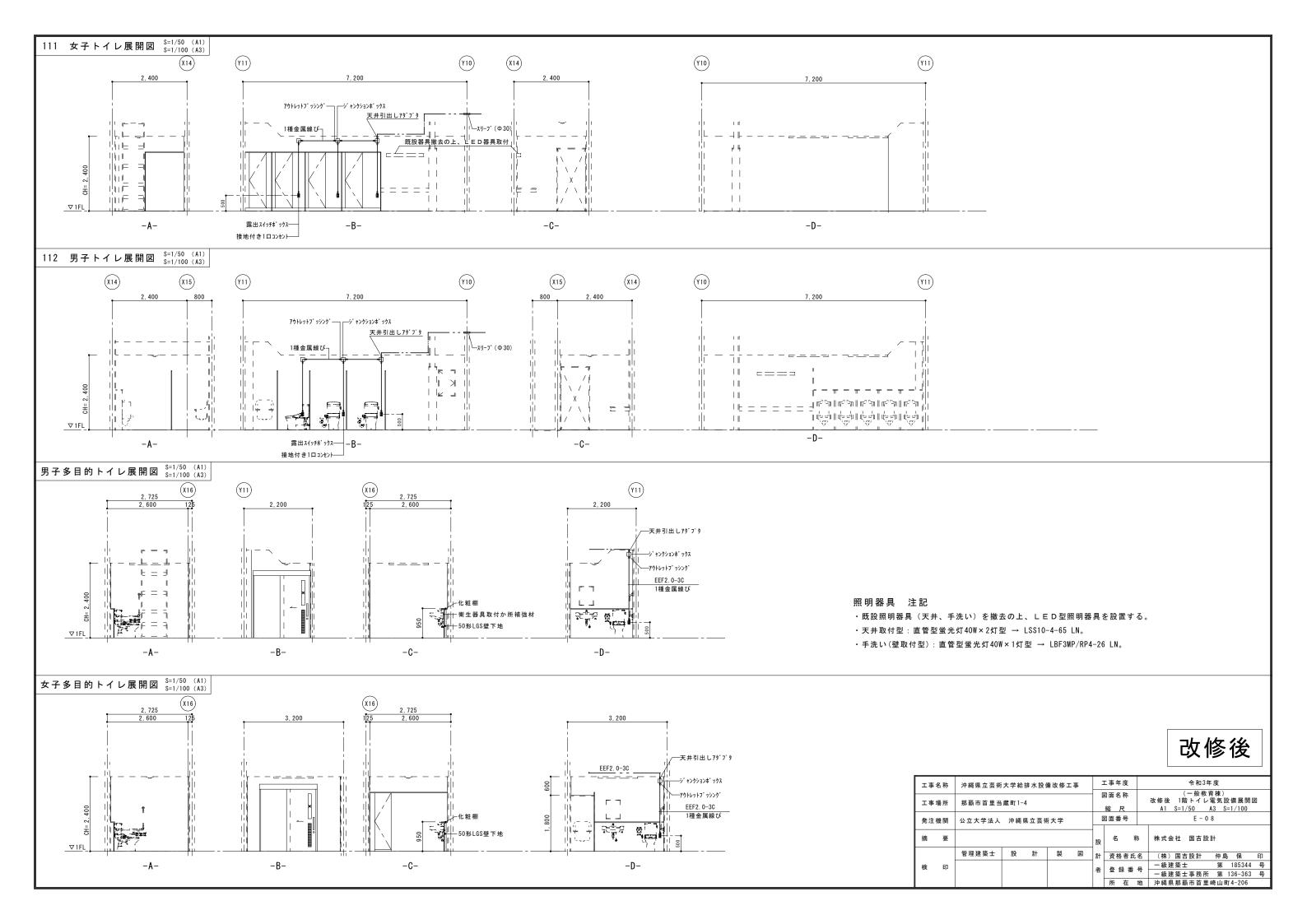
壁スリーブ, Φ30

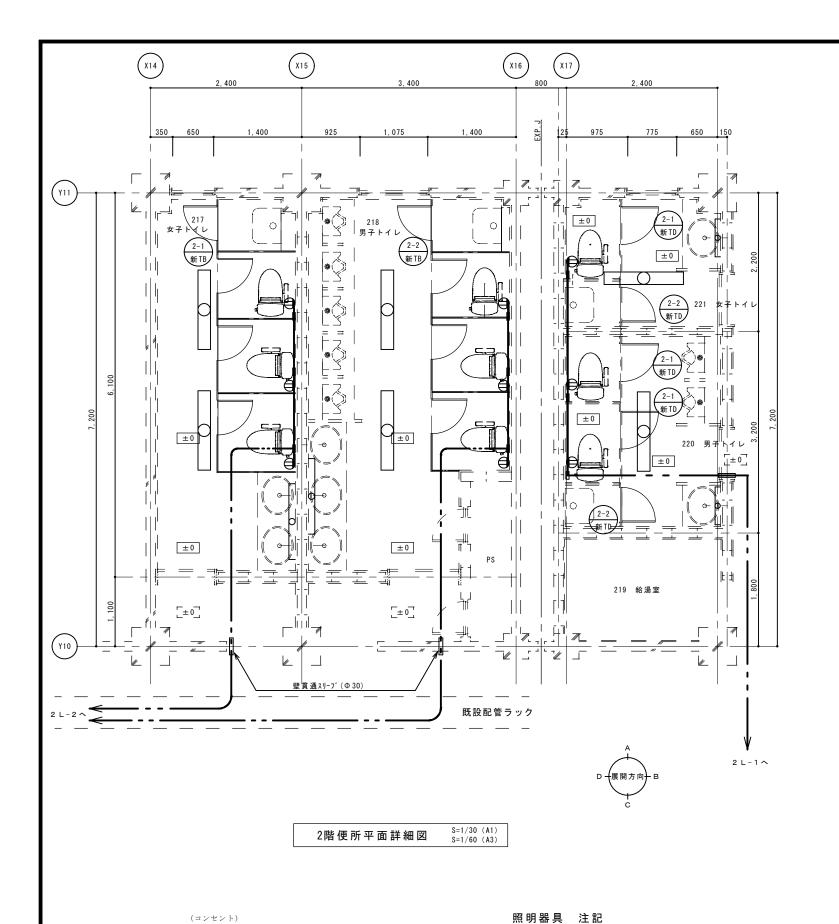
※ ジャンクションボックス、1個用露出スイッチボックスは一種金属線ぴ用

### 照明器具 注記

- ・既設照明器具(天井、手洗い)を撤去の上、LED型照明器具を設置する。
- ・天井取付型:直管型蛍光灯40W×2灯型 → LSS10-4-65 LN。
- ・手洗い(壁取付型): 直管型蛍光灯40W×1灯型 → LBF3MP/RP4-26 LN。(111・112)
- ・多目的トイレ手洗い(壁取付型):直管型蛍光灯20W×1灯型 → 撤去。
- ・既設配線再使用とする、撤去のみの場合は配線処理を行い、プレート処理とする。

工事	事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事						工事年度		令和3年度				
工事場所 那覇市首里当蔵町1-4							図面名称 に 縮 尺			改修後 1階トイレ電気設備平面詳細図 A1 S=1/30、50 A3 S=1/60、100			
発注機関 公立大学法人 沖縄県立芸術大学							図面番号		E - 0 7				
商	要						設	名和	ħ	株式会社 国吉設計			
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印			
<b>ф</b>	ΕD						者	登録番号		一級建築士 第 185344 <del>号</del>			
							_		地	一級建築士事務所 第 136-363 号 沖縄県那覇市首里崎山町4-206			





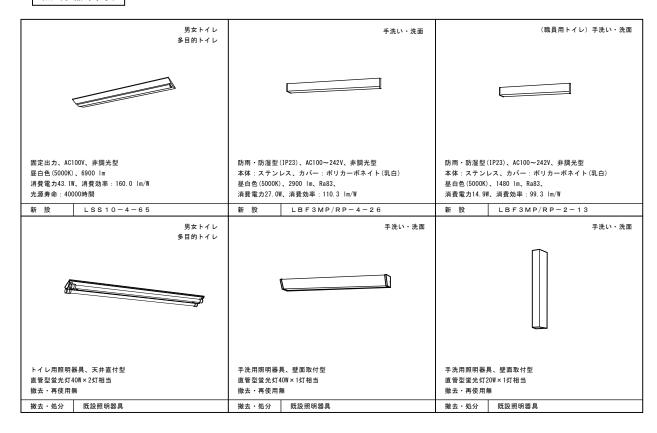
EEF2.0-3C, ラック、コロガシEEF2.0-3C, メタルモール内

ジャンクションボックス

※ ジャンクションボックス、1個用露出スイッチボックスは一種金属線ぴ用

壁スリーブ, Φ30

### 照明器具表



# 改修後

W 4) III 7. III
・既設照明器具(天井、手洗い)を撤去の上、LED型照明器具を設置する。
・天井取付型:直管型蛍光灯40W×2灯型 → LSS10-4-65 LN。
・手洗い(壁取付型):直管型蛍光灯40W×1灯型 → LBF3MP/RP4-26 LN。(217・218)
・手洗い(壁取付型):直管型蛍光灯20W×1灯型 → LBF3MP/RP2-13 LN。(220・221)

工事名称 沖縄県立芸術大学給排水設備改修工事					工事年度		令和3年度					
工事場所 那覇市首里当蔵町1-4					図面名称 縮 尺		***	改修後 2階トイレ電気設備平面詳細図 A1 S=1/30、50 A3 S=1/60、100				
発注	機関	公立大学法人 沖縄県立芸術大学					図面番号			E - 0 9		
摘	要						設	名 和	<b>f</b>	株式会社 国吉設計		
		管理建築士	設	計	製	図	計	資格者氏	名	(株)国吉設計 仲島 保 印		
検	印						者	登録番		一級建築士 第 185344 号		
							1	豆球钳	7	一級建築士事務所 第 136-363 号		
							ı	所 在	地	沖縄県那覇市首里崎山町4-206		

